研究費会計制度の日米比較

高橋 宏 (独)科学技術振興機構 企画評価部 主監

石橋 一郎 (独)科学技術振興機構 企画評価部 主査(予算担当)

2007年11月

文部科学省 科学技術政策研究所 第1調査研究グループ

本資料は、2007 年 4 月 12 日及び 10 月 23 日に科学技術政策研究所で行われた講演会の講演内容を、当研究所においてとりまとめたものである。

編集:第1調査研究グループ 上席研究官 治部 眞里

問い合わせ先:〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 文部科学省ビル 5階 文部科学省 科学技術政策研究所 第1調査研究グループ

TEL:03-3581-2395 FAX:03-5220-1252

講演者略歴





高橋 宏氏

東京大学理学部化学科博士課程・学位取得後、原子燃料工業(株)、米国シカゴ大学エリンコフェルミ研究所、仏サックレー国立研究所、古河電気工業(内8年海外駐在:中国西安2年、シリコンバレー4年、ロンドン2年)、東京大学教授(平成16年定年)を経て、平成16年より科学技術振興機構プログラムオフィサー、平成18年12月より主監(プログラムディレクター)、現在に至る。

石橋一郎氏

平成9年3月 東京都立大学理学部 卒

平成13年4月 文部科学省入省

平成18年2月 科学技術振興機構

平成 19 年 10 月現在 科学技術振興機構企画評価部主査(予算担当)

【講演】

「研究費会計制度の日米比較」

(独)科学技術振興機構 企画評価部 主監 高橋 宏 氏

平成19年4月12日

【司会】

それでは、講演会を始めさせていただきます。本日は、科学技術振興機構のプログラムディレクターであります高橋宏先生をお招きしております。ご存知のように、昨年の12月より総合科学技術会議の基本政策推進専門調査会のもとに、研究資金ワーキンググループが立ち上がっております。3月7日の研究資金ワーキンググループのヒヤリングにおいても、「研究費会計制度の日米比較」について講演されました。その後、NSF東京事務所などでの取材を経て、バージョンアップされたものを、本日お話し下さる予定になっております。どうぞ宜しくお願いいたします。

【高橋】

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただいたJSTの高橋でございます。

ご紹介頂きましたように、「研究費会計制度の日米比較」という題で、お話しさせていただくわけですが、平たく言いますと、いわゆる「日本では繰り越しできないのにアメリカでは繰り越しができる」という、象徴的な現象があるわけですけれども、それが私の話の中心テーマになります。このテーマは、言ってみれば、古くて新しいテーマという側面があって、過去、いろいろな方がお調べになって、日本の競争的資金制度の懸案になっておりますので、皆さんは、多分かなりのことはもうご存じだと思います。その意味では、せっかく皆さんにお忙しいところ来ていただいたのですが、私が何か新しいことをお伝えできるかどうか、不安なところもあるわけですけれども、ご存じのように、研究費に関しましては昨年いろいろなことがございまして、このテーマがまさしく時宜にかなったテーマという面がございますので、私なりにこの3年間調べてきた内容について、ご紹介させていただこうと思います。

今もお話にあったように、内容についてはプレリミナリーには、去年の8月に文科省でお話しさせていただき、最近は3月7日に総合科学技術会議の研究資金ワーキンググループで、お話しさせていただいた内容を、バージョンアップした形で、お話しさせていただこうと思っております。まさ

に現下の重要テーマという背景もございまして、いろいろな方がこのテーマに興味を持っていただいて、いろいろなところからお声をかけていただいて、ご紹介させていただいている内容でございます。なお、研究費会計制度の会計という部分でございますが、かなり特殊な世界でございまして、私も基本的には理科系の研究者なのですが、研究者にとって、会計はなかなか手ごわいところがございます。その意味で、隣に座っております堰がいわゆる会計屋さんでございまして、私と堰が二人三脚でこの3年間調べた内容について、ご紹介させていただこうと思います。

目 次

- 1. 研究費の種類、競争的研究費の種類 (種類によって会計上の仕組みは異なるはず)
- 2. 競争的(研究)資金会計の日米比較
- 3. 日米の国家会計制度比較
- 4. 会計制度の影響をうけるファンディングの仕組み
 - ・採択審査にかける時間 → 審査の質
 - 年複数回公募設定の利便性

[PPT-2]

[PPT-2]

お話しさせていただく内容の目次でございますが、最初に研究費の種類とか、競争的研究費の種類、これは多分皆さんご存じだと思いますけれども、きょうのお話をよく理解していただくために、念のため、説明させていただこうと思います。といいますのも、言うまでもなく、種類によって会計上の仕組みが異なるからでございます。次に、競争的(研究)資金、研究という言葉を入れるのが正確なのでしょうけれども、お話の中では時々競争的資金と呼ばせていただくことも多いかと思いますが、日米比較についてお話しさせていただきます。なぜ競争的資金の仕組みが日米で異なるかといいますと、結局、国家の会計制度が日本とアメリカで異なるという背景がございますの

で、これについても若干お話しさせていただきます。ただし、これは非常に複雑な奥行きの深いと ころで、私も決して専門家ではございませんので、十分なご説明はできないかと思いますけれども、 関連する部分についてご紹介させていただこうと思います。

次に、4番目といたしまして、競争的資金の会計上の仕組みが、個々の課題の会計上のマネジメントだけではなくて、日本のファンディングの仕組みにも、大きな影響を与えているという側面がございまして、例えば具体的に言うと、採択審査にかける時間がアメリカは約10カ月かけているところを、日本は約6カ月でやっているとか、そのことがいろいろな細かいところに影響を及ぼしていますので、そうしたこともお話しさせていただこうと思いますし、さらに、年複数回公募、これも結局会計制度にかかわる現象として、日本とアメリカで異なっているわけですが、そのことについてもご紹介させていただこうと思います。

研究費の効率最大化こそが重要

- ▶本講演は競争的(研究)資金を対象とする
- >競争的資金は「審査」があるために下期にならなければ使えない。それが、研究の主要資金になっている。
- ▶競争的資金には種類があり、種類によって扱いが異なる。
- →公的研究資金は国民の血税、不正使用は許されない。一方、科学技術の重要性と期待も増しており、限られた研究資金を有効に使用し、研究成果を最大化することも必要。
- ▶不正対策と使用効率最大化の両立を図ることが重要。
- ▶本講演は、使用効率の最大化がテーマ。

[PPT-3]

[PPT-3]

ところで、なぜ私がこのテーマに注目して、調べてきたかという背景でございますが、研究費といっても非常に幅広い概念でございますので、きょうはその中の競争的資金のみに注目して、お話しさせていただこうと思いますが、競争的資金の特徴は審査があるということでございます。で

すから、半年の審査期間を設けますと、お金は下期にならなければ使えないわけですけれども、 そのような競争的資金が、日本の研究資金の主要な資金になっているわけで、日本の研究体制 に重大な影響を与えているという状況を憂えているからでございます。なお、競争的資金には種 類がございます。種類によって扱いが異なりますのでこれも非常に重要なポイントでございます。 公的研究資金は国民の血税でございますので、不正使用は許されないわけですけれども、一方、 科学技術の重要性と期待も増しておりまして、限られた研究資金を有効に活用し、研究成果を最 大化するということも、極めて重要なことと考えております。つまり不正対策と使用効率の最大化の 両立を図ることが、重要だと思っておりまして、その意味で、きょうのお話は使用効率の最大化を テーマとして、お話しさせていただこうと思っております。

私は、基本的には理系の研究者ですが、どうして研究費会計制度というテーマに関心を持って、3年間いろいろ調べてきたかという背景を、簡単にご説明させていただこうと思います。現在、私は、JSTにいるわけですけれども、JSTにプログラムオフィサー・制度室というのができまして、その責任者を、務めさせていただいておりますが、研究資金のマネジメントも、プログラムオフィサーの重要な役割の1つでございます。プログラムオフィサー制度についてはまた機会があれば、詳しくご説明させていただきたいと思いますが、現在、私がJSTでこういったものを担当している人間であるということだけ、ここではご紹介させていただこうと思います。

なお、JSTではプログラム調整室というものも、新しく発足して活動を開始しております。責任者は元東大副学長だった小間先生が、JST研究主監ということで担当しておられます。(なおこれらは後から加えたパワーポイントでございますので、お手元の資料には載っておりませんがご容赦いただきたいと思います)。このプログラム調整室は、大学の先生方に対して監査という立場ではなくて、研究資金の使い方、あるいは、その使用状況について先生方にアドバイスするという立場で、いろいろ活動する機能を持った組織でございます。また男女共同参画室というのもございまして、併せて3つの「室」を立ち上げたわけでございます。男女共同参画室がどういう仕事をするかは、タイトルを見ればもう一目瞭然、皆さんにはおわかりいただけると思いますので、詳しいことは省略させていただきます。

次に、私がきょうお話しする研究費の会計制度の日米比較について、今までどのように調べてきたかということを、ざっとご紹介させていただきます。NSFにはRotatorと言いまして大学の先生が、2~3年、NSFで仕事をする仕組みがございますが、そのRotatorに一日も早く仕事になれて貰うために、一週間山小屋で研修を行うRotator Seminarがございます。そのRotator Seminarに私も平成16年11月に参加させていただきまして、ここでいろいろNSFのことについて学ばせていただ

きました。また、同じ年の12月ですけれども、NIHでPO-Seminarというのが、日本人のために開かれまして、JSTから3人、農水省からお一人、厚労省からお一人、NEDOからお一人、合計6名が、2週間NIHのPO制度について、学ばせていただくというチャンスがございまして、そのときにも、私は、参加させていただきました。この写真に文科省の生川計画官がおられますが、当時はワシントンに駐在しておられて、このセミナーについていろいろアレンジしていただいた背景がございます。この写真では先ほどの6人が何か紙を持っていますけれども、これは2週間の研修が無事終えたという修了証書でございまして、こんなものもいただいたわけでございます。

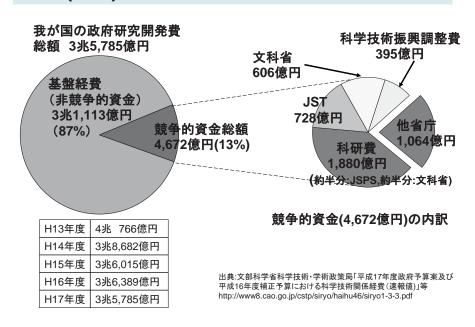
さらに平成18年1月ですけれども、NSFに訪問していろいろ情報収集いたしました。また、アメリカにはUSDA、最後のAはAgriculture、アメリカの農水省でございますが、そこもファンディングをやっているわけですけれども、そこにも訪問させていただいて、ここに座っている堰もこの写真に写っておりますが、そうした調査の内容、また、そのときに知り合った人たちとのEメールでのやりとり、あるいは、NSFや、NHIが発表している様々なドキュメントがございますが、そういったものを学んできょうお話しするような内容の知識を、収集したわけでございます。

それから、私のバックグラウンドでございますけれども、簡単にご紹介させていただきますと、私は理学部化学の出身でございまして、最初の5~6年間はいわゆる「学」というところにおりまして、シカゴ大学のエンリコフェルミ研究所で、ちょうど当時アポロプロジェクト真っ盛りのころだったわけですが、その予算で、米国に留学致しまして、さらに、フランスのサックレー国立研究所で、その続きを半年間、訪問教授として研究致しました。その頃は、宇宙科学といいますか、地球科学といいますか、そういった分野の研究者だったわけですが、アポロプロジェクトが終わった途端に予算がつかなくなりまして、アポロプロジェクトに参画していたドクターが、翌日からタクシーの運転手になるという現象も、アメリカではよく起きるわけですけれども、そういったこととも若干関係があって、結局、私は日本に帰ってきまして、古河電気工業という会社に勤めまして、光ファイバーの開発に従事いたしまして、ざっと二十数年間この分野の仕事をしたわけですが、その間、中国の西安で工場建設の仕事を2年間やり、シリコンバレーで4年間、ロンドンで2年間ベンチャー会社の社長を勤めました。ベンチャー会社の責任者をやりますと、お金のマネジメントもすべてやらなければならないということと、会社は現地の会計士の監査を受けますので、そうした経験から、基本的に理系の研究者である私が会計制度についてはいろいろ学ぶ機会があったということを申し上げたくて、自己紹介させていただいているわけでございます。

ほぼ6年ぶりに日本に帰ってきたのですけれども、縁があって東京大学で客員教授を5年間務めまして、そのときに環境問題に取り組んだわけですが、この5年の間に、科研費とNEDOのお

金とJSTの戦略創造のお金を使わせていただきました。戦略創造に関しては共同研究者という形で、参画させていただきましたが、企業や外国で柔軟性のある資金で研究を行ってきた者が5年間日本の大学で競争的資金を使うと、大学の先生がおられれば、ご理解いただけると思うのですが、想像を絶する苦労を致します。そういう経験を積んで、ご縁があってJSTに勤めて3年たつわけですけれども、少しオーバーな言い方をすると、天なのか、神様なのか知りませんけれども、「なんじ何とかせよ」という指示を受けているよう気がしておりまして、日本の研究費の会計制度を何とかしたいという思いがあるわけでございます。「産」と「学」で経験を積んだ者が現在JSTという「官」的なところで仕事をしているわけで何かお役に立つことが出来るのではないかという気がしております。

2005(H17)年度の我が国の研究開発予算構造



[PPT-4]

[PPT-4]

この図は、1年ほど古いデータで申しわけございませんが、平成17年度の我が国の政府系の研究開発費の総額でございまして、3兆6,000億円あるわけですが、このうちの13%がいわゆる競争的資金と呼ばれていまして、その内訳がここに示されております。この13%が、ご存じのように、10年前は6%だったものが、この10年間で13%になって、先ほども申し上げたとおり、競争

的資金というものの重要性が日本の研究費の中で非常に重要性を増しているわけでございます。 それが、非常に使いづらいお金になっているという事情がございまして、何とかしたいという思い が私にあるわけでございます。

H17年度競争的資金37制度の予算の種類分類

省庁名	担当機関	制度名	予算(百万円)	予算の種類
内閣府	本府	食品健康影響評価技術研究に必要な経費	123	委託費
	本府	沖縄産学官共同研究の推進	401	補助金
		小計	524	
総務省	(独)情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進制度	10,300	運営費交付金
	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	3,181	委託費
	(独)情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	640	運営費交付金
	消防庁	消防防災科学技術研究開発制度	370	委託費
	(独)情報通信研究機構	情報通信分野における基礎研究推進制度		運営費交付金
		小計	14,697	
	本省 (独)日本学術振興会	科学研究費補助金	188,000	補助金
	(独)科学技術新興機構	戦略的創造研究推進事業	47,595	運営費交付金
	内閣府·本省·JST	科学技術振興調整費	39,500	委託費
	本省	21世紀COEプログラム	38,171	補助金
	本省•JST	原子力システム研究開発委託費	12,145	委託費
文部科学省	(独)科学技術新興機構	独創的シーズ展開事業	9,674	運営費交付金
	本省·JST	キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会の ニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT)		委託費
	(独)科学技術新興機構	重点地域研究開発推進事業		運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	地域結集型共同研究事業		運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	先端計測分析技術·機器開発		運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	革新技術開発研究事業	1,890	運営費交付金
	本省	独創的革新技術開発研究提案公募制度	1,318	補助金
	本省	地球観測システム構築推進プラン	1,017	委託費
	本省	大学発ベンチャー創出支援制度	25	補助金

[PPT-5]

[PPT-5]

今、申し上げた13%、即ち4,674億円の内訳でございますけれども、平成17年は、全部で37制度の競争的資金制度がありこの表に一覧表として示されております。この表は最右欄を除いてインッターネットのホームページとか、いろいろなところに出ておりますが、最右欄のお金の種類に関しては、文部科学省に教えて頂いて私が記入したものでございまして、競争的資金の種類が示してございます。具体的に申しますと、補助金と呼ばれているもの、委託費と呼ばれているもの、運営費交付金と呼ばれているもの、この3種類があることを示しております。37制度を1つの表には全部入れられませんので

H17年度競争的資金37制度の予算の種類分類

続き

	本省	厚生労働科学研究費補助金			補助金
厚生労働省	(独)医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業			運営費交付金
			小計	40,411	
農林水産省	(独)農業·生物系特定産業 技術研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業		4,455	運営費交付金
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業		3,846	委託費
	(独)農業·生物系特定産業 技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業		2,670	運営費交付金
	本省	農林水産・食品分野における民間研究助成		1,433	補助金
			小計	12,404	
経済産業省	本省	地域新生コンソーシアム研究開発事業		13,720	委託費
	(独)新エネルギー・産業技術 総合開発機構	産業技術研究助成事業		6,164	運営費交付金
	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業		4,659	運営費交付金
	(独)新エネルギー・産業技術 総合開発機構	大学発事業創出実用化研究開発事業		3,162	運営費交付金
	本省	革新的実用原子力技術開発事業		2,183	補助金
			小計	29,888	
国土交通省	(独)鉄道建設·運輸施設整備 支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度		444	委託費
	本省	建設技術研究開発助成制度		350	補助金
			小計	794	
環境省	本省・(社)国際環境研究協会	地球環境研究総合推進費		3,015	委託費
	本省	地球温暖化対策技術開発事業		2,676	補助金
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金		1,150	補助金
	本省	環境技術開発等推進費	1.01	815	委託費
			小計	7,656	
	合計			467,338	

[PPT-6]

[PPT-6]

次の表と合わせて、全部で37制度になるわけでございます。

我が国の予算の種類別競争的資金の分類

平成17年度において我が国は37制度の競争的研究資金プログラムがあるが、それらは、予算の種類によって3分類できる。予算の種類によって法的枠組みが異なり、「繰越」「期間延長」「費目間流用」等の扱いも異なる。

下記3種類の違いを認識している研究者は殆んどいない。

- (1)補助金:「補助金適正化法」により規定される国庫資金:科研費がその代表。科研費の約半分はJSPSによりマネジメントされているが、お金は国庫資金。
- (2)委託費:民法に基づく委託契約概念が適用される国庫資金(一部の委託費は 「補助金適正化法」の対象予算となっている)。科学技術振興調整費が 代表。ビジネス委託契約をお手本としており、研究費としては使いづらい 米国は、「ビジネス委託契約」と「R&D委託契約」を法的に区別 しているとの話があり、是非詳しく調べたい
- (3)運営費交付金:独立行政法人に交付され国庫から離れる。理論的には民間資金的要素を持つ。JSTの戦略的創造事業予算が代表。JSTはこの予算を「委託契約」により研究者に提供するので「委託費」と呼ばれることがあるが、「(2)の委託費」とは異なる。

今後「独法委託費」と「国家委託費」を区別することを提案したい

[PPT-7]

[PPT-7]

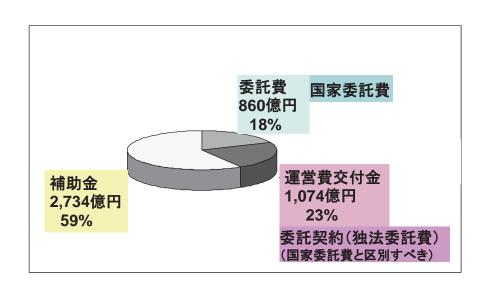
この3つのお金の割合をお示しする前に、補助金と委託費と運営費交付金が、どのようなものかというかということを、念のため簡単にご説明させていただきますと、補助金というのは、いわゆる補助金適正化法により規定される国庫資金でございまして、科研費がその代表になります。なお、科研費の約半分はJSPSによってマネジメントされているわけですが、JSPSによってマネジメントされているものもやはり補助金でございまして、国庫資金であることに変わりはございません。

それから、委託費、これは民法に基づく委託契約概念が適用され、やはり国庫資金でございます。ただ、私も最近まで知らなかったのですが、委託費と呼ばれているものでも一部のものは補助金適正化法の対象になっているということで、名前は委託費でありながら、補助金と変わらない扱いになっているようでございます。非常にややこしいと思っております。委託費は、委託契約というものを結んで、研究者に使っていただくことになるわけですが、その場合に日本では、ビジネスの委託契約と研究開発の委託契約と、法的には全く区別していないと思います。ですけれども、これは聞きかじりなのですが、アメリカではビジネス委託契約とR&D委託契約を、法的に区別しているという話がございまして、私は、非常にこれに興味を持っていて調べているのですが、まだ結

論がでておりません。委託費の代表例が科学技術振興調整費でございます。

3つ目として、運営費交付金がございます。これは独立行政法人に交付されて、国庫から一応離れますので、理屈としては、民間資金的な要素を持ちます。JSTの戦略的創造事業予算がその代表例になるわけですけれども、この予算をJSTは委託契約によって研究者に提供します。それで、これも委託費と呼ばれることが多くございまして、この委託費と先ほどの2番目の委託費が、区別されずに議論されることが多いわけですけれども、実態はかなり異なっております。それで、私は最後にも提案したいのですが、今後、独法委託費と国家委託費というように両者を区別して、扱ったほうがいいのではないかという気が致します。ただし、一方で、委託費と補助金の区別すら認識している研究者や大学の先生はほとんどいませんし、大学の先生方から、競争的資金はいろいろ手続が異なっていてややこしくて困る、何とか統一してくれないかという要望が出されているわけですが、そういう中でさらに区分を増やすのかというジレンマがございまして、難しいところだと思っております。

H17年度競争的研究資金の予算別分類

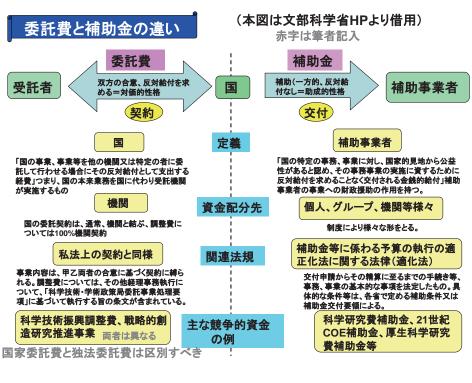


[PPT-8]

[PPT-8]

先ほどお示しした競争的資金の四千数百億を、今ご説明した3つに分類しますと、このようにな

ります。まず補助金が2,734億で全体の59%になります。それから、国家委託費が、あえて国家 委託費と呼びますけれども、全体の18%でございまして、運営費交付金が23%、これを私はぜ ひとも独法委託費と呼んで、国家委託費と区別すべきだと思っているわけですが、このような割合 になっております。



[PPT-9]

[PPT-9]

それから、委託費と補助金がどう違うかということですが、この図は文科省さんのホームページに出ているものをそのまま引用しております。詳しくご説明する時間もございませんし、皆さんは、多分ご存じのことかと思います。ただし、文科省さんのこの図、先ほども申し上げた振興調整費と戦略的創造推進事業、これは先ほど私の使った言葉で言うと、前者が国家委託費で、後者が独法委託費ですけれども、この表では同じに分類されております。この赤い字は私が書き加えたわけですが、両者を区別すべきと記入してございます。

米国の競争的資金(ファンド)には3種類がある

- ★Grants:ボトムアップ研究:基礎研究(日本の科研費:補助金研究に相当)
 - · an "assistance mechanism"
 - ·who initiates the research? Investigator-initiated vs.

Institute-initiated

- ★Cooperative Agreements: FAと研究者との共同研究
 - substantial FA staff involvement
 - ·often FA initiated
 - grantee primary responsibility for research
- ★Contracts:目的達成型研究(日本の委託費研究に相当)
 - · "service" for the government
 - *program official monitors product delivery and quality
- ★上記ファンドの種類によって会計上の扱いが異なる可能性あり本講演の米国の情況はGrantに関するもの。NSF、NIHのファンドの8~9割はGrant。但し、DOD、DOEなどの競争的資金はContractの可能性あり

 ★米国は「R&D Contract」と「Business Contract」で法的枠組みが異なると
- ★米国は「R&D Contract」と「Business Contract」で法的枠組みが異なるとの話があり、是非確認したい

[PPT-10]

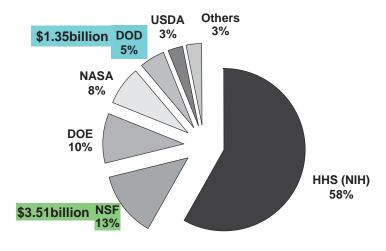
[PPT-10]

只今、日本の競争的資金に種類があるということを申し上げたわけですが、同じようにアメリカの競争的資金にも種類がございます。日本は補助金と委託費と運営費交付金という分類があるわけですが、アメリカでは、「Grant」と「Cooperative Agreement」と「Contract」、この3種類に分類しております。安易に比較するというのは、私は危険だと思っているのですけれども、あえて安易に比較しますと、このGrantが日本の科研費に相当すると思います。日本の科研費はJSPSさんのホームページを見ると、Grant-in-Aidとなっております。Grant-in-AidとGrantとどう違うのだろうと調べましたところ、アメリカの会計的なドキュメントに、「GrantとGrants-in-Aidの違い」というところを昨夜見つけたのですけれども、まだ読んでいないものですから、正確なところはわかりません。その意味でも、日本の科研費がGrant-in-Aidだとすると、やっぱりGrantとGrant-in-Aidは、厳密に言うと違うわけでございますが、似ている部分として、要するにAssistance Mechanism、つまり補助金ということ、また、要するにボトムアップの研究に対して与えられる競争的資金であるという点は共通と言えるかと思います。次に、Cooperative Agreement、これは辞書的に訳せば共同研究になるわけでございまして、だれとだれが共同研究するのかと言えば、Funding Agencyと研究者との共同研究という位置づけになります。それから、3つ目が、Contractでございまして、これは辞書的に訳せ

ば契約でございますが、委託費というのは先ほど申し上げたとおり、委託契約をするわけで、委託費はcontractに相当するという言い方が、安易に比較するとそうなりますけれども、実際はアメリカのContractと日本の委託費とは、かなりに異なっている面がございます。しかも委託契約も制度によってかなり異なっておりまして、その意味でも、安易に比較できないのですが、あえて比較するとこういった分類になるかと思います。

この3種類によって会計上の扱いが、大きく異なっている可能性があります。残念ながら、この3年間いろいろ調べてきましたが、全部を調べ尽くすにはとても奥行きが深くて、私がきょう、アメリカではこうだとお話しする場合、それはアメリカのGrantに関するものです。Contractについてもぜひ調べたいと思っておりますが、アメリカのNSFとかNIHの競争的資金は一割ぐらいはcontractもありますが、8~9割はGrantでございます。ですから、NSFに行って何か質問すると、大体Grantのことしか教えてくれません。一方で、DARPAに行くと恐らくContractが多いと思われまして、DARPAにもぜひ行きたいと思っておりますが、まだ行くチャンスに恵まれておりません。大切なポイントですので、もう一回、繰り返しますが、きょうお話しする米国の状況は、米国のGrantに関するものです。ぜひ念頭に置いた上で聞いていただければと思います。

NSF's Share of Total Federal Basic Research Proposed for FY 2006 (\$27 billion)



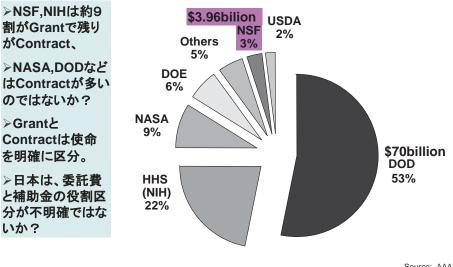
Source: AAAS

[PPT-11]

[PPT-11]

この図はアメリカの基礎研究がNSFとか、先ほど申し上げたUSDA(US Department of Agriculture)、DOD(Department of Defense)、これがDARPAに相当するわけですが、あるいは、NASA、DOE、NSF、それから、NIHなどに担われている割合を示しております。基礎研究に関しては今も申し上げたとおり、NIHとNSFの役割というのは非常に大きくなっておりまして、NIH、NSFの予算のほとんどがGrantでございまして、1割程度がContractであるわけです。なお、DO DもすべてがContractかというと、Grantもやはり持っておりまして、ですから、言いかえれば、この図は基礎研究の割合を示したもので、Grantに関して言えばこのような分類になっていてその総額が\$27ビリオンであるわけですが、\$27ビリオンのうちの5%しか、DODは基礎研究としては分担していないことになります。

NSF's Share of Total Federal R&D **Funding Proposed for FY 2006** (\$132 billion)

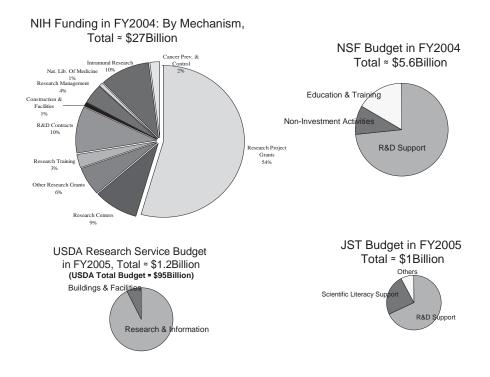


Source: AAAS

[PPT-12]

[PPT-12]

但し、次の図に示されておりますように、132ビリオン、基礎研究も含めたトータルの予算配分 では、DODが半分以上で非常に大きくなるわけでございます。そして、その中のほんの一部が Grantで、大部分はContractだと思われるわけですが、一方、NSFとかNIHは基礎研究では、大 きなシェアを持っているわけです。このように研究開発予算全体で見ますとNSFは全体の3%し かないわけでございます。要するに申し上げたいのは、きょうお話しするものは、もう一回繰り返し ますけれども、アメリカのGrantに関してのお話しで、それはNIH、NSFではマジョリティーのファ ンディング予算になっているわけですが、アメリカ全体を見るとContractも決して少なくないという ことを申し上げたかったわけです。ですからContractもぜひとも今後調べたいと思っております。 それから、日本においては先ほど申し上げたように科研費が59%で、国家委託費と運営費交付 金即ち独法委託費を両方合わせると、約41%でございまして、それが委託契約を結んで使用さ れているわけですから、日本にとってはContractも非常に重要な、調査すべき対象だと思っており ます。

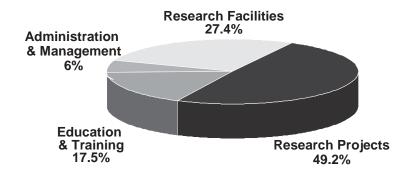


[PPT-13]

[PPT-13]

ちなみに、この図はNIHの予算分布ですが、NIHのトータル予算の10%がR&DContractと 記述されており、残りのほとんどがGrantになっているということを示しております。なお、この図の 円の大きさは概略の予算規模を表わしておりまして、NSFはNIHの約5分の1、さらにNSFの5分 の1がJSTの予算で、JSTの予算というのはUSDAの予算と大体同じだということを、この図は表 現しております。

NSF Funding Profile (FY 2006)



NSF-

[PPT-14]

[PPT-14]

もう一つ、日米の競争的資金の会計制度比較ということで、きょうお話しさせていただくわけですが、そのときに念頭に置くべきこととして、Research Facilitiesの問題があります。日本の場合には、個人の先生と言いますか、それぞれの個別のファンディングのプログラムに装置費も加えることが多いのですが、アメリカのGrantにおいては装置費は個人の先生に支給するファンディングには含めてないケースが多く、代わりにFacilityだけの専用のGrantがございます。これが何に影響するかというと、きょうのお話を聞きにきている方はご存じかと思いますけれども、日本で費目間流用とか、異なるファンディングの合算ということが、議論されているわけですが、この費目間流用とか合算という話がどうして出てくるかというと、それによって装置を買いたいという話につながることが多いわけです。しかし、その点に関してアメリカは装置費だけが、別のGrantとして設定されていますので、日米の研究費会計制度を比較考察する場合には、念頭に置いておかなければならないことだと考えております。

本講演の留意点

▶競争的資金は種類によってまた制度によって情況が異なる

▶日本の情況:モデル化した平均的情況

▶米国の情況: Grantに関するものである

▶米国は、高価な研究設備は、通常のGrantには含めず、研究 設備のみのファンディングプログラムがあり、研究設備は機関 が申請し共通設備にする場合が多い。

一方、我が国は、通常のファンディングプログラムに設備を含める場合が多い。

この相違は、「費目間流用」や異なるプログラム間での「予算の 合算」の議論など、制度比較の議論において留意すべき重要 な要素である。

[PPT-15]

[PPT-15]

ということで、ここまでで申し上げたことを、中間まとめという位置づけでまとめさて頂いたのが、この留意点でございます。まず、競争的資金は種類によって、また、制度によって状況が異なるということを、十分念頭に置くべきことと思います。日本の状況とアメリカの状況を、比較するお話をさせていただくわけですけれども、日本の状況も制度によって、また、委託費か補助金かによって異なるわけですが、今日は、ある1つの私なりのモデル化した平均的状況ということで、日本のことをお話しさせていただきます。そして米国のことに関しては、Grantに関するものということでお話しさせていただきます。その意味で、厳密には本来対比すべき対象ではないのかもしれませんが、残念ながら、私の調査はまだここまでしか進んでおりませんので、厳密性・精密性に欠ける議論になることをご容赦いただきたいと思います。また、繰り返しになりますが、米国では高価な研究設備は通常のGrantには含めず、研究設備のみのファンディングプログラムがございまして、この場合は機関が申請し、共通設備にする場合が多いと認識しております。一方、我が国は通常のファンディングプログラムに、設備を含める場合が多いわけで、これは費目間流用とか、予算の合算の議論のときに、念頭に置くべき項目かと思います。

ということで、大変長くなりましたが、ここまでが、イントロダクションでございまして、いよいよ本論

に入ります。長いイントロダクションをさせて頂いた背景は、前提条件をしっかり認識した上で、本 論を聞いていただかないと、誤解を生ずるという懸念がございまして、あえて前置きのところを長く させていただきました。



[PPT-16]

[PPT-16]

この図はきょうお話しさせていただく内容の、ある意味で、エッセンスが集約されております。「N SFとNIHの代表的Grantプログラムにおける予算繰り越しの実体」というタイトルになってございますけれども、NSFやNIHは多くのプログラムがございまして、プログラムごとに微妙に仕組みが異なっているわけでございますが、1つ1つを厳密に議論していると煩雑になりますので、1つの典型的なものについて、しかもGrantについてご説明させていただきます。上の黄色い部分がNSFの仕組みでございまして、下のピンク色の部分がNIHの仕組みでございます。NSFにはStandard Grantと呼ばれるものと、Continuing Grantと呼ばれるものの2つがございます。

Standard Grantというのはどのようなものかといいますと、例えば日本でも3年プロジェクトとか、5年プロジェクトとか、いろいろありますけれども、単純化するために、3年プロジェクトということでご説明させていただきますが、3年分の予算が最初に付与されます。ここで、付与という言葉の意味

ですが、3年分の予算をキャッシュとして最初に全て与えるのかというと、実はそうでなくて、3年分の予算の権利だけ与えるわけです。これは非常に重要なところなので、後程再度ご説明しますが、3年分の予算が全額研究者に送金されるわけではありません。送金は必要に応じて実施されます。平均的には四半期ごとに恐らく行っていると思われます。これを3年分の予算を一度に最初に送金するのだと言う人がNSFにも時々おります。私も最初はそれを信じていたのですが、少し勉強が進んでくると、特に会計の知識が増えますと、そんなはずは無いと言うことに気づくようになります。日本でも研究者は一般論として会計的知識に疎い面がございますが、米国でも類似の現象があるようでございます。

Standard Grantの場合は、3年プロジェクトならば正味3年間が研究期間でございまして、例えば1年間に約1,000万円で、3年間で約3,000万円の研究費が支給されたとしますと、3,000万円が最初にobligateされるわけですが、その3,000万円を3年間でどう使おうと自由です。ということは、ここには繰越という概念が存在しません。しかも、3年間でお金を節約しますと、4年目にその資金を使うことが出来ます。つまり4年目にある意味で繰り越しをするとも言えるわけですが、このプロセスはExtension(期間延長)という言葉を使って、繰り越し(Carry over)という言葉は使いません。このCarry over(繰越)とExtension(期間延長)の区別は、初期のころなかなか解らなかった点でございます。もう一つは、アメリカの場合は採択が決まったときから、90日さかのぼってその予算を使うことができます。これをPre-awardと呼んでおります。それから、Extensionの期間は最大12カ月まで認められます。ということは、3年分の予算が4年3カ月使えるという言い方もできるわけでございます。また、もう一つ、重要なポイントは、採択審査期間が応募開始から採択通知まで約10カ月ということでございます。

それに対しましてContinuing Grantというのがございまして、これは同じように仮に3年プロジェクトだとしますと、研究者には一応最初に「あなたのプロジェクトは3年間ですよ」ということは通知されるようです。けれども、1年ごとに審査がございまして、最初にほんとうに保証されるのは1年間だけです。ですから、最初にobligateされる予算も1年分しかobligateされません。それで、成績がよくてかつFunding Agency、この場合はNSFにお金があれば、2年目も継続することができますし、同じような対応が3年目にも適用されるわけですけれども、この場合は1年目で使った予算を、節約して未使用金があれば、20%までは自由に翌年に繰り越すことができます。20%以上であっても、いわゆるプログラムオフィサーの了解があれば繰り越すことができます。Continuing Grantの場合も最初の年の採択が決まってから、90日間はさかのぼって支出に充てることができます。なお、お金のことではないのですが、1年目から2年目、つまり2年目を継続していいですよ、3年

目を継続していいですよというのは、どのような審査で判断しているのか知りたいと思っておりますが、まだ残念ながらそこまで調査が出来ておりません(講演後の調査によればこの判断はプログラムオフィサー(PO)がやっている模様)。

一方、NIHがどうやっているかといいますと、NSFのStandard GrantとContinuing Grantを足して2で割ったような形になっていまして、3年プロジェクトの場合はNIHは3年間の研究期間を保証します。ですけれども、1年ごとに管理いたします。ですから、1年目から2年目、2年目から3年目のcarry overという概念が出てきます。NSFは20%だったのですけれども、NIHは25%未満だったら自由に繰り越せますし、25%以上であってもプログラムオフィサー(PO)が了解すれば繰り越せます。NSFが20%でNIHがなぜ25%なのか不思議だったのですが、繰り越しをNSFはcarry overというのに対しNIHのドキュメントではcarry forwardと表現しておりまして、20%、25%という数字の違いとか、繰り越しに対する用語の違いとか、審査方法とか、NSFとNIHは何かと自分たちは同じではないんだということを、一生懸命主張しようとしているような気がしてなりません。

NIHの場合もNo cost extensionの仕組みはございます。No costという意味は、4年目に予算が一切つかなくて、3年間で節約したお金を4年目に使える、すなわち、4年目には一切Funding Agency側にはコストが発生しないという意味で、No cost extensionと呼んでいるわけですけれども、これも最大12カ月延長が可能で、細かく言いますと、3カ月、6カ月、12カ月という選択オプションがあって、研究状況に応じて3カ月だけextensionする人もいれば、12カ月extensionする人もいるのですけれども、3カ月延長するのと、12カ月延長するのと、どのくらいの割合なのかと聞くと、POによって返事が違ってまいります。POに判断を任せているということは、そのPOの判断によって変わってくるわけです。つまり、POの個性もあるでしょうし、研究領域による様々な事情もあるでしょうし、ですから、ほとんどの研究は12カ月のextensionを認めているというPOもいれば、いやいや、そんな簡単にextensionされたら困るんだと、自分が認めているのは基本的に3カ月だけだというPOもいます。

年度について

- ▶暦年(Calendar year)に対し、会計年度(Fiscal year)、学校年度(School year=Academic year)、Award year(研究年度あるいは競争的資金支給年度)がある。
- ▶ Award year は米国において、Grant(補助金)支給が開始された時からの1年間を呼び、Grant支給開始※は、Fiscal yearともCalendar year とも無関係に設定される。即ち、Award year は会計年度を跨いで設定され、Grantは Award year で管理される。
- ▶なお、我が国は、Award year は会計年度(4月~3月)と一致させているとも言えるし、我が国にAward year の概念は無いともいえる。

※ Awardee (採択課題研究者)はGrant支給開始(研究開始)時期を、POと相談し、採択決定から数ヶ月先に延ばすことができる。

[PPT-17]

[PPT-17]

只今、ご説明した内容がきょうのお話のエッセンスなのですが、ここから先もう少し詳しくご説明させていただこうと思いますが、そのためには、まず「年度」という概念を、念のため確認してから次に進みたいと思います。年度については、まずCalendar year(暦年)というのがございます、1月から12月までです。それから、会計年度、Fiscal yearというのがございます、日本の場合は4月から3月までです。さらに学校年度という言葉もあります。これはSchool yearとかAcademic yearと呼んでいますけれども、ここまでは日本にもあるのですが、日本になくてアメリカにあるものにAward yearという概念があります。これはどう訳すのかまだ訳を見つけていませんので、私が勝手に訳したのですが、「研究年度」とか、あるいは、「競争的資金の支給年度」、などと訳せばいいのかなと思っております。Award yearは米国において、Grantの支給が開始されたときからの1年間を呼びます。そして、Grantの支給開始はFiscal yearともCalendar yearとも無関係に設定されます。これは非常に重要なポイントです。すなわち、Award yearは会計年度をまたいで設定されるわけです。そしてGrantはAward yearで管理されます。このことは文章の説明では解り難いと思いますので、このあとすぐ図でご説明します。なお、我が国はAward yearを会計年度と一致させているという言い方もできますし、我が国にAward yearの概念はないという言い方もできるかと思います。

それから、もう一つ重要なポイントですが、課題の採択された人、即ち、お金がもらえるようになった人のことを、Awardeeと呼んでおりますけれども、AwardeeはGrantの支給開始時期を、POと相談して採択決定から数カ月先に延ばすことができます。審査した結果、あなたには研究費を支給しますよというと、日本はもう喜び勇んですぐそのときから始めるわけですが、というよりも3月末までに使い切らないといけないという意識から直ちに使用を開始するわけですが、自分は研究費をせっかくいただくのだから大切に使いたい、もう少ししっかり調べて準備してから、スタートしたという研究者だって当然いるはずなのです。その場合には、数カ月延ばすことができるのです。この仕組みは私は非常にうらやましいと思います。

学校年度(School year)と会計年度(Fiscal year) 学校年度(School year) 会計年度(Fiscal year) 日本、インドネシア、ペルー、 日本、英国、カナダ、インド、 4月~3月 4月~3月 パキスタン、デンマーク、シン ガポール、 米国、英国、仏、独、カナダ、 米国、ミャンマー、ハイチ、 9月~8月 中国、イタリア、オランダ、香 10月~9月 港、台湾、サウジアラビア、 シンガポール 独、仏、イタリア、中国、韓国、 台湾、オランダ、ベルギー、 1月~12月 1月~12月 スイス、インドネシア、ペル-ロシア、タイ オーストラリア、ノルウェー、 韓国、アルゼンチン、アフガ 3月~2月 7月~6月 ニスタン、 スウェーデン、ギリシャ、フィ リピン、パキスタン、 学校年度 会計年度 Award year (競争的資金支給年度) 4月1日 3月31日

[PPT-18]

学校年度と会計年度が一致するのは恐らく世界で日本だけ

[PPT-18]

もう一つ、余談に近い話なのですが、でも、重要だと思っているのですが、今申し上げた学校 年度と会計年度ですけれども、これは、世界のおもだった国の学校年度と会計年度を調べて一 覧表にしてございます。日本は赤で書いてあります。日本は、学校年度は、4月、桜の季節に始ま るわけですが、会計年度も4月にはじまります。ところで、学校が欧米諸国で9月に始まるというの は、有名な話でご存じだと思いますけれども、会計年度も学校年度も国によって違うわけです。学 校年度と会計年度がぴったり一致しているのは、世界中でどうも日本だけなのです。世界中でというと、世界百何カ国全部調べたわけではないので、言い過ぎになりますけれども、少なくとも我々が日常耳にするような、いわゆる有名な国といいますか、先進国といいますか、それはほとんどこの表に入っていますが、少なくともこの表にあらわれている国名で見る限り、学校年度と会計年度がぴったり一致しているのは日本だけです。これを見つけたときは私びっくりしました。言いかえると、日本以外の国では学校の運営というものを、当たり前のこととして、会計年度をまたいで運営しているわけです。言いかえると、ふだんから慣れているわけです。そういう面があるかと思います。

米国と日本の競争的資金における 「繰越:Carry over」概念の相違

▶日本の「繰越」

会計年度を跨いでの「繰越」であり、国家の会計原則に関わる問題、即ち日本の「繰越」は単年度会計という国家原則に対する例外規定。かつ、日本は「会計年度」と「Award year」を一致させている。

▶米国の「Carry over[※]:繰越」

NSFやNIHが定める「Award year」を跨いでの「Carry over =繰越」であり、NSFやNIHの内規(管理規定)の問題。だからPOが判断できる。

Award year 自体が会計年度を跨いでおり、多年度会計国家である米国において会計年度を跨いでの予算執行は何の問題もない(国家原則に対する例外ではない)。

※ NIHではCarry forward と呼ぶ

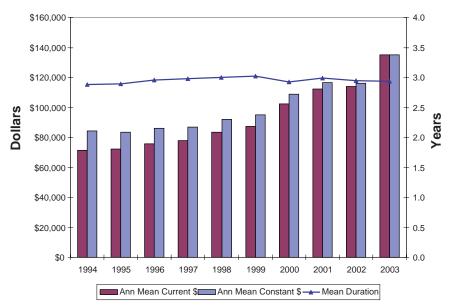
[PPT-19]

[PPT-19]

ということを念頭に置いた上で、次に進めさせていただきますと、繰り越し、辞書的にはcarry overで、NIHではcarry forwardといっているのですけれども、実は繰り越しとcarry overが違うんだということを今からご説明します。日本の繰り越しは会計年度をまたいでの繰り越しであって、国家の会計原則にかかわる問題です。すなわち日本の繰り越しは単年度会計という国家原則に対する例外規定です。かつ、日本は会計年度とAward yearが一致しているという状況がございます。そ

れに対してcarry overというのは、NSFやNIHが定めるAward yearをまたいでのcarry overでございまして、これはNSFやNIHの内規の問題なのです。ですから、POが判断できるのです。国家の会計原則にかかわる問題だったら、Funding Agencyの一(いち)POが判断できるはずがないのです。Award year自体が会計年度をまたいでいますので、多年度会計国家である米国において、会計年度をまたいでの予算執行は何の問題もありません。つまり国家の会計原則に対する例外ではありません。このことを図でご説明する前に、

NSF Competitive Award Size and Duration - Research Grants



*Based on estimated 2002-2003 GDP Deflators

[PPT-20]

[PPT-20]

典型的な例として、先ほども3年間で3,000万円、1ドル100円とすると100Kドルになるわけですが、どうして3年間で3,000万というような例を挙げたかという、その背景をご説明させていただきます。この図はNSFのCompetitive Award Size and Durationということで、NSFにはいろいろなプログラムがございますけれども、平均的なプログラムの期間としては3年ぐらい、それから、金額的にも約1,000万といいますか、100Kドル、これがNSFの代表的なファンディングプログラムでございまして、そのためにこれを例としてこの後お話しさせていただきます。



[PPT-21]

[PPT-21]

日本の繰り越しと米国のcarry overの相違でございますが、上の黄色い部分が日本でございまして、ピンクの部分が米国でございますけれども、日本の部分は説明するまでもないことかと思いますが、念のためご説明させていただきますと、この縦方向の赤の点線、これが会計年度(Fiscal year)の境界でございます。この境界はこの図では、日本もアメリカもずっと通巻で位置づけてございますけれども、日本は言うまでもなく、境界は4月・3月になるわけですが、アメリカの場合は境界が10月・9月になることはご承知おきいただきたいと思います。日本の場合はAward yearと書いてありますけれども、日本のAward yearというのは、会計年度と全く一致させてございまして、例えば100Kドルは約1,000万円ですが、予算が各年1,000万、1,000万、1,000万とすると、1年目に800万円使って200万円余った、余ったという言葉を使うべきではないということを後でご説明しますが、余ったととりあえず言っておきますと、200万を翌年に繰り越したい、そして、1,000万と200万を足して1、200万を2年目に使いたい、これが日本の繰り越しでございます。つまり会計年度をまたいでの繰り越しでございます。

それに対しまして、縦方向の赤の点線がFiscal yearの境界ですが、Award yearというものがアメリカにはあって、Award yearがFiscal yearとは全く無関係に設定できますので、例えばこのように

設定したとします。この図ではいかにも会計年度の中央付近でスタートしていますけれども、いつも中央とは限りません、自由に設定できます。1つの例としてちょうど中央付近に設定しているのですが、そうすると、このAward year自体が会計年度を既にまたいでいるわけです。このAward yearに対して100Kドルずつ、約1,000万円ずつの予算が割り当てられたとして、それで1年目に80 Kしか使わなかったから、この20Kを、1年目のAward yearから2年目のAward yearに繰り越したい、carry overしたいというのが、NSF・NIHのcarry overです。即ち、carry overは会計年度の中で起きています。ですから、会計年度に対しては何の関係もありません。それなら、自由に使わせればいいではないかというご意見もあろうかと思いますが、NSF・NIHの立場に立てば、やはり彼らなりの事情があって、ある程度は管理したいわけで、つまり内規としてこういうことを定めているわけです。

では、会計年度に対してどうなっているかというと、このAward yearに対して赤の点線が会計年度の境界で、Award year に対して100Kドルの予算がついているわけですが、この100Kドルを Award yearの前半即Fiscal year(α)で使おうと、後半即ちFiscal year(α +1)で使おうと、全く自由です。つまり会計年度の境界ということで言えば、100%繰り越し自由なわけです。それではどうして、こうしたことがアメリカで可能なのかというと、要は国家の会計制度が違うからだということになるわけでございます。

米国の多年度会計予算の仕組(実に難しい!) 理している点がポイント) FY(Fiscal year) · X FY • (X+1) FY • (X+2) FY • (X+3) Q3 Q4 Q1 Ω2 Ω1 Ω2 Q3 Ω4 Q1 Q2 Q3 Q1 Q2 Q3 Q4 Appropriation · X Appropriation - X+1 Appropriation X+2 Appropriation-X+3 a2 BA-B = b1b3 b4 b₂ d2 BA-C = c1BA-D = d1BA-(A+B+C)がFA・X BA-E = e1e2 е3 **O**Appropriation f2 (a1+b1+c1)がFA·Xの BA•G Outlays

米国の連邦政府予算は、複数年度にまたがる事業に対し、事業期間と事業予算を定め法律として制定、これを"Appropriation(歳出予算法)"と呼ぶ。Appropriationは毎年制定され、年度末までの執行終了が求められるが、「執行」とは個々の事業にBudget Authority(BA=予算権限)を付与することでこれをObligate(用途確定)と表現する。上図において、BA-(A+B+C)がX年度のAppropriationである。一年毎の現金支出はOutlay(OT)と呼ぶ。BAは予算権限概念であり、OTは現金管理概念、BAとOTが米国予算の管理運営の2大概念である。(BA & OT are two major animals to run budget in USA.):NIHの会計担当の言葉

小文字(a1、b1、など)を夫々のBAのOutlayと呼ぶが、(a1+b1+c1)をX年度のOutlaysと呼ぶようである。

BAは日本の「国庫債務負担行為=マル債」に類似。但し、「マル債」の個々の年度予算は単年度会計予算で繰越できない。一方、BA-A=a1+a2+a3であり、a1,a2,a3は合計(BA-A)が変わらなければ自由に設定できる、即ち繰越自由。

「年」を「四半期」と呼び換えれば、日本の年間予算の四半期管理に似ていると言えなくもない。

[PPT-22]

[PPT-22]

この図は米国の多年度会計予算の仕組みを模式的に表現したものですが、実に難しいんです。 勉強してもなかなか全貌が見えてきません。予算のことを辞書的に言うとbudgetといいますが、ア メリカは1年間の予算のことをAppropriationと呼んでおります。NSFもアメリカの連邦政府も毎年 Appropriationという予算をつくります。それで、アメリカも単年度会計国家だろうと思っている人が 多いのですけれども、よくよく勉強するとやはり米国は多年度会計国家です。Appropriationという のは、米国の連邦政府が複数年度にまたがる事業に対し、事業期間と事業予算を定め法律とし て制定したものです、これをAppropriation Lawと呼んでおります。Appropriationは日本の財務省 のホームページ見ると、歳出予算法と訳されておりますけれども、Appropriationは毎年制定されま して、年度末までに予算執行の終了が求められます。平たく言うと、年度末までに使い切らなけれ ばならないわけです。この「平たく言うと」というところが重要なのですけれども、そういうことがある ものですから、なおのことアメリカも単年度会計国家だと思っている方が非常に多いわけですけれ ども、実はこの執行というのは日本のようにキャッシュを使いきることではなくobligateを終了する、 即ち、法的な予算権限の付与を終了すると言う意味です。つまり、ある事業に対して事業期間と

事業予算を法的な根拠を与えて約束することです。即ち、予算をobligateするとは、使い道を決め ることで使い切ることではありません。 つまりこの図において、青色の事業は、Fiscal year (F.Y.) X、 X+1、X+2、の3年間にAという予算権限(BA:Budget Authority)が付与されます。 Aという予算 は3年間でどのような支出計画で執行するかは自由です。黄色の事業は4年プロジェクトですが、 4年間でBという予算がついていて、Cの事業は1年だけのプロジェクトで、Cという予算がついてい るとしますと、F.Y.(X)のAppropriationはA+B+Cとなります。同じように F.Y.(X+1)の Appropriationはこの年にスタートするプロジェクト、つまり、B+Eということになります。ここで、A、 B、C、などはBudget Authorityと呼ばれていて、財務省のホームページでは予算権限と訳されて いますけれども、青色の事業は3年間でAという予算を使っていいですよ、黄色の事業は4年間で Bという予算を使っていいですよという権限を与える、それがAppropriationです。なお、アメリカは 多年度会計国家ですから、予算権限Aを3年間で、どう使うかは基本的に自由なのですけれども、 毎年の支出がいくらになるか、全く把握できないということでは、連邦政府としても困るようでして、 各年に幾らぐらい使うのか目安を設定しているようです。 即ち、初年度a1、2年目にa2、3年目 にa3で、a1+a2+a3=Aで、AはBudget Authorityですから変えられないのですが、a1、a2、a3 はいわゆる繰り越し自由といいますか、変えられるのですけれども、このa1、a2、---、b1、---、c 1---、をOutlay(OT)という呼び方をしているようです。

ですから、Budget Authorityという概念と、これは権限概念ですけれども、それから、Outlayというのは毎年の具体的な支出でキャッシュ概念ですが、BA & OT are two major animals to run Budget in USAという言い方がありまして、これは、私とNIHの会計担当とメールのやりとりをしていて、出てきた文章ですが、要するに予算というものを権限とキャッシュと、2つの概念でマネジメントしているという特徴がアメリカの予算管理にはあるようです。一方、この年の現金支出としてはa1、b1、c1、この3つを足したものが、Fiscal year Xの現金支出になるわけですが、これをFiscal year XのOutlayと呼ぶこともあるようです。日本に国庫債務負担行為という予算がありますが、Appropriationは国庫債務負担行為にやや似ている面がございます。ただし、国庫債務負担行為とアメリカのAppropriationとの違いは、日本の国庫債務負担行為というのは3年間で3年分の予算を保証しますが、各年の支出は単年度会計的に管理されます。一方Appropriationの場合はa1、a2、a3に自由度があるという点で、国庫債務負担行為とは異なっていると思います。

只今ご説明した内容はかなり解りにくいと思いますけれども、以下のように考えるとわかりやすくなるかもしれません。つまり、日本は単年度会計ですから1年毎に予算管理していますが、四半期ごとに予算を管理する場合も少なくありません。この場合、四半期末の予算管理は、年度末の予

算管理より柔軟で、四半期ごとの境界では繰越とか前倒しは自由に行っています。つまり四半期ごとの管理は、一種の目安としての管理という位置づけになっているかと思います。ですから、アメリカの多年度会計の一年は、日本の四半期に相当すると理解すると、とりあえずわかりやすいのではないかと思います。ただし、あくまでも例え話であって、厳密に理解しようとするとPrincipals of Federal Appropriations Lawという、1,000ページのドキュメントを読まなければなりません。この図は1,000ページの内容を1枚の図に集約したということも言えますので、極めて不十分なものですし、そもそも私は1,000ページのドキュメントを、全部読み切っておりません。会計用語がいっぱい出てきますし、私の手に負えません。このドキュメントは米国連邦政府のホームページからダウンロードできますので、どなたかご興味のある方は、ぜひ読んでほしいのですけれども、私が、関係ありそうなところを拾い読みして作成したのがこの図でございます。

米国の予算の仕組み(実に難しい!)



- ▶1年毎の現金(Cash)管理は"Outlay(OT)"として管理される
- ▶NSFは会計年度毎にAppropriation(歳出予算)を設定し、その「歳出予算」を年度末までに"Finish"しなければならない。"Finish"するとは、研究者に予算権限(Budget Authority:BA)を"Obligate"すればよく、現金(Cash)を使い切ることではない。 Appropriationとは「権限概念」であり「現金(Cash)概念」ではない
- ▶上図のMulti year award の3年分のBA(予算権限)が初年度のAppropriationから Obligateされる
- >こうしたことがNSFで可能なのは、NSFの予算が連邦政府の多年度予算の枠組みの中で管理されていること、またBA(予算権限)という概念があり、「権限」と「現金」を別けて管理しているからである。 BA & OT are two animals to run USA budget.

[PPT-23]

[PPT-23]

では、国家の会計の仕組みと、それから、ファンディングの会計の仕組みがどう連動するかという のが、次に知りたいことになるわけですが、それを概念的に表現したのがこの図でございます。N SFも毎年Appropriationという名前の予算をつくっております。先ほど申し上げたように、NSFに はStandard Grantという3年プロジェクトなら正味3年間の研究を保証するプログラムと、Continuing Grantといいまして、3年プロジェクトなのだけれども、1年ごとに進捗管理しているGrantと2つあると申し上げたわけですけれども、その予算をどのように割り振っているかをこの図は表現しております。

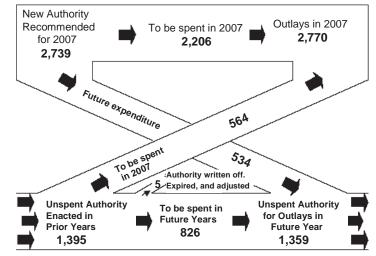
NSF-Tokyo Regional Office に Dr. Larry Weber という、元POの方が現在代表を務めておられますが、その方から教えて頂いたのですが、例えばこのMulti Award、いわゆるStandard Grantがこの図のようにスタートしたとしますと、3年分の予算はStandard Grant が開始される年のApp ropriationから、予算の手当てがなされます。一方、Continuing Grantの場合は、1年分の予算だけがその年のAppropriationから手当てされ、2年目の予算は、2年目の研究が開始される年のAppropriationから手当てされます。

それから、1年ごとの現金管理はOutlayとして管理されているということと、もう一つは、NSFはこの Appropriationを年度末までに、使い切らなければならない、英語で言うとfinishしなければならないという事情がございます。最初聞いたときは、あ、やはり使い切らなければいけないんだ、それなら、単年度会計じゃないかとなるのですが、このfinishするという言葉の意味は研究者に予算権限(Budget Authority)をobligateすることであって、現金を使い切ることではないということをここで再確認しておきたいと思います。つまりAppropriationとは権限概念であって、キャッシュ概念ではありません。このことはなかなか解りにくいことですが、米国の会計制度を理解する本質的な部分だと思っております。現金会計に慣れ親しんだ日本人には極めて解りにくい概念だと思います。こうしたことがNSFで可能なのは、NSFの予算が連邦政府の多年度予算の枠組みの中で管理されていることと、先ほども申し上げたBudget Authority(BA)とOutlay(OT)というのがあって、「BA & OT are two animals to run USA budget」という言葉はNIHの会計担当から聞いたものですが、けだし名言だと思っております。

Relationship of Budget Authority (BA) to Outlays(OT) for FY2007 (この図は米国における「carry over」の状況を表している。)

In case of 2007 appropriation

Billion of dollars



http://www.senate.gov/reference/resources/pdf/98-405.pdf

[PPT-24]

[PPT-24]

これはやはり繰り越し自由ということを表現しているのですが、これをご説明すると恐らく10分~15分かかってしまいますので、ご興味のある方は後でゆっくり見ていただければと思います。これは財務省のホームページで見つけたもので、財務省の方がアメリカに留学して、アメリカの仕組みはこうなっているのだというレポートの中に書いてあったのですが、探して見ますと、アメリカのホームページにも何ヶ所かに同じものが出てまいります。ですから、アメリカ人にとっても繰り越しの概念というのは、なかなかわかり難いところがあって、このように図式化されているのではないかと思われます。何人かのアメリカ人にも聞いて見ましたが、アメリカ人でもここまで知っている人は少ないとの印象を持っております。特に研究者、研究者出身のPOと呼ばれている人たちは、日本人でもそうですが、会計にはあまり詳しくないのではないかと言う気がしております。

米国の会計年度は州によって異なる

連邦政府の会計年度は10月-9月であるが、州政府の会計年度は46州が7月-6月でありアラバマ州・ミシガン州10月-9月、ニューヨーク州が4月-3月、テキサス州は9月-10月である。

また会計年度の期間が1年の単年度予算を採用している州は30州、2年度予算を採用している州は20州である。

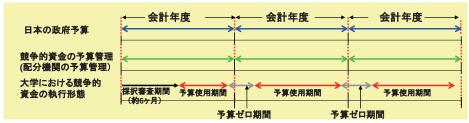
連邦の会計年度は10月から翌年9月までで年度期間は1年である(注:予算は多年度予算)。

[PPT-25]

[PPT-25]

それから、もう一つ、びっくりしたことですが、米国は州によって会計年度が異なることです。これを見つけたとき、私はびっくりしました。皆さんもきょう初めて聞く人は、恐らく、びっくりされるのではないかなと思いますけれども、連邦政府の会計年度が10月・9月ですけれども、州政府の会計年度は46州が7月・6月で、アラバマ州・ミシガン州が10月・9月で、ニューヨーク州が4月・3月で、テキサスは9月・10月、しかも2年に一度しか予算をつくらない州が20州もあるということです。つまりNSFとかNIHは全米の州の大学に対してお金を渡しているわけですが、受け取る側は州立大学もありますし、州の会計年度がこのように異なるということは、よほどフレキシブルな制度にしておかなければ、立ち行かないということを痛切に感ずるわけでございます。

単年度会計制度における日本の競争的研究予算管理



- >日本は先進国で唯一単年度会計を国家会計として採用している国である(確認要) かつ日本の学校年度も会計年度と同じ4月~3月である。日本の単年度会計の定 義は『その年の支出はその年の収入で賄わなければならない』ということである
- >日本の予算は毎年国会で承認されて執行が可能となり、通常の予算は年度始め (4月)からの執行が可能。しかし競争的資金は採択審査が必要。採択審査に約6ケ 月掛ければ研究者に予算が支給されるのは年度後半になる。米国は採択審査に約 10ケ月掛けている。競争的資金の単年度会計は、「繰越」「延長」などが原則禁止、 かつ、採択審査期間を短くし、審査の質の低下をもたらしている可能性はないか
- ▶日本は単年度会計であり、次年度以降の予算を保証することは出来ない。そのため、複数年の研究プロジェクトであっても、予算は一年毎に設定される。このため、複数年プロジェクトであっても手続き上、会計年度の始めには予算ゼロの期間が数ヶ月発生する

[PPT-26]

[PPT-26]

ということで、このようなアメリカの事情を知った上で、日本の仕組みをもう一度考えてみますと、皆さんは、1人残らずご存じのことかと思いますけれども、あえて確認する意味でご説明させていただきますと、日本には会計年度というものがあって、それに対して競争的資金の予算も、この会計年度にぴったり合わせて管理しなければならなくて、しかも、日本の場合は公募から審査を経て採択通知まで約6カ月で実施しております。この辺が先ほど申し上げた、日本の状況に関してはモデル化していますとお断りしておりますが、実際はかなり前倒しで、公募を開始しているとか、現実は柔軟になっておりますけれども、わかりやすくするために、モデル化していますというのはこの部分なのですけれども、日本の場合は採択審査に約6カ月かけておりますので、実際お金が使えるのが下期からになるわけですが、それで、3月末まで使えるかというと、実は3月はほとんど使えなくて、伝票処理に時間がかかるから、3月は支出しないでくださいというようなことを、よく事務部門から言われたりします。しかも、翌年のお金が4月から来るかというと、やはりすぐには来なくて、3年プロジェクトとはいっても、年度の変わる前後にはどうしても予算ゼロの期間が、発生してしまうという事情があるかと思います。

なぜ、日本がこうなるかといいますと、日本が単年度会計であることがやはり最大の原因ではな

いかと思うわけでございます。ところで、単年度会計の定義は何だろうと調べてみますと、「その年の支出はその年の収入で賄わなければならない」、ということのようです。ということで、やはり繰り越しは簡単には認められないということになるわけですけれども、問題は日本の予算は毎年国会で承認されてから、執行が可能となるわけで、通常の予算は年度初めからの執行が可能ですけれども、競争的資金は最初に申し上げたとおり、採択審査というプロセスに約6カ月かけていますので、そうしますと、研究者にお金が渡されるのが、年の後半になってしまうわけです。日本が約6カ月かけていること対して、米国は約10カ月かけております。単年度会計の下での競争的資金は、繰り越しや期間延長などが原則禁止でございまして、かつ、審査期間がこのように短くなっているわけで、これは私の懸念でございますけれども、決して断定はしませんが、審査の質の低下をもたらしている可能性はないだろうかということが心配されるところであります。それから、予算ゼロの期間が発生してしまうということも研究者にとっては、先ほど私は東大に5年間いて、競争的資金で大変困ったというのはこの点なのですけれども、そのような状況がございます。

それから、もう一つは、こういった個々のプログラムの会計制度の違いが、ファンディングの仕組 みそのものにも非常に大きな影響を、与えているということの例を二、三ご紹介したいと思います。

日米の異なる会計制度がもたらす競争的資金全体像の相違比較 >日本:研究年度(Award year)は会計年度と同じ. 200X+1 200X+2 200X+3 200X+4 200X+5 200X+6 200X+7 3年プロジェクトでも研究期間は2年半 公募告示から採択決定通知まで約6ヶ 月かけている。 2.5 years 1. 年度予算は年度末までに使い切らなくてはならない。 2. 年度予算の繰越は原則認められない(「繰越明許」は例外規定)。 3. プロジェクト研究期間の延長は認められない。 4. 例えば3年プロジェクトであっても実質研究期間は2年半 ▶米国: 研究費支給開始日からの一年間をAward year(研究年度)と呼び年間予算は その一年間で使用できる。Award year は会計年度と無関係に設定できる。 200X+1 200X+2 200X+3 200X+4 200X+5 200X+6 200X+7 3年プロジェクトなら丸々3年が研究期間 公募告示から採択決定通知まで約 10ヶ月掛けている。 10 months 3年プロジェクトでも最大4年3ヶ月研究できる。 1. 最も基本のプログラムでは年に2回(NSF)~3回(NIH)公募する。 1. 設を基本のプロンカスには「1-2回(NIT) 公子がある。 後数年度契約的である(例えば3年プロジェクトであれば3年分の予算が最初 にObligateされる。但し3年分の現金が送金されるわけではない)。 3. Award year を跨いでのCarry overが認められている。 4. 研究期間延長も認められている。

[PPT-27]

5. 支給開始日から90日間遡って支出が認められる。

6. 結果として例えば3年プロジェクト予算を4年3ヶ月の間使用できる。

[PPT-27]

まず日本は今申し上げたとおり、やっぱり3年プロジェクト、日本には5年プロジェクトもあるんですけれども、3年ということでノーマライズしてわかりやすくご説明しますと、3年プロジェクトの場合、最初の初年度の半年は審査期間でございますので、3年プロジェクトとはいっても実際は2年半しか研究期間がないわけです。これも細かく言えば、ここまで延ばしているFunding・Agency、具体的に言うとJSTですが、JSTは最後の年は半年延ばしていますので正味3年間あるのですけれども、あくまでも日本全体の平均像として言いますと、3年プロジェクトといっても2年半しか使えないという現象があるわけでございます。かつ、プロジェクトの延長ということも日本は基本的に認められておりません。

それに対して米国がどうなっているかといいますと、この開始時期はいつでも自由に、Fiscal ye arとは無関係に設定できますので、約10カ月の審査期間を設けても正味3年間の研究期間が確保できますし、かつ、ご説明したように、最大12カ月のextensionも認められますし、さらにPre-awa rdと言って、採択が決まったときから90日間さかのぼって伝票処理もできます。ということは、3年間のプロジェクト費用が、日本では2年半しか使えないのに対して、アメリカは4年3カ月使えるという言い方が出来ることにもなります。このことは、詳しい統計データはありませんが、日本はわりと

5年プロジェクトっが多いと思うのですが、一方、これも十分に調べたわけではないのですけれど も、アメリカは、わりと3年プロジェクトが多いと思っているのですが、アメリカの3年プロジェクトは4 年3カ月研究できて、日本はこの例に倣えば、5年プロジェクトといっても4年半しか研究できない わけですから、日本の5年プロジェクトが、ちょうどアメリカの3年プロジェクトに相当するという言い 方も、言い過ぎかもしれませんけれども、そういう面もあるかと思います。

さらに、全部のプログラムではございませんけれども、中心的なプログラムに関してはNSFは年 2回、NIHは年3回募集しています。 つまり1回失敗してもNIHの場合でしたら、4カ月待てば次の 応募のチャンスがあるわけです。日本はご説明したような事情がありますので、とても年2回という のは無理です。ですから、年1回しか募集はしておりません。但し、ごく限定的に、たしかNEDO さんが年2回を一部の制度で、また学振さんも年2回、一部のものについて募集しておられると思 います。ただし、なかなか大々的にはできない、単年度会計の下での予算のやりくりを考えると、と ても難しい面がございます。

「繰越」の議論と、用途確定未使用金と用途不定未使用金の区別

年度末の「残高」に関し、「余った予算」と言う表現は不適切 また、「繰越」だけ主張するのも不適切、「前倒し」も主張すべき

- ▶未使用金(unspent money)は2種類ある。
 - 用途確定未使用金(obligated unspent money)

用途不定未使用金(unobligated unspent money)

- >NSFでは、obligated unspent moneyはcarry over 可能だが、 unobligated unspent money は国家(NSFではない)に返納する。
- ▶年度末のobligated unspent moneyは計画の遅れ、計画変更、ある いは状況変化により発生
- >unobligated unspent moneyの典型例は利息
- >競争的研究資金は、「採択審査」のプロセス(日本約6ヶ月、米国約10ヶ月) があるため、資金提供が半年以上遅くなる。1年目の予算を下期に渡されて、 3月末までに使いきること自体に無理があり、これを「余った予算」と表現する のは不適切。「未使用金」であり「余った予算」ではない。 米国は、研究(Award year)開始を採択決定から数ヶ月遅らすことが可能。
- ▶研究者への資金提供を早めるため、CSTPは審査を早めるべしとの「勧告」 を出したが、これが審査期間の短縮、審査の質の低下を招いていないか。

[PPT-28]

[PPT-28]

それから、先ほど私もつい「余った」という言葉を何回か使いました。しかし余ったという言葉は

使うべきではない、それについては後からご説明すると申し上げたのですが、それを改めてここで 確認しておきたいと思いますけれども、年度末の残高に対して余った予算という表現は極めて不 適切で、社会や世間の誤解を招きます。余ったのではなくて、未使用金という言葉を使うと良いの ではないかと思っています。といいますのも、NSFとかNIHのドキュメントを見ていると、unspent money(未使用金)という言葉が出てきます。しかもunspent moneyには2種類あり、obligated unspent moneyと、unobligated unspent money、あえて日本語で訳すと、用途確定未使用金と用途 不確定未使用金があると記述されております。つまり日本でよく余ったお金といっているのは、用 途確定未使用金のことなのです。NSFでobligated unspent moneyはcarry overできますけれども、 unobligated unspent money、つまり使い道のないお金まで繰り越すことはできない、大変リーズナ ブルです。年度末のobligated unspent moneyは、計画のおくれ、計画変更、あるいは、状況変化 によって発生するわけですけれども、具体的にunobligated unspent moneyって何かというと、一番 典型的な例は利息でございます。なお、米国は、基本的になるべく研究者(大学)側で発生する 利息を最小化する方針があります。一定額以上の利息は国庫に返納させています。つまり必要に 応じて送金することを原則にしておりまして、精算払いの仕組みもかなりあるようです。なお、この 図の最後の2行は、少し言いにくいのですけれども、研究者への資金提供を早めるために、かつ てCSTPが審査を早めるべしという勧告を出しておりまして、これに基づいて各Funding Agencyは 大変な努力をして、審査を早めておりますが、さきほどから何度も申し上げているとおり、アメリカ (NSF, NIH)が10カ月かけている審査を、日本は約6カ月でやっているわけでございまして、こ の短い審査期間が、審査の質の低下を招いていなかなという懸念があります。

各国におけるFunding制度比較

(下記の情報は確認する必要があるが、それほど不正確なものではないと思われる。)

	日本	米国	英国	ドイツ	カナダ	豪州
Reviewerが審査 する応募書類の数	数十~ 百数十	10以下	10以下	10以下	約 30	10-20
繰越は可能か	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
年間の公募回数	殆んどの制 度(プログラ ム)は 年に 1回、2年に 1回は無い。	年に1回、 プログラム による	∽2年に1			年に4回〜 2年に1回、 プログラム による ★

★ 確認が必要

コメント:他国は、大型プロジェクトはプログラム設計にも審査にも十分時間を掛けて 2年に1回募集採択しているのに対し、日本は毎年募集採択することでプロ グラムの設計と審査の質に不十分な面が出ている可能性は無いであろうか。 これも単年度会計が影響しているのであろうか。

[PPT-29]

[PPT-29]

あと、もう一つ、Fundingの制度に対して大きな影響を、与えているのではないかと思われる、間接的な現象で、単年度会計には直接的にはつながらないとは思いますが、重要な問題があります。例えば採択審査のときにたくさんの応募が寄せられます。今年の科研費は8万件だったという話を聞いております。 昨年7万件ぐらいだったと思いますが、それを6カ月で審査するというのは、直接的にはつながらないのですけれども、要は事実として1人の審査員が何件の応募書類に目を通さなければならないかという、これ非常に定性的なもので決して正確な情報ではございませんが、各国のプログラムオフィサーにヒヤリングして聞いた結果をまとめてあります。聞いたプログラムオフィサーもそんな多くございませんので、決して普遍的な数字ではないんですけれども、米国、英国、ドイツ、カナダ、豪州の情報です。実は科学技術振興調整費が3年前に、日本でプログラムオフィサー制度を導入するにあたり、各国からプログラムオフィサーを招待して、講演してもらったということがございます。そのときに各国のプログラムオフィサーから、いろいる聞いた結果をこの表にまとめてございます。要は1人の審査員が米国・英国・ドイツでは、目を遠さなればならない応募書類の数は10件未満で、多いなと思うカナダでも30件ぐらいです。ところが、日本ではプログラムによって異なりますが、1人の審査員が100件以上も応募書類に目を通さなければなら

ないというプログラムがございます。それから、繰り越しができるか、できないかというのは、日本以外はすべてYesだという返事でした。

それから、もう一つ、私、注目したいなと思っているのが、先ほども申し上げたのですが、NSFやNIHは年2回とか3回募集するプログラムがあるわけですけれども、日本は1回しかできないということを申し上げたのですが、逆方向の現象として、ほかの国には2年に1回募集するという制度があります。なぜ、2年に1回か聞きますと、年に億のお金を渡すような大きなプロジェクトを、年に数百万しか渡さないプロジェクトと同じ審査期間で実施するのは無理だろうと言われると、確かにそのとおりだと思うわけです。年に億単位のお金を渡すようなプログラムは、やっぱりプログラム設計も、審査も、年数百万のプログラムよりも、時間も手間もかけるべきではないかと考えると、2年に1回というのはとてもリーズナブルで、日本には2年に1回のプロジェクトはないのですけれども、これが単年度会計と直接結びつくかどうか、日本でもやろうと思えばできるような気もするのですが、いちど真剣に考えてみても良いのではないかと思われます。

改善案1. 国家委託費と独法委託費の区分の明確化と 独法のR&D委託契約規定する規則の制定

委託費には、国が直接予算執行するものと、独法が運営費交付金を委託契約で執行するものと二つある。これを「国家委託費」と「独法委託費」と区別すべき。

国家委託費:国が直接予算執行するもので単年度会計の枠組みから逃れられない。

独法委託費:運営費交付金は理論的には国家会計の枠組みから外れている ものである。現行規則を部分的に改善することで、米国に近いこ とができるのではないか。

- 1. Obligateすることで予算執行済みという概念は取り入れられないか。
- 2. 米国は「ビジネス委託契約」と「R&D委託契約」を異なる法律で 規定しているとの話を聞いている。米国の「R&D委託契約」を 規定している法律を捜し出したい。見つかったらそれを参考に 我が国にも類似の法令を制定すべく関係者に働きかけたい。
- 3. 独法中期計画はなんとかならないか

[PPT-30]

[PPT-30]

ということで、今後に対する改善案として、私なりの意見をまとめさせていただいたのですが、委

託費というものを国家委託費と独法委託費、これはやはり区別していただけると、非常にやりやすい面が出でくると思います。同じ言葉を使っていると、言葉というのは重要でございまして、科学技術振興調整費も委託費、JSTの戦略的創造事業も委託費、と呼んでおりますと、同じ枠組みでやらなければいけないのだと、どうしても現場サイドでは、考えてしまう傾向があります。しかし、実態はJSTの委託費は運営費交付金が委託費になったものですので、単年度会計の枠組みからある程度、独立に管理することが可能だと思っております。

それから、もう一つは、先ほどobligate、とか、Appropriationについてご説明したのですけれども、日本も単年度会計という枠組みを変えるというのは、これは大変なことだと思いますが、単年度会計の枠組みの下で、obligateすれば支出として認めてもらえるという仕組みは、何とか導入できないかという気がします。少なくとも運営費交付金では出来るのではないかという気もするわけです。もう一つは、ビジネス委託契約とR&D委託契約を区別するという考え方も導入できないかと考えております。この件をNIHの人と会話したときに、その理由を質問したら、ビジネス委託はわかっていることを委託し、R&D委託はわかってないことを委託するもので、同じ法的な枠組みを適用するのは無理があるとの返事で、全くそのとおりだと思うわけですが、そのときに、その法律のコピー見せて貰えばよかったのですが、そのときは気がつかなかったものですから、今になって苦労して探しているという状況でございます。

それから、独立行政法人の中期計画は何とかならないかとつくづく思います。これは独立行政 法人の独特な現象で、後でまた図が出でご説明いたします。

研究費の特殊性

- >研究は未知の探求であり、その進捗を予測することは極めて困難。予 定以上に研究費が必要になることもあれば、研究費を支出せず、考察に 没頭すべき時期もある。即ち、予算を繰り越したいときもあれば、前倒しで 使いたいときもある。 これは研究者のわがままであろうか?
- >個々の課題には、繰越、前倒しを認めても、制度(プログラム)あるいは 資金配分機関は、多くの課題の土が平均化されて、年度末に土ほぼゼロ にする仕組みは、コンピューターシステムの発達した今日、技術的には可 能ではないか。独立行政法人(運営費交付金)はこれが出来るのではな いか。
- >米国は、多年度会計国家であり、年度末に±ゼロにする必要はないが、 Funding Agencyから大学(Awardees)へは四半期ごとなど、かなりこ まめに送金しているらしい(要確認)。(日本は多分、年に一回の送金が 多いのではないか)。
- ▶米国のFunding Agency の送金マネジメントとキャッシュフローマネジメント、及びそのコンピューターシステムを今後調べたい。

[PPT-31]

[PPT-31]

ところで、ここで研究費の特殊性についてお話しさせて頂きたいと思います。予算が繰り越しできるか、できないかというのは、研究費だけの問題ではなくて、皆さんご存じのように、年度末になると道路工事が増えるという現象ございますので、研究費だけを特別扱いにすることはできないというご意見には、もっともな面もあるんですが、ただ、研究活動と道路工事を一緒にしていいのかなという、つまり研究は未知の探求でございまして、その進捗を予測することは極めて困難だと思うのです。ですから、予定以上に研究費が必要になることもあれば、きょうは繰り越しのことだけお話ししたのですが、研究費を支出せずに考察に没頭すべき時期もあるわけです。このときはお金は支出しないわけです。ですから、繰り越したいときもあれば、前倒しで使いたいときもあるわけです。

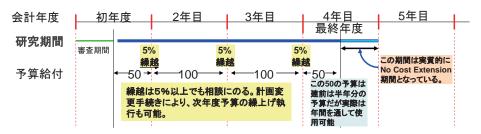
これを主張するのが研究者のわがままなんだろうかと、いや、わがままだとずばっと言われることもあるのですが、そのときにどういう論理で説明するか是非考えて見たいと思っております。それで、個々の課題には繰り越し、前倒しを認めても、プログラム、あるいは、資金配分機関、としては全体で平均化されて、限りなく±0にするような仕組みが何とかできないかと思っております。昨今、コンピュータが非常に発達していますので、各研究者と端末で結んでうまく工夫すると、こういった

ことができないのかと考えております。特に運営費交付金の場合にはできるのではないかという気がしておりまして、一生懸命考えているところでございます。

それから、米国は多年度会計国家であって、年度末に±ゼロにする必要はないのですが、Fun ding Agencyから大学への送金は、恐らく四半期ごととかかなり小まめに送金しているようです。日本では、恐らく、年に1回1年分送金しているケースが多いのではないかと思いますが、今後、「繰り越し明許」の柔軟性が増していきますと、送金方法も見直す必要があるのでないかと思われます。

どうしてこまめに送金しているかというと、連邦政府として大学に1年分渡して、そうすると、かなりのお金が数ヶ月以上とか長期間大学に滞留するわけですが、その間、連邦政府は利息を失っているというか、その分、国家の損失であるというようなことが、先ほどご説明した1,000ページのドキュメントに書いてありまして、大学にお金がたまり過ぎないようにいろいろ工夫をしております。このことは、繰り越しの議論にも関係しているような気がします。一端送金した研究資金を大学側で繰り越すというのは、あまり良くないような気がします。繰り越すぐらいなら、その分、送金を遅らせるというのは自然な考えのような気がします。日本でも、必要な額だけ送金してあれば、繰り越し手続きももう少し楽になるのではないかという気がします。それで、やや論理の飛躍がありますが、私の今の関心事は米国のFunding Agencyのキャッシュフローマネジメントについて詳しく調べたいと思っております。

JST戦略創造プログラムの研究期間設定と予算執行形態 (研究期間3年、全予算300単位を仮定した場合の実施形態)



JSTの戦略創造プログラムは、ERATO、CREST、さきがけ、などプログラムによって研究期間、予算規模が異なるが、煩雑さを避けるため3年間で予算300単位と仮定。また、「直接執行」「全面委託」によってマネジメントは異なるが、この図の議論では、両者ともにほとんど相違はない。

- 1. 初年度の研究開始は、下期からであり、研究終了は最終年度の期末である。実質3年半の研究期間を認め、設定している。
- 2. 初年度、及び最終年度の予算給付は半年分である。上記の50,100,100,50という予算配分はモデル化したもので、実際の配分は研究者の希望により柔軟に設定している。
- 3. 各年度末に年間予算の5%までの繰越を認め5%以上であっても相談に応じる。
- 4. 最終年度(4年目)は仮に前年度(3年目)から10%の繰越があったとしても予算60単位で1年間の研究をすることになる。これは、NSFの"No Cost Extension"と類似のことをしているとも言える。 なお、NSFでも"No Cost Extension"は原則として年間予算の20%まで(POの了解あればそれ以上も可)。

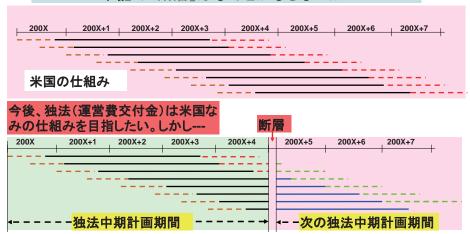
[PPT-32]

[PPT-32]

ちなみに、今、JSTがどうしているか、簡単にご紹介させていただきますと、先ほど申し上げましたが、やはりJSTも約6カ月の審査期間をとっていますので(アメリカは10カ月なのですが)、年の後半から研究が開始されます。ですけれども、JSTの場合は3年プロジェクトであれば、正味3年間の研究期間を保証していまして、そうしますと、3年プロジェクトにもかかわらず、額の確定という会計処理をプロジェクト期間である3年間に4回やらなければならないという、Funding Agencyとしては負担が増すのですけれども、研究者の便益を考えてこのようにしております。しかしながら、正味3年間の研究期間は良いのですが、そうすると、4年目は年度の途中で終了するわけです。そうすると、このお金で人を雇っていたりすると、これまた非常に不便なところがあって、4年目も年度末まで研究して貰う、最近はそうなっています。そうすると、4年目は半年分しかお金がないわけですけれども、それが1年間で使えるという仕組みになっておりまして、ある意味で、アメリカのNo Cost Extensionと、やや似たような仕組みがJSTでは実現しております。それから、各年度予算の5%まででしたら、自由に繰り越しを認めておりますし、5%以上であっても相談に乗っております。こういった仕組みをJSTでは採用しております。

改善案2. 独法予算(運営費交付金)の改善提案

下記の「断層」はなんとかならないか



独法は中期計画(通常5年)期間中は、現在の制度を改良すれば、充実した審査、繰越、延長など米国並みのことが出来る可能性がある。但し、中期計画の境界で断層ができる。独法予算の運営費交付金のうち、「研究機関」に配分される研究費に関しては、中期越えの継続的事業運営を認めて貰えないか。銀行が倒産しても預金が保護されるように、独法がつぶれても研究費は継続的に支給することを保証できないか。

[PPT-33]

[PPT-33]

もう一つは、さき程もご説明した独立行政法人の中期計画というものです。独立行政法人予算、つまり運営費交付金の場合は、今のままでは無理ですが、ある程度のマイナーチェンジといいますか、幾つかの改良をすれば、つまり国家の会計年度を単年度会計から多年度会計にするというような大がかりなことはしなくても、運営費交付金の場合は米国並みの仕組みが、実現できるのではないかという気がします。ただし、その場合でも、独立行政法人には中期計画という節目があって、1つの中期計画は大体5年間ですけれども、せっかくアメリカ並みのことをしようとしても、中期計画の節目で切られてしまうわけです。ですから、これを何とかして欲しいのですが、誰に言えば良いのでしょうか。この中期計画の断層は非常に大きな悩みの種です。

改善案3. 補助金、国家委託費など国が直接執行 する予算の改善

国家予算が議会で認められてから、採択審査を経て執行する競争的研究資金や競争入札を経て予算執行するものに関しては、新たな法律を制定する必要があるのではないか。

- 1. Obligate したら予算執行済みとみなす概念の導入
- 2. 出来れば単年度会計の枠組みから解放する立法措置は出来ないか。この時、採択審査、競争入札などにおいて十分な設計・審査が実施できるようにするという論理は理解して貰えるのではないか。「繰越問題」がとかく注目されるが、単年度会計のもたらす競争的資金の「不十分な審査期間」も極めて重要な問題である。
- 3. 欧米は高額の設備購入費を個人研究者を対象とする ファンディングプログラムには含めず高額設備専用の ファンディングプログラムがある。参考にならないか。

[PPT-34]

[PPT-34]

只今、運営費交付金についてご説明したわけですが、日本の競争的資金は運営費交付金だけではありません。先ほどご説明した補助金と委託費、この両方合わせると77%もあるわけで、これは国家資金そのものでございますので、1つ前のパワーポイントでご説明したような、柔軟な運用はとても望めないわけで、何とかならないかと思うわけです。1つには、やはり、obligateしたら予算執行済みという概念が、何とか導入できないだろうかと思います。さらに、もしできれば、なかなか難しいのですけれども、単年度会計という枠組みは何とかならないかと、つくづく思うわけでございます。

さらに最初に申し上げたことですが、欧米は高額の設備購入費を、個人研究者を対象とするFundingには、含めていないわけですけれども、これは単年度会計とは関わり無く、導入していいのではないかという気も致します。もっとも、私の知っている研究者でアメリカで長年活躍して、今は日本で活躍している研究者がいます。アメリカではNIHの予算を使っていた研究者ですけれども、「日本はいい」と言うのです。日本は個人で設備がもてる、これはいいと言うのです。ですから、そういう設備がとれるような研究者はいいのでしょうけれども、設備の獲得できない、特に若手の研究者の方々に最新の研究設備を、どのようにして提供するかということを考えた場合には、アメリカ

の仕組みもいいところがあると思います。何事もそうですけれども、どんな仕組みもいい面もあれ ば悪い面もある、なかなか難しいものだと思います。

まとめ

- ▶米国は、「繰越」「延長」は日本より格段に自由であるが、個々の支出(伝票処理)に関しては、大学の事務部門がしっかり管理しており、日本より厳しい。仮に研究者が不正をしても事務部門が発見し、伝票を差し戻すので大学の外に対しては不正を未然に防いだことになる。
- ▶大学の会計は、市中の会計事務所が監査をし、NSF、NIHは 抜き取り監査であり、日本のように競争的資金配分機関や会計 検査院が直接、監査や額の確定をする仕組みはない。
- ▶但し、米国には日本の10倍の会計士がいるとのことで、直ちに日本が真似の出来ることではない。
- ▶いずれにしろ、日本の大学の事務部門の競争的資金マネジメント機能の充実は不可欠である。

[PPT-35]

[PPT-35]

最後に、まとめでございますけれども、繰り返しになりますが、米国は繰り越しや延長が日本より格段に自由なのですが、個々の支出といいますか、伝票処理は私の調べたかぎりでは、大学の事務部門が非常にしつかり管理しておりまして、日本より厳しいと思います。仮に研究者が不正をしても、事務部門が発見し、伝票を差し戻しますので、大学の外に対しては不正を未然に防いだことになります。具体的に1つ聞いた話をご紹介します。実は、アメリカとカナダの複数の大学で、大学部門でどのようにファンディングの管理をしているか訪問してヒヤリング致しました。そのとき聞いたのですが、こんな例があったということでお話ししてくれたのですけれども、ある先生がトルコに学会出張して、帰ってきて旅費清算をしました。1つの領収書を出してこれはトルコで見つけた学術書で、すばらしい学術書だったので購入してその領収書ですということで、清算処理に出したのですが、事務部門としては、トルコ語で書いてありますので、何もわからない。でも、どうもおかしいということで、トルコ大使館にファクスで送って調べたところ、ボート遊びをした領収書だった

ということで、事務部門から大学の先生に「これは困ります」ということで突き返したということです。 突き返したということは、不正を未然に防いだわけです。ですから、大学の外に対しては何ら不正 報告はなされないわけですけれども、なぜここまでするかと言えば、米国やカナダでは、競争的資 金は研究者個人ではなく、大学等研究機関に支給する形式がとられ不正があった場合には、大 学が組織として責任をとらなければならないからです。ということで、要は、大学の事務部門が1つ 1つの伝票を、すべてチェックしているという、厳しい管理をしております。しかし、一方で、繰り越 しや、延長に関しては、きょうご説明したように、格段に自由な仕組みになっているわけでございま す。

なお、大学の事務部門がファンディングの管理をしているのですが、その大学の事務部門を市中の会計事務所が監査をしているようです。これも全米、全カナダを調べたわけではありませんので、一般的なことかどうか解りませんが、どうもそのようです。NSFやNIHは抜き取り的にまれにしか大学を監査しないようです。それに対して日本は、競争的資金配分機関や会計検査院が直接大学に出かけて監査といいますか、チェックしているわけですけれども、非常に大きな違いだと思います。日本もアメリカ並みの仕組みができるとよいと思うのですけれども、一方で、ご存じの方も多いと思いますが、アメリカの会計士の数は日本の約10倍いるとよく聞きます。アメリカは国家予算も人口も、日本の約倍だとして、その補正をしても5倍です。それだけ会計士が大勢いるわけです。つまり社会の管理に、高いコストをかけているのだなという気がしますけれども、そういうもろもろの事情がありますけれども、それにしても日本の大学の事務部門の競争的資金のマネジメント機能の充実は、これはもう少し充実しても良いのではないかという気がします。

以上で終わりだったと思いますが、あと、いろいろご参考になるかと思いまして、幾つかきょうのお話を聞きにくるような方が、ご興味を持つかもしれないと思われる図を、用意させていただいておりますが、それについての説明は省略させていただいて、私のお話はこれで終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

(拍手)

【司会】

先生、どうもありがとうございました。何かご質問がありましたら、どうぞ。

【堀田】

お話ありがとうございました。お茶大の堀田と申します。ちょっと基本的なところの質問だと思う

んですけれども、6ページのところに、Basic research ProposeとR&D Fundingのグラフがあるんですが、この見方なんですが、例えばこの両方が繰り越し、きょうのお話のものをできるものとして、解釈していいものでしょうか。それとも、また私の解釈が違っていて、R&Dの中にBasic researchのこういった資金が、含まれていると解釈したらよろしいんでしょうか、教えていただけますか。

【高橋】

6枚目でございますか。

【堀田】

はい、パワーポイントですと11・12になっています。【PPT11】【PPT12】

【高橋】

これですね。

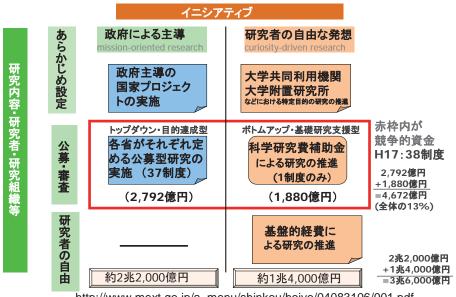
【堀田】

はい、そうです。

【高橋】

これが両方とも繰り越しが可能かどうかということでございますか。あ、そうか、もう一つ、重要なポイントをご説明するのを忘れました。基本的にきょうお話ししたのは、いわゆる競争的資金でございまして、競争的資金に関しては、お手元の資料の添付資料として一番最後に出ていると思いますが、日本の3兆6,000億円の予算の分類として、先ほど13%が競争的資金であるというのは、お話の中の最初のほうで円グラフとしてご説明したのですが、それを別の方法で分類しますとこのような分類があります。

我が国の科学技術関係経費(H17:3兆6千億円)の分類



http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/04083106/001.pdf

[PPT-49]

[PPT-49]

これも基本的には文科省さんのホームページに出ている分類でございまして、青字や、赤字は 私が記入したのですけれども、3兆6,000億を6つのカテゴリーに分類してございます。6分類す る前にまず右と左に2分類しております。

右側が研究者の自由な発想、つまりcuriosity-driven researchで、左側がmission-oriented researchで、右左それぞれが縦方向に3つに分類さておりまして、上があらかじめ設定された研究に対する研究費、真ん中が公募・審査、赤い枠で囲った部分が、競争的資金になるわけですけれども、その中に37制度が左側、1制度だけ即ち科研費だけが右側に分類されております。一番下が研究者の自由に使える研究費と分類されております。具体的に言いますと、恐らく左上の部分には例えば宇宙ロケットの開発とか、核融合の研究など含まれると思っています。右上は例えば環境研究所などの予算ではないかと思います。環境の研究をするというミッションはあるのですが、研究そのものは研究者の自由な発想に基づいて研究しているからです。それから、右下部分が基盤的経費で、大学の先生方の給料とか、いわゆる校費と呼ばれている部分だと思っております。きょうお話ししたのは真ん中の競争的資金の部分でございまして、今申し上げたいのは、アメリカにもこういう分類が当然あるわけです。つまり、アメリカにも国立研究所というのはあるわけです。国

立研究所ですから研究していますし、研究費も使っているのですが、競争的資金ではない研究 費でございまして、これは繰り越しできないようです。

【堀田】

そうですか。

【高橋】

ですから、研究費だから繰り越していいのではなくて、競争的資金だから繰り越していいのだというのが、現在の私の理解です。もっと言うと、NIHについては皆さんご存じだと思いますが、NIHにはイントラミューラルアクティビティと、エクストラミューラルアクティビティという2つの大きな活動があって、イントラミューラルというのは内部活動ということで、NIH自体の中に研究所があって研究をしているアクティビティーを言います。エクストラミューラルというのは外で研究するという、つまり、ファンディングして研究するアクティビティーのことを指しています。NIHの中のイントラミューラルアクティビティの研究予算は、年度末に使い切らなければいけないようです。

これは貴重なヒントになると思っておりまして、もっと深く考えたいと思っております。何かここにヒントがあるような気がしております。つまり、研究費だけ繰り越させてくれというと、研究者のわがままだと言われる可能性あるのですけれども、競争的資金だから繰り越させて欲しいというのは極めて妥当な主張のような気がします。なぜなら審査に半年も10カ月もかけなければいけないわけですから、そうすると、1年目の予算を10月とか11月とか12月に支給されて、3月までに使い切れというのは、あまりに無茶だとだれでも理解して貰えるのではないでしょうか。

【堀田】

ありがとうございます。もう一点だけ、ちょっと話が外れて、資金の点とはちょっと異なると思うんですけれども、今回のPOの役割ということの制度を、日本に第一人者として導入されたと思うんですが、その際に例えば今回Award yearというのは、日本では全く導入というか、日本に合ったものがあったんですが、そういった日本独自でやはりやり方を保持して、発展していったものがほかにありましたら、ちょっとお伺いできればと思ったんですが。

【高橋】

先ほどJSTの例をご紹介させていただいたのですけれども、日本には全部で11か12か、各省

庁ごとにFunding Agencyがございまして、まだ全部調べ尽くしてなくて、あまりほかの例は知りませんが、JSTでは先ほどご紹介したような仕組みを導入していまして、その中でPOといいますか、JSTのスタッフがいろいろ研究者とコミュニケーションしながらマネジメントしております。特に最初にプログラム調整室という組織が、新しくできたと申し上げたのですが、その機能はまさに今ご質問をされたようなことを、研究者と相談しながら、研究者になるべくベストの研究環境を提供することを実現するために、新しく立ち上げた組織でございます。

【堀田】

どうもありがとうございました。

【司会】

ご質問は。

【久保】

日本学術振興会の久保と申します。きょうのお話し伺いまして、大変よくわかりましたのでありがとうございました。

ちょっと幾つか質問させていただきたんですけれども、その前に、最初の日本のシステムが若 干典型的な例みたいな形でお話しされたんですけれども、多分、この繰り越しの議論と、即、審査 の資質の話は、ちょっと直接は結びつかないのかなという、そこはちょっと違和感を感じました。と 申しますのも、例えば科研費でしたら、ある年度から始まるんだったら、その前に審査をすればい いわけでございますし、現実に例えば科研費で言いますと、その前の年度に審査をしていて、4 月の当初にもう内定を出していまして、そこからお金が使えるという仕組みなので、初年度がどこ から使えるかということとは、直接、繰り越しと関係ないので、ちょっと審査の質とこの繰り越しの問 題が一緒になるということには、ちょっと違和感を感じたところでございます。

ただ、研究においてやっぱりいろんな変動があるわけでございますので、予算の単年度主義が 非常に予算を使いにくくしていることには、全く同感でございまして、科研費はかなり繰り越しも弾 力的にはなってきておりますけれども、さあさあ言いながら、やっぱり例外であるという規定のため に、いろいろな手続は必要であるというのがやっぱり制約になっておりまして、そういう意味で、obl igateして予算が予算執行済みというのは、大変魅力的な制度かなと思っております。

ただ、他方で、研究費がきちっと使われているということを、担保するというか、確認をするという

ことも、他方で求められているんですけれども、アメリカにおいては例えば連邦政府が会計監査を受けるというときに、支払っていることをもってもうそれは済んでいるんでしょうか。つまり、その次の先の支出まで確認をしなくても、済むというような制度になっているのかどうか、おわかりだったら教えていただければありがたいんですが。

【高橋】

まず、一番最後の部分は、まだ理解できなかったのですけれども、支払って……。

【久保】

結局、今、例えば会計検査を省庁も受けますし、独法法人も受けますけれども、そういうときには、実際に使われたところまできちっと見るということですね。だから、NSFの場合は例えば会計監査はNSFはどういうふうに受けているんでしょうかという、省庁としてのNSFがどういう監査が受けているんでしょうか、会計監査をという。

【高橋】

ご質問の意味わかりました。それは私もまだわかりません、ぜひ知りたいところです。別の言葉で言うと、NSFの決算ってどうやってるんだろうということにつながりますよね。

【久保】

それにつながります。

【高橋】

そこが私も知りたいところなのです。一緒に行きません?(笑)また別の言葉で言うと、先ほどこれは申し上げたのですけれども、NSFのオブリゲーションマネジメントはわかるんですけれども、キャッシュもマネジメントしないと困るはずで、それをどうやっているのか、いや、私もほんとうに知りたいところです。それで、NSFの会計担当の人を日本に招待することを計画しました。何回も言うように、私、研究者なので会計の深い、細かいことになるとわからないのです。私なりに3年間勉強して大分知識増えたものですから、アメリカのPOという研究者出身の方々と会計の話しすると、もう私のほうが知っているぐらいになってきております。ですから、これ以上知りたいと思ったら、アメリカの会計の人と話す必要があると思っています。しかし、私が会計の人と話すと会計用語がわか

らないのです。それで、いろいろ考えて、NSFの会計担当に日本に来てもらって、日本の会計担当を集めて、徹底的に議論しようと思って、招待したのですが、アメリカはこの半年ぐらい、予算がなかなか決まらなくて、大変だったらしいんですけれども、結局、まだ実現しておりません。

それから、前半の部分の話ですが、それは100%同意します、おっしゃるとおりです。というところも含めて、私の話はほんとうに厳密に言うと、いろいろ矛盾点というか、厳密でない面があると言うことは、最初にお断りしたとおりでございます。その上で付け加えさせて頂けば、科研費だけが研究者の自由な発想に基づく研究に配付されるわけですが、科研費以外の制度はmission-oriented、つまり、各府省には各府省の政策目的というものがあって、その政策目的を実現するために研究費を配付するというのが、建前になっていると思うのです。そうすると、各府省の政策目的は予算と連動して毎年決めているわけで、それが出てこないとスタートできない理屈になります。しかし、現実にはmission-orientedの制度も既に秋ぐらいから準備をスタートしていますので、理屈が合わないところがあるのですけれども、建前論からいうとご説明したとおりのことになると思います。

予算を国会が承認すると言うのは、金額と用途を決めているわけです。その意味で単年度会計とは、毎年、予算の金額だけではなく、予算の用途、即ち政策目標も毎年決めているという論理になると思います。

【司会】

他にはございますか?

【竹内】

早稲田大学の竹内でございます。大変おもしろいお話をありがとうございました。

ちょっと久保さんがいらっしゃるところで大変恐縮なんですが、今の審査の質のところは、私ども 私立大学にいるとやはり疑問を感じるところです。それで例えば科研費の審査というのは、1人大 体100件~200件審査するということで、先生がデータお出しになっているように、ほかの国に比 べてひとけた多いんです。そのときに具体的に私も審査している方に聞いたことがあるんですが、 大体200件ぐらいの申請書の東が来て、それを上から国立大学、公立大学、私立大学と来て、それを上から読んでいくと、「私立大学へ来るともう疲れちゃうよ」という意見をよく聞くんですね。 (笑)ですから、やはり審査件数はひとけたぜひ減らしていただきたいということです。私も調べた んですが、やっぱりNSFのほうが審査員がひとけた多いんですね。ですから、その辺はやはり制 度として少し改善していただければと思います。

それから、先生の頭のところのお話のPOの制度なんですが、NSF・NIHと比べたときに、日本のPO制度で1つ欠点がありまして、それは何かというと多様性の概念が入っていない。例えばNSFだとPOの4割が女性であるということを明記してあります。それから、マイノリティが2割入っているということが書かれています。実際にある種の委員会とか、資源配分にかかわるものをつくったときに、構成員がどういうところから出てきているかということは、非常に重要な問題になりますので、それらをNSF・NIHは書いてあるんですが、例えばいろんな日本の審査制度にかかわるPOの皆さんは、残念ながら、私立大学の人は非常に少なくて、国立大学の先生方がほとんどであって、理科系はほとんど男性であるという状況にありますので、その辺は少しアメリカの制度を見習っていただけたらと、コメントです。

【高橋】

コメントということだったのですけれども、若干意見を述べさせていただきますと、基本的にはおっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、日本のPO制度についてはまだ導入して三、四年というか、どこをスタートにするかによっては、四、五年たっているわけですが、それに対してアメリカのPO制度というのは戦後すぐ始まりまして、もう数十年の歴史があるわけですけれども、そういうことからすると、日本のPO制度は、まだほとんどでき上がってないと言ってもいいと思います。出身とか、あるいは、女性か男性かという偏りだけではなくて、基本的にまず人数からいっても全然違いますし、それから、アメリカのPOはほとんど常勤でございますが、日本のPOはほんど非常勤でございますので、そういったところも私なりに何とかしたいと思って、いろいろ努力しておりまして、今、JSTもPO・制度室というのをつくって、私が責任者になってやっているわけです。

その一環としてPOセミナーというのを開かせていただいておりまして、過去3年間に6回開いたのですけれども、前回は3月1日に都市センターホテルで開かせていただいたのですが、その前は10月31日に、東京ガーデンパレスで開いたんですが、東京ガーデンパレスで開いたときのPOセミナーのタイトルが、「我が国に最適なPO制度を求めて」というタイトルで開かせていただいて、3月1日には「研究開発評価とPOの役割」ということで、開かせていただいたのですけれども、結論としてはやはり日本とアメリカの国の仕組みというか、会計の仕組みだけではなくて、国の仕組みというか、アカデミアの仕組みが違いますので、日本はやはり日本独自のPO制度をつくらないと、だめだろうと思っております。

あと、日本は今言ったように歴史が違って、一言で言えば、おくれていますので、いろいろアメリ

カに学ばなければならないことは事実なのですが、ただ、だんだんわかってくると、NSFやNIHも結構いろいろ悩んでいまして、彼らの制度が決してベストではないんです。だから、そういったものも見据えつつ、日本に最適なPO制度はどうあるべきかというのを、今まさに私が模索しているという状況でございますが、その中の一環として要はJSTの職員を能力アップして、先ほどもご紹介したのですが、アカデミアのPOとJST-POが二人三脚でPO業務を、実施するという仕組みを実現できたらいいなと思って、今、JSTの職員に対するPO資格認定制度、育成制度というのを実施しているところでございますが、そういったことを申し上げさせていただいて、ご返事といいますか、コメントにさせていただきます。

【白楽】

お茶の水女子大学の白楽ですけれども、座ったまま発言させていただきます。

12年前にはNIHで5カ月、こういう研究費の配分事務局でいろいろ調べて、それを本にして、そのころのことをちょっと思い出されたんですけれども、先生のきょうのお話で研究費を法律化ということの話で、今、私、理学部の生物の研究者なんですけれども、そういうミクロなところから見ると、研究費の額、限度を超えて使う、例えば単年度1,000万もらって3年間ですよというとき、それを有効に使うというときに、3,000万がどう妥当なんだというところが十分ないと、例えばそれは3,000万ならいいですけれども……。いや、いいかどうかあれですが、例えば1億でお金が余るという話は、適切な表現ではないという話ですけれども、その額が適切だよという評価が日本であまりされてないんではないかなと。例えば申請額の7掛けでいくよという話があれば、研究者はどうするかというと、じゃ、4割多く申請しましょうかと、結果的に7掛けだと自分の希望する額で来るからねと、そういうレベルで進んでいるんではないかという気がします。

私のその当時いたNIHのところでの審査なんかですと、プログラムオフィサーが関係する審査会だと、審査している人たちが例えば、非常にミクロの話であれですけれども、このプロジェクトを通すのにポスドク2人は要らないんじゃないの、1人でいいんじゃないの、だから、1人削ろうよ、ただ、額は自分たちが判定するんではなくて、別の人が判定してくれればいいけどと、そういう中身にタッチした話をしていた。だから、そこだとそれなりの妥当な額が出るだろうなということと、もうつつは、これ、今、日本でどうされているのかよく知らないんですけれども、たしかNIHでは1999年からモジュール制度というのを導入して、総額25万ドル、1つのモジュールを2万5,000ドルですか、例えば、だから、日本で言えば、250万ぐらい、総額単年度で2,500万以下の場合は、例えばピケットを買いますとか、薬品買いますとか、そんなー々細かいこと言わないで、モジュール3個、

モジュール5個と、そういうレベルでやってくださいと。そういうレベルであれば費目外流用とかという問題が、日本ではそういうことは不正だと言われますけれども、研究者サイドにとっても便利だし、そんな細かいこと一々言うなよというレベルでも合うし、99年にNIHで始めているのに、何で日本はやらないのかなと思っているんですが、何かそういうことによる効率化、年度を超える効率化もあれですけれども、別の面の効率化というところも、何かいろいろ工夫があるんではないかなと思いました。

【高橋】

それもコメントで必ずしも質問ではないのかもしれませんが、少し私の感想を述べさせていただきますと、まず基本的にはおっしゃるとおりだと思います。研究費が今おっしゃったように、ある研究に対して幾らが妥当か、これは非常に難しい問題です。研究分野によって例えば生物系の研究と、マテリアル系というか、無機材料系のといいますか、あるいは、ソフト開発的な研究とか、研究にもいろいろなタイプがあるのですけれども、それぞれ個々の研究内容によって、必要な研究費は当然違うと思います。しかし、そこまで踏み込んで審査するためには……。これは1つ申し上げていいと思うのですが、もう一回言うと、私がアメリカでこうだと言っているのは、全部Grantに関することなので、Contractをどうやっているか知らないのですけれども、Grantですらと言って良いと思いますが、2泊3日ぐらいの時間かけて、しかもホテルに泊り込みで審査をしているようです。日本は大体日帰りで、場合によってはもう半日でやってしまう。もちろん審査に出る前に自宅で十分応募書類を、読んできてというプロセスはあるのですけれども、それにしても、みんなで審査をするという部分が、アメリカは3日間ホテルに缶詰でやる。それを日本は半日とか1日でやっているようなことと、審査の質と直接につながるかつながらないかということに関し、理路整然とした議論は難しいのですけれども、定性的には何か関係しているかもしれないということは言えると思うんです。

ですから、基本的にはやはり私はいろいろ改善すべき点が、いっぱいあると思いますけれども、でも、言うだけではなくてやはり参加しないと私は日本の仕組みは直らないのではないかなと思っています。そういう意味で、PO制度というのが導入されて、研究経歴のある人がもっとマネジメントサイドに参画する仕組みが出来たと思うのです。そういう理念でPO制度が導入されたという面があると考えています。まさに研究の細かい話になると、研究をやったことのある人にしかわからないと思います。もっとも、今でも審査員としては研究者が、担当しているではないかというご意見はあるかと思いますけれども、審査員として来られる先生方というのは、1年間のうちのほんの数日間、

関与するだけですから、やはり仕組みを変えようとしたら、1年間のほんの数日関与するだけでは、 国家の仕組みというのは変わらないと思うんです。そういう意味でも、もっと研究者出身の方々が 積極的にマネジメントに参加する必要があると思っています。しかし、一方で、研究者は自分は研 究が忙しいからと言う方もおられて、だから、私は研究者にも責任があると思っております。

【司会】

他にございますか?

【質問者】

きょうのお話ありがとうございました。繰り越しのところは昔から話題になっていて、単年度の予算と結局執行の支出のところを、どう分かれているのか、分かれてないのかというのが、多分、きょうアメリカの制度とか聞いて、なるほどなというところがありました。

1つは、やはりNSFなりNIHで繰り越しの承認という権限は、もう独自で持っているのか。日本の場合は財務省に協議して、繰り越しできる、できないというのを一々やらなければいけない。ここはすべて省庁でできるといったときに、じゃ、次年度どれだけやったかというのは、先ほどの決算のほうかもしれないんですが、そこについてもしわかれば、教えてほしいなというのと、用途未使用金というのが、未使用金が出てきたといったときに、アメリカの場合、多年度予算だから数年間の分で、総額で幾らの事業規模になりますよと、それで年度を変えるといっときに、未使用金については、じゃ、次の年度にきちんともう一度上乗せして、予算として措置されるのか、それはまた減ったままで事業全体の経費が、減っていくということになるのか、そういった点と、あと、前、アメリカかなんかでテレビで見た話で、航空機事故があったとき、次年度の予算を使ってでも、今、緊急にやらなければいけないというときに、当該年度に使うということを決定した。いわゆる繰り越しではなくて前倒しみたいなことは、こういった制度の中でどういうふうに行われているのか、もしわかれば教えてほしいなと。

あと、コメントとして、POとか、そういった制度のときには、どれぐらいの人がやっぱりかかわっていて、その予算措置が担保されているのかといったところが、役所のほうも大学もそうですけれども、 事務スタッフも全部削減の方向で動いているときに、業務だけが増えていくのではなくて、やはりできる体制としての資金力と人数というのは、もし調べるときには調べていただければありがたいなと思いました。

【高橋】

幾つかご質問あったと思うのですが、まずお答えできるものについてだけ、私からお話しさせていただいて、後、堰から答えて貰おうと思っていますけれども、まず最後のPOの数については、総合科技会議のホームページに、POの数が載っておりますけれども、四、五年前のデータでございますが、NSFが400人、NIHが1,100人で、DARPAが70人だったかと思います。それに対して私が知っている最新のデータですと、NSFが2年ほど前に700人という数字を知っています。ですから、この三、四年でNSFのPOは400人から700に増えたのかなと、単純に数字を比較するとそういうことになります。それに対して日本のPOはほとんどまだ非常勤なのですが、たしか最近出た数字で500人ぐらい、それもオールジャパンで500人ぐらい、しかもそのほとんどが非常勤ということがございまして、それを人数を増やして充実させていこうとするときに、まさにおっしゃるとおり、今、日本は行政改革の真っただ中でございますので、そういう中で管理コストを増やすというのは、これは至難のわざだと思っていまして、難しい課題だと思います。

それから、前半の部分の会計的なご質問に関しては、会計担当の堰からお答え致します。

【堰】

済みません、では、ちょっと会計的なところなんですが、先ほどおっしゃられた多年度予算的な部分の中でも、それを超えていく部分というのは、後年度の予算の中に手当てされるか、考慮されるかというお話しだったんですが、基本的には私が向こうで聞いた話の理解の中では、それはないと認識しています。先ほどの収支報告のお話もありましたが、複数年でobligateされたものが、No Cost Extensionという延長期間を超えて、さらにまだお金が余っている場合はどうなるのかと聞いたら、それはもう財務省に返ると言っていましたので、それが要はAppropriationを超えて考慮されるということはないということの、予算の運用にはなっているようでございます。そういう意味では、当然、大学のほうにファンディングした資金というのは、最終的に採択期間の中で運用された上で、最終的に使途がどうなったかという、経理報告というのは提出されるわけで、NSFについてはファストレンという電子システムによって、提出がなされているようで、やはりそこで最終的に余りがあったようであれば、とりあえず何かNSFに相談するらしいんですけれども、どうしてもそれは実績報告の中に書ける使い道がないと、お金として余ってしまうということであれば、やはり財務省のほうに返却するという、取り扱いをしているようでございます。

【質問者】

それから、事業の3年間だったら3年間のときの、1年目と2年目の間の1年目に余ったお金というのも、やっぱりなくなる?

【堰】

いや、それはAppropriation自体が画一的なものではなくて、かなり多種多様にその期間とか、 そういったものが定義づけされているようでして、そのAppropriationで定義されている期間をやは り超えてしまったものは、もうAppropriationの期限切れということで、そこで判断されるという形にな ります。その中で例えば我々がとらえている、今、興味の対象は競争的資金のファンディングなん ですが、その競争的資金のファンディングのAppropriationの中で、どういうスキームを組んでいる か。バックグラウンドにあるAppropriationの要は使用期限と、事業スキームとしてFunding Agency が出している期間というのは、必ずしも一致しているわけではなくて、むしろFunding Agencyのス キームのほうが、そのAppropriationの中で動いている、設定されていると、そういうふうな概念構造 になっているようでございます。

【高橋】

もう一つ、Appropriationに関しては、さきほども申し上げたように1,000ページのドキュメントを全部読むと、相当わかると思うのですけれども、2人合わせても100ページもまだ読んでおりません。ですから、わからない部分がいっぱいあって、とても正確にはご説明できる状況にないのですけれども、読みかじった中でAppropriationにも3種類あるんです。Annual Appropriation(あるいはone year Appropriation)、Multi year Appropriation、No year Appropriationというのがあるのです。今度、NSFに聞こうと思って質問事項を用意しているのですが、NSFのAppropriationでひょっとして、No year Appropriationなんですかということを、今度聞こうと思っていますけれども、何かNSFで起こっている現象を見ていると、No year Appropriationではないのかな、そんな気もするのですが、No year Appropriationだったら、もう自由自在だと思います。

【司会】

それでは、最後の質問をお願いします。

【清浦】

座ったまま失礼します、文科省の清浦と申します。

先生の最後に、最後のまとめのところで出てきた、いずれにせよ、日本の大学の事務部門のマネジメントの充実は不可欠であるというのが、最後に出てくるわけなんですけれども、先生のこれまでのご経験の中で、いろんな日本の大学を見られた中で、マクロに言っちゃうと日本がおくれているということなんですが、日本の中でもいろんな種類の機関が、大学なり研究機関なりがあると思いますが、そういうところでどういうふうにうまくやっているか、あるいは、うまくいってないところはどういった点とか、あるいは、最近の動きで何か変わってきている動向があるかという話、それから、マネジメント機能を充実するためには、何をしなくてはいけないかという、一番のポイントとか、あるいは、それをはかるためのどういうベンチマークであるかといった、そこの点について聞きたいというのが第1点目でございます。

もう一点ございまして、もう一点はちょっと別の切り口ですが、今、アメリカの例をお話しいただきましたけれども、先生、ヨーロッパに行かれたご経験もあるということで、ヨーロッパの例、会計システムというのは、また全然違うものなのか、日本に参考にするという意味ではどうか、特に最近EUの動きもありますので、かなりシンプリファイズするようなのがあるのかなと、勝手に想像しているわけなんですけれども、そのあたりを教えていただければと思います。

【高橋】

まず前半の大学に関してですが、最初の私の自己紹介のところでご紹介したように、私、JSTに3年、その前5年間東大にいたのですけれども、言いかえると、5年しかいなかったという面もありまして、大学の仕組みに関しては、ほかの先生方に比べて決してよく知っているほうではないのですが、私なりに最近の情報も集めて……。でも、まずはあまりよく知りません。というのは、こういうことを調べているだけで手いっぱいで、あれもこれもなかなか調べられなのですけれども、ただ、JSTというところにいるといろいろ耳情報が入ってきまして、それによりますとたくさんファンドをとっている大学では、いろいろな取り組みを始めているようです。特に文科省さんからガイドラインが出てから、しっかりした仕組みのない大学には、今後、競争的資金を支給しないということを言っているわけですから、それに応じていろいろやっておられるという話は聞いておりますけれども、あまりたくさんファンドをとっておられない大学が、そういった専任者を設定できるかというと、コスト的にもとても大変なことだなと思います。

ただ、それに対してもう一つの議論として、だから、間接経費30%渡しているでしょうという議論があるのですが、一方で、その30%の間接経費の使途は、今のところ、何に使ってもいいことになっているのです。精神としてはGrant Office的なものを、大学で充実してもらえるといいなという希

望というか、願望というか、それはCSTPにあるようなんですけれども、CSTPが明確にそれを育てているわけではございませんので、そうすると、現実に間接経費が今何に使われているかというと、一方で基盤的経費が1%、毎年減らされていますので、その穴埋めに使われてしまっているという部分も、あるやに聞いておりますが、ただ、これは伝聞ですので真実のほどは、大学のマネジメント部門に入らない限りわからないと思いますけれども、それに対して、ついでに申し上げますと、NSFにはインスペクタージェネラルという、不正取り締まりの管理部門みたいな組織があって、文科省さんのアレンジで数カ月前に講演されたのですけれども、そのときにアメリカにおける不正事例というのが幾つか紹介されました。

その中で、私、興味持ったのは、研究者ではなくて大学そのものが、不正事例で摘発された例が紹介されていて、その中身を見たら間接経費の使い方が、大学として間違っているといって摘発されているのです。間接経費は本来こう使うべきだというのが、アメリカではきちっと定義されていて、それに沿った使い方をしてないと、大学という組織が摘発されて、ファンドを数年間ストップされたという事例が紹介されていましたけれども、これはちょっと余談かもしれませんが、日本の場合はそれに対して間接経費の使途が明確に規定されていませんので、どう使おうと別に違反ではないわけですから、必ずしもGrant Officeを充実させなくても別に違反ではないわけです。ただし、アメリカ並みにそういう間接経費の使途を、明確に定めるべきだと私が言っているかというと、そうではなくて、やはり、今、日本は、過渡期としての非常に困難な時期にありますので、間接経費については大学の自由に使っていただくという状況は、すぐに変えないほうがいいのではないかという気はしております。

それから、ヨーロッパのことに関しては、アメリカだけでも連邦政府の、Appropriationに関するドキュメントが1,000ページあると申し上げたのですけれども、NSFやNIHにグラントマニュアルというのがあって、それも数百ページぐらいあるんです。アメリカはドキュメンテーションの国ですから、すごいドキュメントを、あっという間につくるのですけれども、それを全部読もうとするとなかなか大変で、特に最初申し上げたとおり、私、ほんとうはできたらDARPAに訪問して、Contractの部分をぜひ知りたいと思っているのですが、まだなかなか手が出せません。ましてやヨーロッパまでなかなか手が出ないところがあって、でも、EPSRCというイギリスのFunding Agencyを訪問させていただいて、調べたのですが、アメリカはNSFで20%、NIHで25%繰り越し自由だということを申し上げたのですが、まだ文字で確認してないのですが、イギリスは100%自由のようです。

非常にわずかな情報で、ですから、基本的にはヨーロッパはあまり知らないのですが、ただ、私は日本が参考にしようとすると、ひょっとするとヨーロッパの事例のほうが参考になるかなという気も

しております。アメリカのことはきょうもお話ししておもしろいのですけれども、まねしようと思っても、 国家の仕組みが違うのでどうしようもないという部分もすくなからずあります。ですから、ほんとうに 日本が参考にできるうまい例というのは、ひょっとするとヨーロッパにあるかもしれないなという気も して、調べたいとは思っておりますが、さて、いつになったら調べられるかなという気はするんです けれども、済みません、そんなお答えでよろしいでしょうか。

【清浦】

ありがとうございます。

【司会】

本日はほんとうに長時間にわたり、このようにたくさんの方にご参加いただきまして、ほんとうに ありがとうございました。

最後に、講師であられます高橋先生に、盛大な拍手をお願いいたします。

【高橋】

どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会】

では、講演会を終わります。

— 了 —

【講演】

「研究費会計制度の日米比較続編――柔軟な研究費会計制度を可能にしている 米国の予算制度とその実現を達成してきた米国の取組」

(独)科学技術振興機構 企画評価部 主監 高橋 宏 氏 (独)科学技術振興機構 企画評価部 主査(予算担当) 石橋 一郎 氏

平成19年10月23日

【司会】

本日は、「研究費会計制度の日米比較」として、JSTの高橋先生と石橋先生にお願いしております。実は4月12日に、同じ「研究費会計制度の日米比較」と題しまして第1回目を先生にお願いして、ご講演いただいております。その講演資料が講演録204でまとまっております。

まず、高橋先生のご紹介をさせていただきます。先生は、皆さんもご存じのように東京大学で学位を取得後、20年ほどいろんな企業で働いておられました。その後、東京大学の教授を経て、平成16年より科学技術振興機構のプログラムオフィサーになられております。平成18年12月よりプログラムディレクターになられております。

石橋先生は、平成9年東京都立大学理学部をご卒業の後、平成13年文部科学省入省、その 後平成18年から科学技術振興機構に移られております。

では、今日は複雑な内容ですので、お話のほうをゆっくりとしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋】 ご紹介をどうもありがとうございました。高橋でございます。話を始める前に、背景と、今日お話しさせて頂く順番ついてご説明させて頂きます。

今、ご説明があったように、実は4月12日に、この同じ場所で前段の講演をさせて頂いております。本日の講演の主題が結構奥行きが深くて、お話ししたいことがいっぱいございます。前段は約半年前に講演させて頂いたのですが、それについてもざっとはご紹介しますけども、そこに深入りすると新しいことがお話しできなくなってしまいますので、お聞きになっていない方には、ひょっとすると今日の話はやや解りにくい部分があるかもしれないのですが、ご容赦頂きたいと思いま

す。

それから、私も今ご紹介頂いたようにもともと研究者でございまして、会計のプロではございません。会計は皆さんもご存じかと思いますが、なかなか難しいところがございます。会計を知らない人が会計屋さん同士の会話を聞くと、まるで宇宙人が話しているのではないかと思うぐらい、会計用語は一般の人には解りにくいところがございます。今日のお話もアメリカの会計制度に絡んだお話をいたしますが、元研究者の私が会計のことをお話ししても正確なお話ができませんので、皆さんにも信じてもらえないかもしれません。そのぐらいアメリカの会計は日本の会計と違うのだということが解りました。そこで、隣に座っていますのがJSTで予算を担当している石橋君ですけれども、会計を扱っている立場から正確なお話を最初にして貰おうと思います。ただし、正確なだけにやや解り難いかもしれないと思います。それで、その後、私が正確ではないけども、平たく言うとこんなんだというお話と、それからアメリカの競争的資金の会計制度を支えている仕組み、またそれをどのようにしてアメリカが構築してきたかということをお話しさせて頂こうと思っております。

ということで、まず最初に石橋からアメリカの会計制度についてご紹介させて頂きます。

【石橋】 私はJSTの企画評価部で予算担当をしております石橋と申します。

今、高橋からもありましたとおり、実は宇宙人同士の会話では30秒で終わる話なのです。先日、 私の以前の上司に、今回の講演の内容について電話がありまして、実はこういうことを話すんです と10秒ほどで説明すると、「ああ、そうか」で終わりというほどのものでございました。

ただ、普段、予算制度や会計に触れてない方には、非常に難しい話になってしまうと思いますので、今回は25分程度で、支出負担確定主義予算というものについてNSFの実際のファンディングに絡めましてご説明差し上げることができればと思っております。

今回の講演の背景といたしまして、先ほど高橋からもございましたとおり、前回、米国の競争的 資金の柔軟性につきまして講演させていただいております。ただ、会計制度の面というところで、 まだメカニズムについては明らかになっていない部分がございましたものですから、6月にアメリカ の大学2カ所とファンディングエージェンシー2カ所に行きまして、調査してまいりました。私もその 一員として行って来ましたけれども、その中で明らかになりましたことにつきまして今回ご報告差し 上げることができればと思っております。

前回(平成19年4月)の講演の概要

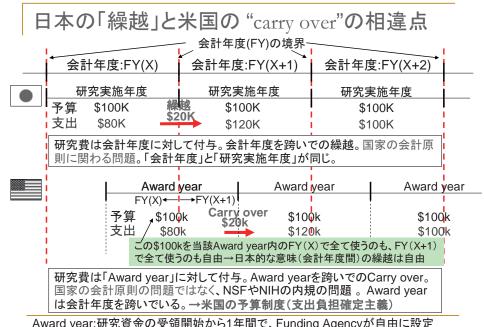
- 研究費の種類、競争的研究費の種類
 - □研究開発費の規模の違い
 - 日本の研究費(補助金と委託費)と米国のファンド(Grant, Cooperative Agreement, Contract)
- 競争的(研究)資金会計の日米比較
 - □ 日本の「繰越」と米国の"Carry over"
- 日米の国家会計制度比較
 - □ 単年度会計と多年度会計(米国の予算の仕組み)
- 会計制度の影響を受けるファンディングの仕組み
 - □ 米国におけるAward yearの設定と効率的な研究費の執行

[PPT-3]

[PPT-3]

前回の講演の概要につきましては、目次を並べているだけですけれども、ざっとこのようなお話をさせていただきましたということでご紹介しておきます。研究費の種類につきましてお話しした後、日本の繰り越しと米国のcarry overにつきまして、日米の比較ということでお話し差し上げております。その後、国家会計制度の比較や、ファンディングの仕組みについてお話しさせていただいたというところでございます。

その前回の講演で一番の問題点となっておりました日本の繰り越しと米国のcarry overの相違点につきまして、最初にご説明差し上げたいと思っております。



Award year:研究資金の受領開始から1年間で、Funding Agencyが自由に設定研究者の希望により開始時期を遅らせる事が可能

[PPT-4]

[PPT-4]

こちら、横軸にありますのが会計年度、3カ年分書いております。そして、縦の点線が会計年度 の境界です。

日本の場合ですと、研究実施年度というものが会計年度と同じように設定されておりまして、例えば図の上ではドルになっておりますけれども、100Kずつ3カ年にわたって予算が組まれているという状況を仮定したいと思います。そして、最初の年度に支出が80Kしかしなかった状態で、次の年度になった場合を考えます。ここで、次の年度に120Kを使う場合、この現象を繰り越しと呼んでおりますので、会計年度を超える研究費の執行が日本では繰り越しと呼んでいるということが分かると思います。この会計年度というのは、国で決められているものですので、国家会計の原則を破るというとちょっと言い過ぎかもしれませんが、会計原則の問題になっているというのが日本の現状です。

一方で、アメリカの場合、スタートの地点を見ていただければ分かると思うのですが、スタートが会計年度の頭と一致していないわけです。こちらのそれぞれの1年間のことを、研究実施年度に対応する言葉としてAward yearと呼んでいるのですが、Award yearとは研究資金の受領から1年間であり、そのスタートはファンディングエージェンシーが自由に設定することができます。従って、

スタートがずれることがあり得るということです。スタートがずれるので、そこから1年間がAward yearとなりまして、次のAward yearも会計年度の真ん中から始まる。次々と1年間のスタートがずれていくわけです。Award yearが会計年度の始まりと一致していないという状況になる。

この状態で、日本の場合と同じように、100Kずつ予算が与えられ、初年度の支出が80Kしかない場合、このAward yearを越えたことでcarry overと理解している。なので、縦の点線を見ていただければ分かるのですけれども、Award yearが会計年度の境をまたぐ形であるわけです。そうすると、1年目の100Kというものをどちらの会計年度でいくらずつ使いましょうかという問題が日本的に考えれば出てくるはずですけれども、これについては全く自由になっておりまして、ここの100Kを前のX年度で使うのか、(X+1)年度で使うのか、どちらで使うのかというのは全く自由ということになります。ですから日本的な、会計年度を越えますよという意味での繰り越しというものは、アメリカには存在しないと理解できると思います。

では、なぜ会計年度を越えるという意味での繰り越しの概念が無いのだろうかというところが一番の関心事でありまして、アメリカの会計制度、予算制度について調べてみようというところが6月の調査の始まりです。そして、その関心事に対する一番のポイントとなりますのが支出負担確定主義予算です。

競争的資金の柔軟性を支えている米国 の予算制度

◎支出負担確定主義

- →裁量的経費に係る歳出予算法(appropriation) は支出負担行為(obligation)の額を定める
- →支出負担行為により予算執行済となり、支出 負担行為の同一年度内に支出を行う必要はな い
- 年限による3つの予算区分(one-year, multiple-year, no-year) →支出負担行為を行う権限を与える期間(年度)による区分

[PPT-5]

[PPT-5]

支出負担確定主義というとちょっと耳慣れない言葉だと思いますが、しばらくお付き合いいただきたいと思っております。支出負担確定主義というのは何でしょうか、という事について書いてありますのが次のスライドでございまして、歳出予算法――アメリカは法律の形で予算を決めておりますが、歳出予算法は"Appropriation"と呼んでおりまして、この予算法が支出負担行為の額を定めている。また、ここで「支出負担行為」という聞き慣れない言葉が出て来ましたが、また後でご説明いたしますので、とりあえずは今の説明でご辛抱いただければと思います。

そして、この支出負担行為の額を定めると何が起こるのかと言いますと、支出負担行為を行った 段階で予算を使ったことになります。なので、日本のように同じ年度に支出、キャッシュを出すまで はいかなくて良い、というところが一番大きなところです。もう一つは、アメリカのファンディングを理 解するために、小さく書いておりますけれども、予算には3つの種類がございまして、これもまた後 で取り上げますので今は触れるだけにしておきますが、"one-year Appropriation", "multiple-year Appropriation", "no-year Appropriation"という3種類があります。この2つの特徴をもってアメリカ の予算制度、ファンディングが成り立っているということが分かっております。 ではその「支出負担行為」という言葉が一番すんなりと理解できないところかと思いますので、その言葉についてご説明差し上げたいと思います。



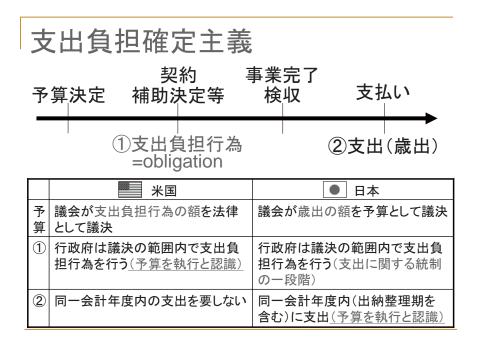
- 支出負担行為とは、「国の支出の原因となる契約 その他の行為をいう」(財政法第34条の2第1項)
- 昭和24年に財政法及び会計法の一部を改正し導入された米国のobligation制度に倣ったもの
- →日本の「支出負担行為」と米国の"obligation"は ほぼ同一概念

[PPT-6]

[PPT-6]

こちらの図の横軸が、国の予算が決まって、ある事業について契約や補助金であれば補助決定が行われ、事業が終わり支払いますという一連の流れを示しております。そして、契約や補助決定のことを「支出負担行為」と呼んでおります。英語では"obligation"という言葉で使っていますけれども、日本で支出負担行為を定義している財政法がございますので、そちらを見てみますと、「国の支出の原因となる契約その他の行為をいう」と書いてあります。「契約その他の行為」ですからこの契約や補助決定の部分ですね、この時点を「支出負担行為」と呼んでおります。なので、今後"obligation"ですとか、「支出負担行為」という言葉が出てきた場合に、「契約」とか「補助決定」、「交付決定」と読み替えていただければ理解が早いかと思います。何故同じ意味かと言いますと、この支出負担行為という考え方が出てきたのが、アメリカのobligation制度に倣って支出負担行為という概念を昭和24年に日本に持ち込んだという経緯がございますので、同じ意味ということになります。

では、実際日米で支出負担確定主義というものがどのように影響しているのかについて、次のスライドで見てみます。



[PPT-7]

[PPT-7]

アメリカの場合ですけれども、予算は支出負担行為の額を法律として決めます。なので、契約額を決めていると理解してください。一方、日本では歳出の額ですので支払額、キャッシュは幾ら払っていいのかについて決められるという違いがある。これが違うと何が起こるかと言いますと、事業を行っていて、契約や補助決定を行った時点でアメリカでは予算を執行したと認識します。なので、例えば100という予算が決められて、100を契約したらそれでおしまいということになります。一方、日本の場合ですと、契約を行っても、それは支出に関する統制の一段階ですので、まだ執行が終わったと見てもらえません。そして、最後に事業が終わって、現金を支払った段階で日本の場合はやっと予算を使いましたと認識してもらえる。一方、アメリカの場合は既に契約の段階で執行が終わっていますので、同じ年度に払わなきゃいけないということはわざわざ考えなくても良いという違いがあります。

そして、もう一つ、小さい字で書いてありますけれども、3つ予算の種類がありますという事がありますので、それについて触れたいと思います。

年限による3つの予算区分

- One-year (Annual) appropriation
- →当該一会計年度内に支出負担行為(obligate)を完了しなければ議会から付与された権限は消滅
- Multiple-year appropriation
- →複数の会計年度内に亘り支出負担行為(obligate)を行う権限が付与されているが、議決に定められた期間内に完了する必要がある
- ○上記2類型は、期限内に執行(=obligate)しなければ権限は消滅する(議会の議決による延長は可能)ため、予算を「使いきる(obligateしきる)」ための努力が行われる可能性(使いきらない場合、予算規模が適正かという議論)
- No-year appropriation
 - →権限の終期が定められていない(事業完了or使いきりで権限が消滅)

[PPT-8]

[PPT-8]

アメリカの予算、大きく分けて3つの体系に分かれております。1つ目がone-year appropriation、あるいはannualとも言います。これは1年ということですので、1会計年度のうちに契約を終えなければいけないという予算。もう一つ、multiple-year Appropriationの場合ですと複数の年度ですので、2年であったり、3年の間に契約をやりなさいと言われている予算。もう一つ、no-yearですので、権限の期限が定められておりませんから、使い切りであったり、または事業が完了した段階でおしまいという予算。この3つの体系があります。

日本も普通の歳入歳出予算はone-yearだと思っていただければ良いと思います。実際に、1年の間に使い切らなければいけない。multiple-yearですと、全く同じではありませんけれども、国庫債務負担行為というものがございますので、複数年で事業ができる。one-yearとmultiple-yearについては期限が定められておりますので、期限内に使い切らなければ権限が消滅してしまいます。日本も本当にあるかどうかは分からないですけど、年度末に工事が多いとか何かいろいろ言われているかと思うのですが、使い切りという問題というのは、アメリカの予算においても契約を終えなければいけないという期限が付けられているという意味ではほぼ同じようで、年度末に使い切らな

きゃいけないと考えているらしいという話を聞いております。

では、実際にNSFの予算がどのように作られているかについて、NSFから入手した資料を使いまして、説明させていただきたいと思います。

NSFの予算(2007年度)

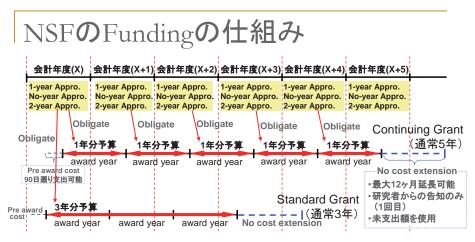
NSF 2007 budget authority from appropriations.

FYI	FY2	Treasury Account #	Treasury Account Title	2007 Appropriation	Carryover from FY 2006	Reimbursable	Total BA
Availal	oility						
2007	2008	0100	Research and related activities	4,226.40	3.40	120.00	4,349.80
	х	0100	Research and related activities Major research and equipment and facilities,	439.50	0.36	-	439.86
	х	0551	construction	190.88	2.77	-	193.65
	2007	0180	Agency operation and award management	248.25	-	10.00	258.25
	2007	0350	Office of the National Science Board	3.97		-	3.97
2007	2008	0300	Office of the Inspector General	11.43	1.01	-	12.44
2007	2008	0106	Education and human resources	796.69	0.13	15.00	811.82
YX No	-Year Ap	Multiple propriatio propriatio	us ごこに計_	ì、2カ年。Fu Lされている ctivities)			

[PPT-9]

[PPT-9]

この表の一番左に書いてあるのが予算の年限でございます。一番上に「2007、2008」とありますが、これは下を見ていただければ分かるのですが、"Multiple Year Appropriations"、この場合2年です。そして、「X」と書いてあるのが年限の無い"No-Year"、「2007」しか書いていないのが2007"Annual"、1年間の予算という形で、NSF全体の予算がこの3つの体系でできている。そして、ファンディングに関する予算は、この一番上に書いてございます"Research and related activities"のところに計上されているということが分かります。実際のファンディングに使われる予算の額ですが、42億ドル強(4,226.40)が2007年度のAppropriationで決まっています。隣の"Carryover"と書いてあるのは、2年間の予算ですから、前年度に使っていない予算が340万ドル(3.40)あると。そして、その隣は他省庁予算の執行分という意味なのですけども、今回の話ではあまり重要ではありませんので省略しますが、足し合わせてトータルで2007年度43億ドル強(4,349.80)が計上され



- Continuing Grantの場合、毎年度各award yearに係るgrantをobligate
- Standard Grantの場合、初年度に全期間に係るgrantをobligate →3年分のgrantを3年間にどのような配分で使うのかは自由
 - 一つギカのgrantを3中間にとのような配力で使うのからに
 - →Standard Grantには「繰越」という概念はない
- NSFは2ヵ年度内にobligateすれば良い(実際はほとんどを1年目にobligate)

[PPT-10]

[PPT-10]

では、ファンディングが実際どのように2-year Appropriationを使って行われているのかにつきまして説明したいと思います。最初のほうの図と同じように会計年度がありまして、会計年度の境界線が点線で表されているという図です。NSFではgrant、即ち補助金ですけれども、grantの代表的なものが2つございます。通常5年間のcontinuing grantというものと、通常3年間のstandard grantというものです。この図はわざと模式的にAward yearのスタートが会計年度と一致しないということを表すためにずらしているのですけれども、このスタートの時期はそれぞれ自由に設定できます。ある会計年度Xで予算が決められる。予算には3つの体系があって、one-yearとmultiple-yearとno-yearがある。そして、ファンディングに関する予算につきまして2-yearのmultiple-year Appropriationで定められておりますので、こちらからcontinuing grantの場合、obligateという形で補助決定されます。一方、standard grantに対しましては、同2-yearの中からobligateされるのですが、この場合、3年間分が一気に補助決定されます。従いまして、上のcontinuing grantの場合ですと、1年間分として補助決定されますので、この1年間の中でどう使お

うかということを考えなければいけない。しかし、standard grantの場合、3年分が補助決定されますので、この3年分の予算をどのようにどこで使うかについては全く研究者の自由になっております。

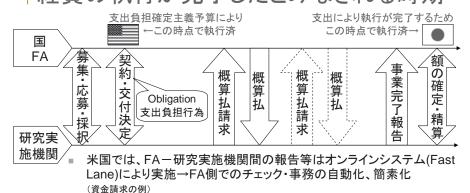
と言うことは、standard grantの3年間には、繰り越しという概念はそもそもございません。なぜこういうことができるかと言うと、先ほども申しましたとおり、NSFとしてはobligate、補助決定すればそれで予算執行済みですので、何年間分を補助決定するのかというのはNSFの裁量に任されております。ですから、この年度内、点線の中で"Obligate"という矢印を書くことができればそれで良いということになるわけです。実際にこの研究に幾ら使われるか、いつ幾ら払われるかについては、乱暴な言い方をすれば気にしないということになります。

そして、continuing grantの場合、1年分しか予算が来ていませんので、次の年度のものはどうなるかと言うと、次の年度は(X+1)年度の予算から来ます。そして、3年目は(X+2)年度の予算から来るという形で以下同様に5年目まで交付されるということになります。そして、最終年度の後ろに点線が出ているかと思いますけれども、この点線は、期間延長ができますという意味で、これを"No cost extension"と呼んでおります。このno cost extensionというのは、読んでそのままのことですけれども、12カ月の延長が可能で、研究者から告知するだけで良い。なので、NSFが「いいよ」と言う必要がないということです。研究実施機関が「やります」と言えばそのまま延長できるというシステムでございます。

さらに、「未支出額を使用」と書いてありますけれども、見ていただければ分かりますように、この 点線の部分に対してobligateの線が書いてありません。ということは、ここで使うお金はどういうこと かと言いますと、前の年度にobligateされた予算の中で使っていないお金をここで使っていくという ことです。なので、NSFとしては新しい事は何もやっていない。研究者が既にobligateされたお金 の中でどうやって使うのか、ですので、これは国家会計の原則でもありませんし、NSFが延長する、 しないの判断を研究実施機関側に委ねてしまえばそれまでの話ということで、自由に使えることに なっております。standard grantの場合も同じシステムがございます。

もう一つ、研究の始まる前のところですけれども、小さいので見にくいかもしれませんが、研究開始前も実は支払っていいお金がございまして、これを"Pre award cost"と呼んでおります。これはスタート前90日間の支出についても認めてもらえるというシステムでございます。なので、補助決定の時点で、既に補助決定される前に使ってしまっている経費についても認めているということです。

経費の執行が完了したとみなされる時期



- 研究実施機関により請求の頻度等は異なる
- □ Univ. of Chicagoの場合、向こう1週間に必要な経費を見積もり事前に請求(週に1回請求)
- □ Univ. of Marylandの場合、過去数日間に使用した経費を集計し請求(週に1~2回請求)
- 日本では、独立行政法人が実施する場合、国からの運営費交付金の 支払いが会計年度内に完了するため、国の執行が未完了とはならない
- 両国とも研究の完了は「事業完了報告」の時期

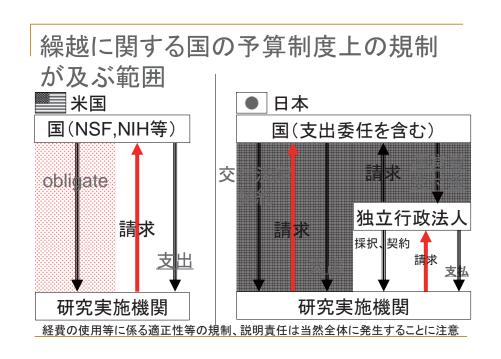
[PPT-11]

[PPT-11]

次のスライドですけれども、経費の執行が完了したとみなされる時期、少しくどいようですが、その支出負担確定主義の予算の仕組みについてもう少し説明していきたいと思います。横軸に「募集」、「応募」、「採択」があり、「契約」があり、概算払い等を行い、「事業完了報告」、最後に「確定」「精算」という一連の事業の流れがありますが、アメリカの場合ですと、契約段階、交付決定段階で予算執行済みとなりますので、この時点でおしまい、国としては執行済みと言えます。ただ、日本の場合ですと、最後の確定、精算までやらないと、その年度内に終わらずに繰り越しという議論が発生してしまうというところで、ここの大きな違いが日米の違いになるのではないか。ただ、ここの概算払い等の部分についてアメリカは放っておいているのかというと、そうではございません。ファンディングエージェンシー(NSF)と研究実施機関の間をオンラインシステムで繋いでおりまして、いろいろな報告ですとか請求関係をオンラインを使ってできるようになっております。これをNSFでは"Fast Lane"と呼んでいるのですけれども、このオンラインシステムを使うことによりまして、ファンディングエージェンシー側でのチェック事務の自動化、簡素化を図っております。例えば、資金請求の例を挙げてみますけれども、今回調査に行きましたシカゴ大、メリーランド大それぞれ違っていたのですが、シカゴ大の場合ですと、この先1週間で幾ら使うかを積み上げて請求する。その請

求の頻度は、週に1回請求します。メリーランド大の場合ですと、過去数日間に使ったものについて集計して、週に1、2回請求している。日本の例ですと、四半期に1回ですとか、年に1回というタイミングでの概算払いが行われていますので、それと比べると、週に1、2回ですので、単純計算で年間数十回という実に頻回に請求したり払われたりということをオンラインシステム上でやっているというわけです。

2つ目の項目ですが、日本の場合、確かに支出が行われる時点でないと予算の執行が完了しませんが、JSTのような独立行政法人がファンディングを行う場合については、国からお金をもらって、そのお金を研究実施機関側に渡しているということがありますので、国としては、独立行政法人にお金を渡した段階でフィニッシュとなります。会計年度内に必ず運営費交付金が全額来ますので、国の執行が未完了、繰り越しという議論にはなりません。ただ、今ここでフィニッシュと言っておりますのは、国の執行が終わったというだけでありますので、もちろん研究が終わったと見なす時点は最終的な事業完了報告というのは両国とも変わりありません。



[PPT-12]

[PPT-12]

今のスライドについて少し視点を変えたものが次のスライドです。アメリカの場合ですと、国から

研究実施機関側にobligateされた段階で予算執行が終わりますので、国の繰越制度の網がかかるのはこの網かけされているobligateの部分だけです。obligateが終わらなければ繰り越しという議論が発生します。ということは、研究実施機関側から見ますと、国から補助決定がされていない研究について繰り越しという話にはなりませんので、ここは関係ない。そして、一度補助決定されれば、あとは支出や請求の部分については網がかかっていませんので、自由にできるということになります。

日本の場合ですと、国が直接研究実施機関側とやりとりする場合は国の支出まで網をかけない といけないので、請求の部分、研究実施機関側が幾ら使ったのかというところまで国の繰越制度 の網がかかってしまっているという状況が分かります。一方、独立行政法人がファンディングを行う 場合には、国からは運営費交付金で支出が完了していますので、ここから先については国の繰 越制度の網がかけられておりません。ということは、研究実施機関側に対してどうコントロールする のかというのは独立行政法人の裁量に任されている面があると思われます。

今までの話が日米の予算制度から来る違いですので、前半をまとめていきたいと思います。

前半のまとめ

- 米国の研究費の柔軟性は、会計制度面においては支出負担確定主義予算により実現されている点が大きい
- 支出負担確定主義予算の導入は難しいが、日本においても独立行政法人がFundingを行うこと等である程度の柔軟性が実現できる可能性

予算制度の他に柔軟な研究費会計制度を実現してきた日本にはない取組の存在

[PPT-13]

[PPT-13]

アメリカの研究費の柔軟性というのは、支出負担確定主義予算で可能となっているということが ございます。ただ、それをそのまま日本に持っていきましょうというと乱暴な議論になってしまいま すので、なかなか難しいところがあるかもしれません。しかし、日本では独立行政法人というものが ございますので、そこがファンディングを行うことで、ある程度柔軟性が確保できるのかなと考えら れます。

ただ、これだけではアメリカの制度の柔軟性の全ては語れません。実はこのほかに柔軟な会計制度を実現してきた、日本にはない取り組み、FDPであるとかURAの取り組みがございますので、それについては高橋からこの後お話しさせていただきたいと思います。

【高橋】 只今石橋がお話しした部分についてもいろいろご質問があるかと思いますけれども、も う一回私のほうから、会計の素人が同じ現象を説明するとこうなるというお話をさせて頂きます。 そ

れによって皆さんの疑問も幾つかは晴れる部分があるかと思いますので、ご質問は私の話が終わった後でまとめてお受けすることにさせて頂こうと思います。

私がお話しする内容を、キーワード的に言いますと、「Expanded Authority」というものがアメリカにございまして、これについてご説明させて頂きます。それから、「University Research Administrator」、略してURAと呼んでおりますが、これについてもお話しさせて頂こうと思います。このURAの団体としてNCURA、「National Council of University Research Administrator」についてもお話しさせて頂こうと思います。

また、「Federal Demonstration Partnership」は、FDPと略称されておりますが、それについてもお話しさせて頂こうと思います。

競争的資金配分業務とは

- ▶国の科学技術政策を実現するために、優れた研究者による優れた研究に研究費を配分する業務。
- ▶下記2点は車の両輪の如く極めて重要
 - 1. どの分野、どの研究----領域設定、採択課題の選定
 - 2. どのような予算をどれだけ----会計的側面
- ▶1. に関し、研究開発評価の論理と方法論が必要かつ重要。
- ▶2. に関し、"どれだけ"、即ち金額だけが議論される。しかし、 予算には、使い易い予算、使い難い予算がある。使い難い予 算は予算効率が悪く、投入金額に見合った効果は上がらず、 場合によっては有意な研究者を破滅の淵に追い込む。
- ▶我が国の競争的資金は使い難い。
- ▶研究費を使い易くするだけで、予算金額が増えない場合でも、 莫大な効果が期待できる。

[PPT-14]

[PPT-14]

次、お願いします。これは最初にお話しすべき内容と思いますが、私がなぜこのテーマに一生 懸命取り組んでいるかという背景でございますけれども、こんな考え方のもとに取り組んでおりま す。

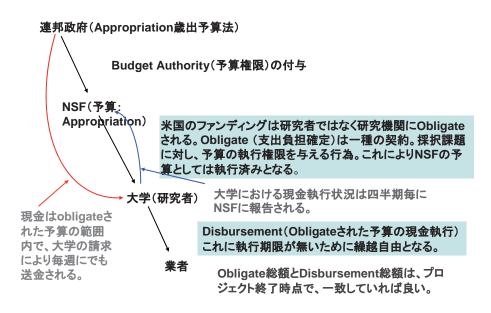
今、私はJST、即ち、競争的資金配分機関で仕事をしているわけですが、競争的資金の配分業

務というのは何だろうと私なりに考えたわけです。結局、国の科学技術政策を実現するために、優れた研究者による優れた研究に研究費を配分する業務であると私はとらえております。その場合に大切なことは、1つは、どの研究分野、あるいはどの研究テーマにお金を配分するのかという、言ってみれば領域設定とか採択課題の選定がもちろん非常に重要なことでございます。もう一つは研究費を支給するわけですから、どのような予算をどれだけ支給するのか、という会計的な側面も本来非常に重要であるべきであって、この2つは車の両輪のごとき立場にあるのではないかと考えております。一つめの、領域設定や採択課題の選定に関しては、研究開発評価の論理と方法論がツールとして必要になるわけですが、この部分は今日のテーマではございませんので割愛させて頂きます。

会計的な側面に関しましても、どれだけ、すなわち金額についてはよく議論されるところかと思いますが、一方で、予算には、素人的な言い方ですが、使いやすい予算とか使いにくい予算というものがあると思っております。使いにくい予算は、予算効率が悪く、金額に見合った効果が上がらないという面もあるかと思いますけれども、場合によっては前途有為な研究者を破滅の淵に追い込むということもあり得るわけでございます。直接的には申し上げませんが、皆様の頭の中に思い浮かぶことも幾つかあるかと思います。

残念ながら、我が国の競争的資金は使いにくい面があるかと思います。特にアメリカの研究費と 比べた場合に、使いにくい面があるかと思います。日本も先進国の中で、ややイギリス病的なとこ ろが少しずつ現れているところもございまして、これは私の個人的な見解ですが、我が国の研究 費は今後はもうあまり増えないのではないかという気がしております。そういう中で、科学技術は発 展させていかなければならないとすれば、予算金額が増えない場合でも、研究費を使いやすくす るだけで非常に大きな効果が期待できるのではないかという気がしておりまして、このテーマに取 り組んでいるわけでございます。

連邦政府⇒NSF⇒大学⇒業者 の予算と資金の流れ



[PPT-15]

[PPT-15]

次、お願いします。今、石橋のほうからご説明した内容を、元研究者の立場、即ち、会計の素人の立場から解りやすく説明すると、こうなるという説明を少しさせて頂こうと思います。アメリカの場合、連邦政府の予算があって、NSFも国家機関ですのでほぼ連邦政府と一体のようなものなんですが、大学を経由して業者に――研究費を使うということは、最終的には業者のところにお金が行くわけですけれども、そういった予算と資金の流れを図示しますとこんなスキームになるのかなと思っております。

まず、連邦政府にアプロプリエーションという予算があります。日本の場合、予算というと普通は「バジェット」という言葉を使うと思いますが、アメリカの場合は「アプロプリエーション」という言葉を使っております。その背景については今、石橋からご説明したとおりでございまして、アプロプリエーションとは何かといいますと、お金を使う権限の予算と言えるかと思います。現金の予算と権限の予算という言い方はいかにも素人的な言い方なのですが、そんなふうに私はとらえております。アメリカの場合は権限の予算、日本の場合は現金の予算をつくっているという言い方ができるのではないかと思います。それで、NSFは国家機関ですから、NSFの予算もアプロプリエーションと呼ばれております。ですから、NSFが国家から貰っているのは予算権限なのです。予算権限しか

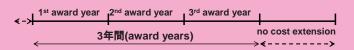
貰っていませんから、大学に渡せるのも予算権限なのです。つまり、オブリゲーションというのは、これだけのお金を使っていいですよという予算執行権限を大学に与えることです。もともとNSFが持っているのは権限だけですから、権限を渡した途端に何もなくなるわけです。つまり、予算執行済みなわけです。NSFの決算書も、予算権限の収支について記述しています。しかし、権限だけでは物は買えません。業者に渡す現金が要ります。その現金は連邦政府から、この図(PPT-15)の赤い円弧になった矢印のように、現金はオブリゲートされた予算の範囲内で大学の請求により毎週でも送金されます。シカゴ大学とメリーランド大学は毎週送金を受けているとご説明したわけですが、シカゴ大学、メリーランド大学は非常に多くのファンディングを受けている大学ですので毎週資金請求することも可能だと思うのですが、地方大学、少ししかファンディング受けていない大学も毎週なのかというと、月に1回の大学もあるかもしれません。全部の大学を調べ尽くしたわけではございません。(講演者追記:仮に月に一回の場合も、米国は基本的に、いわゆる「清算払い」、即ち、使った金額を請求し、支払って貰う仕組みのようである。日本は、「概算払い」、即ち、使う前にあらかじめ大学側に送金しておき、その結果、現金支出が適切であったか否かを検査・確認する「額の確定」というプロセスがあり、この点も日米の大きな違いである)。

もう一つ、米国のファンディングは研究者ではなくて研究機関と契約を結びます。この内容を厳密に言おうとすると結構難しいのですが、とにかく研究機関と契約を結びます。オブリゲートというのは、石橋から説明があったとおり、「支出負担行為」と訳されていますが、一種の契約と理解して良いかと思います。採択課題に対して、予算の執行権限を与える行為です。それによって、NSFの予算としては予算執行済みとなるわけです。大学における現金執行状況は四半期ごとにNSFにこの図(PPT-15)の青の矢印で報告されます。オブリゲートされた予算を現金執行する行為を「ディスバースメント」と呼んでおりますが、このディスバースメントにはいつまでに現金執行しなければならないと言う執行期限がないのです。そのために繰越が自由になるわけです。ですけれども、オブリゲートされた金額と、ディスバースメントの総額が最後には合わなければならないわけで、それはプロジェクトの終了時点で一致していればいいという考え方に立っているわけです。繰り返しますが、この説明は会計の素人の説明ですので正確ではないかもしれませんが、少しは解り易くなったかと思います。

(講演者追記:上記において、繰越という言葉を使っているが、ここでの繰越は、日本のように現金を繰り越すことではなく、予算権限を繰り越すと言う意味である。現金は、必要に応じて大学側に送金されており、当面使わない現金は大学側に滞留することはない。日本では、一年に一回、あるいは、四半期ごとに事前送金をしており、この点も、日米の大きな違いである)。

米国の競争的資金会計制度を理解する便法

(米国の1年を日本の四半期に置き換えるととりあえずの理解になる)米国 NSFのStandard Grant(通常3年+1年のno cost extension)



最初に3年分の予算執行権限がObligateされる。3年分の予算を3年間(or4年間)でどのような配分で使うのも自由。繰越と言う概念がない。現金は必要に応じて毎週でも政府から大学に送金される。大学側の現金の支出状況は4半期ごとにNSFに報告されるが、最終的なプロジェクト収支はプロジェクト終了時点で確認(決算)がなされる。

日本 第 I 四半期 第 I 四半期 第 I 四半期 第 I ▼ 四半期 1 年間(会計年度)

最初に1年分の予算が交付される。1年分の予算を1年間でどのような配分で 使うのも自由。四半期末において繰越とか赤字と言う概念はない。即ち、予算 と支出の対比は四半期末の時点ではなされず、年度末に確認(決算)がなさ れる。

[PPT-16]

[PPT-16]

次、お願いします。スタンダードグラントというのがNSFにございまして、3年分の予算をオブリゲートして、その3年間の中で予算をどう使っても自由だというお話が石橋からあったのですが、ここのところも最初はなかなか解りにくいところだと思っております。これを解りやすくする便法といいますか、1つの考え方として、四半期の考え方が参考になると思います。つまり1年間が4つの四半期に分かれているわけですが、日本の場合、1年分の予算があって、その1年分の予算を四半期間ではどう使おうと全く自由なわけです。第1四半期に全部使っても良いし、第1四半期は使わなくて、第4四半期に全部使うというのも自由なわけです。それと同じように考えれば、アメリカは3年間で貰ったお金を3年間でどう使おうと自由ということは、アメリカの1年の区切りを日本の四半期の区切りと考えれば、とりあえずは理解できるわけです。これも決して正確な言い方ではないのですけれども、そういう理解の仕方もあると思います。

日本も四半期間では自由なのですが、年度末、即ち1年の末においては予算金額と使った金額が合わなければなりません。アメリカはこの3年間のプロジェクト末、ただし、1年間のノーコスト・エクステンションという期間がありますので、ノーコストエクステンションも入れますと4年間の末ですけども、4年間の末において最初にオブリゲートされた予算と、この間にディスバースメント即ち

現金執行された予算の金額が合っていればそれで良いというふうになっていると理解すると、とり あえずは解ったような気持ちになって頂けるのではないかと思います。

世界の会計年度と学校年度

(両者が完全に一致しているのは日本だけ。日本以外の国では会計年度を跨いで学校(大学)運営するのは日常のこと)

国名	会計年度	学校年度	国名	今計在由	学校年度
日本	4月~3月	4月~3月	ドイツ	1月~12月	9月~8月
英国	4月~3月	9月~8月	フランス	1月~12月	9月~8月
カナダ	4月~3月	9月~8月	イタリア	1月~12月	9月~8月
香港	4月~3月	9月~8月	中国	1月~12月	9月~8月
デンマーク	4月~3月	8月~7月	台湾	1月~12月	9月~8月
シンガポール	4月~3月	1月~12月	オランダ	1月~12月	9月~8月
インド	4月~3月	7月~8月	ロシア	1月~12月	9月~8月
オーストラリア	7月~6月	1月~12月	ベルギー	1月~12月	9月~8月
ノルウェー	7月~6月	8月~7月	サウジアラビア	1月~12月	9月~8月
スウェーデン	7月~6月	9月~8月	タイ	1月~12月	4月~3月
ギリシャ	7月~6月	9月~8月	ペルー	1月~12月	4月~3月
フィリピン	7月~6月	6月~5月		1月~12月	4月~3月
パキスタン	7月~6月	4月~3月	アルゼンチン	1月~12月	3月~2月
米国	10月~9月	9月~8月	韓国	1月~12月	3月~2月
ハイチ	10月~9月	9月~8月	スイス	1月~12月	10月~9月
ミャンマー	10月~9月	6月~5月	ブラジル	1月~12月	2月~1月

[PPT-17]

[PPT-17]

次、お願いします。それから、これは今お話ししているストーリーの流れからするとやや脱線するような話なのですが、私自身は、実に興味深い事実だと思っておりましてご紹介させて頂きます。 実は半年前にも同じことをご紹介しているのですが、半年前にご紹介したときはやや解り難い表現になっていたものですから、今回はもう少し解りやすい表現にしました。要は「会計年度」と「学校年度」という言葉があって、各国において、会計年度と学校年度が異なっているわけですが、会計年度と学校年度を各国別に比べてみたわけです。日本の会計年度は言うまでもなく4月-3月、学校年度も4月-3月で、会計年度と学校年度がぴったり一致しているのはどうやら世界中で日本だけなのです。少なくともこの表に書いてある国の中では日本だけです。そのぐらい日本は特殊な国なのです。つまり、日本以外の国では、学校の予算といいますか、財政というものは必ず会計年度を跨いでやりくりしているわけです。ふだんから会計年度を跨ぐことに慣れているのですね。日本だけこういう特殊な状況がありますから、学校の予算も年度末に使い切るという不条理なこと が起きているとも考えられるわけです。日本の常識は世界の非常識という言葉がありますが、この 事実はぴったりの現象だと思っております。こういったことも日本の会計制度といいますか、研究 費の会計制度がかなり使いにくくなっている1つの背景ではないのかということで、余談とは思いま すがご紹介させて頂きました。

(講演者追記:会計年度末に予算を使い切るという現象は、実は米国でも起きているようである。 それは、予算を余らせると、次年度の予算交渉に不利になるという意識が働くからである。しかし、 米国の場合、年度末に予算を使い切るとは、予算執行権限を使い切る、つまり、予算を全てオブ リゲートすると言う事であって、現金を使い切ると言うことではない。これが、米国のオブリゲーショ ンアカウンティング(支出負担確定主義会計)の特徴である。このため、現金を使い切るのと異なり、 年度末の無駄使い的な行為ははるかに少ないと思われる。)

Obligation Accounting(支出負担確定主義会計)に関する参考文献(1)

http://www.blackwell-synergy.com/doi/abs/10.1111/0275-1100.00025



Public Budgeting & Finance

Volume 20 Issue 4 Page 1-10, Winter 2000 **To cite this article:** Robert N Anthony (2000)

The Fatal Defect in the Federal Accounting System Public Budgeting & Finance 20 (4), 1–10. doi:10.1111/0275-1100.00025

For many years, the federal accounting system has focused on obligations. Beginning in 1949, several blueribbon committees recommended changing the focus to expenses. Focusing on expenses provides more useful information than focusing on obligations for both planning and control purposes. Unfortunately, the House Appropriations Committee continues to make appropriations on an obligation basis. The Federal Accounting Standards Advisory Board (FASAB) has developed a system that focuses on both expenses and obligations that was supposed to be operational in 1997 but in fact will not be operational until 2003 at the earliest. Even then, users will not pay much attention to the expense focus if funds continue to be appropriated on an obligation basis

[PPT-18]

[PPT-18]

次、お願いします。支出負担確定主義会計は、英語では「オブリゲーションアカウンティング」といっておりますが、権限を与えるだけで現金を使っていないのに支出になるというのはなかなか解らないと思います。会計屋さんだとすぐ解るようなのですが、会計屋さん以外の人間にとっては、

そんなばかなって思いませんか。私は最初そう思いました。そういう背景もあって、私1人がお話し すると、「彼はうそをついている」と言われるといけないと思いまして、会計屋さんに同じことを話し て貰っているわけです。さらに、うそでない証拠として参考文献を添付する必要があると思ってお りまして、このオブリゲーションアカウンティングに関して、まだ信じられないという方は、ぜひこの 文献をひもといて、ご自分で確認して頂ければと思います。

Obligation Accounting(支出負担確定主義会計)の参考文献(2)

Module III Federal Accounting

TOPIC 3.3: Linking Accounting Events to the Budget

Topic Updated

Linking the Appropriation Accounting Event to the Budget

Linking the Obligation Accounting Event to the Budget

Linking the Obligation by Budget Activity Accounting Event to the Budget

Linking the Outlay Accounting Event to the Budget

http://72.14.235.104/search?q=cache:syVFpd2OAYJ:www.knownet.hhs.gov/finance/budexecDR/LAI/ModuleIII/lin king_budget_and_accounting.htm+%22obligation+accounting%22&hl=ja&ct=clnk&cd=14&gl=jp

Linking the Obligation Accounting Event to the Budget

The steps required for linking the obligation accounting event to the budget are as follows: The Federal Agency obligates funds (e.g., by signing contracts, issuing grants, incurring salary expenses).

An obligation is an accounting event that has to be recorded in an accounting system. The Agency records transactions establishing a balance in SGL account 4801/4802 "Undelivered Orders-Obligations (unpaid or paid)" or 4901/4902 "Delivered Orders-Obligations (unpaid or paid)."

Quarterly, the balances in accounts 4801/4802 and 4901/4902 are reported in FACTS II by the Federal Agency. A quarterly report called the "Report on Budget Execution and Budgetary Resources" (SF 133) is created from the FACTS II submission containing the USSGL account balance in accounts 4801/4802 and 4901/4902 on line 8 as "obligations." Note that we are only interested in the total amount obligated in this summation and it is irrelevant whether we have received delivery or paid for anything.

At year-end, SGL account balances for 4801/4802 and 4901/4902 are uploaded from FACTS II to OMB's MAX (budget preparation) system.

MAX reflects the SGL account balances for 4801/4802 and 4901/4902 on line 10 titled "total new

obligations" of the Program & Financing Schedule (P&F) in the President's Budget.

[PPT-19]

[PPT-19]

次、お願いします。文献も1つだけでは足りないかと思いまして、もう一つ、こういった文献もござ います。ここでは説明しませんけれども、私ども2人の話が信じられないという方はぜひこれらの文 献で、ご自分で確認して頂ければと思います。

ここから先の話の要点

- >米国の競争的資金の会計制度の柔軟性は高く研究費の効率的 運用を可能にしている。
- ▶これは、支出負担確定主義会計(Obligation Accounting)に 依存する部分が大きい。
- ▶しかし、それに加えて、Fundingの会計面に対する統一的ルー ルをCircularという形でOMBが整備していること、
- ▶また不正を起き難くし、かつ事務を合理化する仕組みとして Expanded Authorityの制度が導入されていることも重要。
- ➤ Expanded Authorityの実現は、研究を理解し、かつFunding の事務に通じたUniversity Research Administrator (URA) の存在が鍵となっている。
- ▶こうした仕組みは、Federal Demonstration Partnership (FDP)の枠組みの下で関係者が20年間活動を続けてきた成果である。

[PPT-20]

[PPT-20]

次、お願いします。今までのところは、言ってみれば半年前にお話しした内容のフォローアップといった位置づけになりますが、ここから先は新しいステージのお話をさせて頂きます。つまり、米国の競争的資金の会計制度の柔軟性が極めて高く、研究費の効率的な運用を可能にしているわけですが、これは支出負担確定主義会計、即ちオブリゲーションアカウンティングに依存する部分が非常に大きいわけですけれども、それに加えてファンディングの会計面に対する統一的ルールを「サーキュラー」という形でOMB——これは政府機関の一つなのですが、この後すぐご説明しますけれども、OMBが整備しているということもございますし、また、不正を起きにくくし、かつ事務を合理化する仕組みとして、エクスパンデッドオーソリティーという制度がございまして、それが導入されているということがございます。これもすぐこの後ご説明しますが、このエクスパンデッドオーソリティーの実現は、研究を理解し、かつファンディングの事務に通じたUniversity Research Administrator (URA)と呼んでおります専門職がございまして、このURAがアメリカの大学にいるということが非常に重要な鍵になっております。このような仕組みをFederal Demonstration Partnership (FDP)という枠組みのもとでアメリカの関係者が20年かけて築き上げてきたということがございまして、このことについて今からご紹介しようと思います。

http://www.whitehouse.gov/omb/

White House Website

OMB (Office of Management and Budget)の役割

- ▶OMB:行政管理予算局---大統領府に属する予算管理の元締め
- ▶NSF、NIHなど国家機関のファンディングの会計面のルールの 基本はOMBがCircular(通達 or 配布文書)として定めている。
- ▶OMB Circular A21----間接経費と直接経費の定義など
- ▶OMB Circular A110----競争的資金の会計処理など。
- ▶OMB Circular A133----監査の実施基準など
- **▶このOMBが次に述べるExpanded Authorityの後ろ盾になっているらしい。**

[PPT-21]

[PPT-21]

次、お願いします。まず、OMBですけれども、Office of Management and Budgetの略ですが「行政管理予算局」とホームページでは訳されております。これは「大統領府に直属する予算管理の元締め」と書いてございまして、残念ながらこのOMBに相当する組織は日本の行政にはないと思います。強いて言えば会計検査院がこれに近いのかなという気もしますが、会計検査院とOMBでは全くと言っていいほど機能が違いまして、結局日本にはOMB的な機能がないということだと思います。

NSF、NIHは両方とも国家機関なわけですが、ファンディングの会計面のルールはこのOMBがサーキュラー、これもどう訳していいのかわからないのですけど、「通達」とか「配付文書」と訳せばいいのかなと思います(講演者追記:サーキュラーは「告示」と訳すのが良いようである)。OMBからは、膨大なサーキュラーが発行されていて、全部番号がついているわけですが、例えば、OMBサーキュラーA-21というのがございまして、これには間接経費と直接経費の定義、それだけではないのですけれども、そういったことが規定されております。それから、OMBサーキュラーA-110は競争資金の会計処理についていろいろと定めております。また、OMBのサーキュラーA-133は監査の実施基準といったものについて定めております。さらに、このOMBが、この後で

ご説明いたしますエクスパンデッドオーソリティーの後ろ盾になっているようなのです。これは、聞いた情報でして、今まで私もアメリカの人にいろいろ聞いたのですが、聞いただけの情報は文書で確認しないと危ないときがあります。その意味で、OMBがエクスパンデッドオーソリティーの後ろ盾になっているという情報は多分間違ってはいないと思うのですが、ただ、聞いた情報ですので、PPT-21では「らしい」という表現にしてあります。

Expanded Authority

- >大学の競争的資金管理能力を審査(この審査はOMBが行っているとの情報があるが確認要)し、一定レベル以上の管理能力のある大学には、繰越、費目間流用、研究期間延長、など Funding Agencyが判断し許認可してきた事項を大学に権限委譲して大学の Grant Office のUniversity Research Administrator (URA)に判断を任せている。これを Expanded Authorityという。
- ▶初期にはExpanded Authorityを有する大学は限られていたが、 今ではFundingを獲得する殆どの大学が有するとのこと。
- ▶ひとたび、大学が、競争的資金の運用に関して不正があれば、 Expanded Authority は剥奪され、数年間競争的資金の応募も 禁止される。
- ➤このExpanded Authorityの仕組みを構築したのが次に述べる Federal Demonstration Partnership (FDP)の枠組みである。

[PPT-22]

[PPT-22]

次、お願いします。次に、エクスパンデッドオーソリティーなのですが、大学の競争的資金の管理能力を審査し(この審査をどうもOMBがやっているらしいのですが、文字で書いたもので確認しようと思っていますが、まだ記述が見つかっておりません)、一定レベル以上の管理能力のある大学には、先ほどからご説明しております繰越ですとか、費目間流用、期間延長といった本来ファンディングエージェンシーが判断し、許認可してきた事項、あるいは許認可すべき事項を大学側に権限委譲して、大学の、先ほどご説明したURAという専門職に判断権限を任せてしまっているのです。これを「エクスパンデッドオーソリティー」と呼んでおります。

このエクスパンデッドオーソリティーの制度は多分15年ぐらい前に導入されたのだと思いますが、

当然大学側の管理能力に関し一定の審査をしていますから、初期の頃にはエクスパンデッドオーソリティーの権限を獲得した大学は一部の大学だけだったようです。現在では、ファンディングを獲得しているほとんどの大学がエクスパンデッドオーソリティーを獲得していると聞いておりますが、全部の大学を調べ尽くしてはおりません。ただし、ひとたび大学が競争的資金の運用に関して不正があれば、このエクスパンデッドオーソリティーは取り上げられ、かつ、数年間競争的資金の応募も禁止されるということがあるようでございます。それから、エクスパンデッドオーソリティーのような仕組みがどのようにして導入されたかといいますと、この後ご説明いたしますFederal Demonstration Partnership(FDP)の枠組みによってこういった仕組みも構築され、導入されてきたという経緯があるわけです。

Expanded AuthorityはFDPの成果、これにより研究者は研究時間が増えた

http://thefdp.org/FDP_Update_SRA_Oct2005.pdf

In 1990 the FDP surveyed faculty to evaluate the worth of the "expanded authorities" that had recently been negotiated between the FDP universities, participating federal agencies and the OMB. The principal focus of the survey was to determine whether changes in the regulations affecting prior approvals, preaward costs, no-cost extensions, and the carryover of unexpended funds had saved faculty time and whether such a time savings had been re-invested in research activities.

Respondents to the survey indicating that the new, more flexible policies saved researchers significant time, of which about 90% was refocused at scholarly activity and of that, 73% of the liberated time was spent directly on research. These observations implied that the research productivity of FDP faculty would be increased by such changes in federal grant policies. However, anecdotal comments from some of the surveyed faculty indicated that much of the freed-up time that resulted from the implementation of the "expanded authorities" was likely to be reallocated to other research administrative tasks, like IRB, IACUC and research safety issues to mention just a few.

[PPT-23]

[PPT-23]

次、お願いします。エクスパンデッドオーソリティーも、言葉で説明しただけでは信じて頂けない 方もあると思いまして、参考文献的なものを紹介させて頂いておりますが、エクスパンデッドオーソ リティーはこの後ご説明しますFDP(Federal Demonstration Partnership)の成果なわけですけれ ども、これによって研究者の研究時間が増えたということが記されております。それがここに英語で

書かれております。なお、エクスパンデッドオーソリティー、即ち、本来ファンディングエージェンシ ーが判断すべき事項を大学側に任せてしまっているということなのですが、その根拠といいますか、 考え方として、要は現場(大学)のことは現場(大学)が一番よくわかるはずだ、大学とファンディン グエージェンシーというのは距離的にも離れているわけですが、大学の中で起こっていることに対 して、いいとか悪いとかいうのは大学側の人間が一番よく知っているはずだということで、大学側 に任せようという基本的な考え方があるようです。

それによって、膨大な事務の効率化が図られて、「研究者の研究時間が増えた」ということが書 かれているわけでございます。他の部分も今ご説明したとおりのことが書いてあるはずで、私の訳 は間違えていないと思いますが、後でご確認頂ければと思います。

FDPホームページのトップ画面

http://thefdp.org/



FDPは10の競争的資金配分機関(FA)と98の競争的資 金受託機関(大学等)が協力して競争的資金に付随する 事務上の負荷・障害を軽減する取り組み。

FAや大学に所属する約300名のメンバーが、1年に3回 の年会、また多くのワーキンググループ、タスクフォース などを組織して、競争的資金の制度的問題解決に取り 組んでいる。

新たな改善策が見出された場合には、まず、一部の競 争的資金制度において試験的に実施し、問題点を洗い 出したうえで、実行に移される。

FDP 2003-2004 Report

The Federal Demonstration Partnership is a cooperative initiative among 10 federal agencies and 98 institutional recipients of federal funds; its purpose is to reduce the administrative burdens associated with research grants and contracts. The interaction between FDP's 300 or so university and federal members takes place in FDP's 3 annual meetings and, more extensively, in the many collaborative working groups and task forces that meet often by conference calls in order to develop specific work products. The FDP is a unique forum for individuals from universities and nonprofits to work collaboratively with federal agency officials to improve the national research enterprise. At its regular meetings, FDP members hold spirited, frank discussions, identify problems, and develop action plans for change. Then these new ways of doing business are tested in the real world before putting them into effect. [more]

[PPT-24]

[PPT-24]

次、お願いします。次に、今日のハイライトといいますか、一番強調してご説明したい部分なの ですが、先ほどから何回も申し上げているFDP(Federal Demonstration Partnership)はホームペ ージがございまして、今日の配布資料として、パワーポイントの図のコピーと、もう一つは、Federal Demonstration Partnershipのアニュアルレポート(2003年から2004年)をホームページからダウ ンロードしたものを皆さんのお手元に配付してございます。それからもう一つは、今日お話ししている内容について、実は今週末、10月27、28日と亜細亜大学で研究・技術計画学会という学会で同じ内容を発表する予定になっておりまして、その予稿のコピー(本講演録末尾に添付)もお手元に配られているかと思います。

お手元の資料を読んで頂きますと、今からご説明する内容が書かれておりますので、後から見て頂ければと思うのですけども、FDPというのは何かといいますと、アメリカにも約10のファンディングエージェンシーがございまして、その10のファンディングエージェンシーと98の競争的資金受託機関、即ち大学や研究所(インスティテューション)の関係者が協力して競争的資金に付随する事務上の負荷、障害を軽減する取り組みでございます。つまり、事務上の負荷は、「アドミニストラティブバードン」という言葉が使われておりますが、それを軽減する制度改革に取り組む、その仕組みがFDPでございます。現在、ファンディングエージェンシーや大学に所属する約300名のメンバーが1年に3回の年会と、さらに多くのワーキンググループとかタスクフォースなどを組織して、競争的資金の制度的な問題解決に取り組んでいるわけでございます。

FDPにおいて、新たな改善策が見出された場合には、まず一部の競争的資金制度において試験的に実施し、問題点を洗い出し、効果があることを確認した上で実行に移すという仕組みでございまして、ここの(PPT-24)英語を訳した内容がここ(PPT-24)に日本語で書いてございますので、英語を今読んでいただく必要はございませんけれども、要するに、FDPはある意味で学会のような仕組みではないかと言う気がしております。

Federal Demonstration Partnership
Redefining the Government University Research Partnership

- ▶米国の競争的資金会計制度の柔軟性は高く、競争的資金の高い効率性 が実現しているが、この制度を20年掛けて構築してきた枠組みがFDP。
- ▶FDPの目的:競争的資金のAdministrative Burden(事務上の負荷)を 軽減し、研究者にScienceをさせること。 裏返せばFDPの発足する20年前 は米国の競争的資金にも事務的な煩雑さや不自由があり研究活動が阻害 されていたことを伺わせる。
- >FDPの歴史: 1986年スタート(1985ーPre-FDP)
- Phase I ---1986~1988、NSF,NIHなど5つのFAと10の大学が参加。
- Phase II ---1988~1996、11のFAと21大学
 - Phase I, IIの10年間で、繰越、No Cost Extension、 費目間流用などの柔軟性とExpanded Authorityを実現
- Phase II---1996~2002、11のFAと68大学
 - FAと大学の連携強化、事務の電子化など
- PhaseIV---2002~2008、10のFAと98の大学
 - 事務の一層の効率化と電子化
- Phase V---2008~ 現在既にテーマの検討が開始されている。

[PPT-25]

[PPT-25]

次お願いします。PPT-25の上に米国の国会議事堂の図が載せてあります。これはFDPのホー ムページに出ている図をそのままコピー・アンド・ペーストで持ってきたのですが、アメリカの国会 議事堂が必ずFDPのホームページには出てきまして、これはFDPをアメリカ政府がバックアップ しているというか、密接にアメリカ政府と関係の深い活動だということがこの図からも理解されるわ けです。それから同じURLにこの記事(PPT-25)が出てきますけれども、繰り返し申し上げておりま すように、米国の競争的資金会計制度の柔軟性は極めて高いわけですけれども、この制度を20 年かけて構築してきたのがこのFDPの活動であると言えると思います。

FDPの目的は、競争的資金のアドミニストラティブバードン即ち事務上の負荷を軽減し、研究者 にサイエンスをさせること、研究者にファンディング即ち競争的資金を渡すのは、何も書類事務を やって貰うために渡しているのではなく、研究をやって貰うために渡しているわけです。ですから、 競争的資金を獲得して、書類事務に追われて研究ができないという事態があれば全くの本末転 倒になるわけですが、そのことをこの行間で言っているのではないかと思います。この部分はやや 私の個人的な解釈も入っております。FDPは、1986年にスタートしたのですけれど、これも私の 解釈ですが、裏返すと20年前はアメリカも相当ひどかったということになるのではないかと思いま す。FDPは、これからご説明しますけれど、相当な仕組みなのです。簡単にできる仕組みではないのです。わざわざ莫大な労力と時間をかけてやったということは、アメリカの競争的資金制度も20年前は相当ひどかったのではないかという気もするわけです。つまり、この図(PPT-25)に「FDPの発足する20年前は、米国の競争資金にも事務的な煩雑さや不自由があり、研究活動が阻害されていたことをうかがわせる」と書いてあるわけですが、この記述は私の個人的な解釈ですけれど、多分そうではないかと思っています。

FDPの歴史について述べますと、1985年にプレFDPという準備期間がございまして、正式には1986年からスタートして、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3、フェーズ4、フェーズ5、このように一定の年数を区切ってそれぞれテーマを決めて、一歩一歩解決してきたということがうかがえるわけです。なお、現在の最新の状態では10のファンディングエージェンシーと98の大学が協力し合っているわけですが、20年前の初期のころには、5つのファンディングエージェンシーと10の大学だけが参加したという、小さな規模でスタートしているわけでございます。しかも、フェーズ1のことを「フロリダプロジェクト」と書いてある記述もございまして、フェーズ1においてはフロリダ大学が中心的な役割を果たしてスタートしたという背景があるのではないかと思っております。

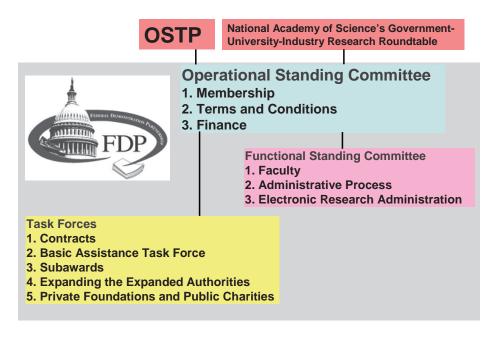
フェーズ1は約2年間だったのですが、フェーズ2が88年から96にかけて約8年続いておりまして、11のファンディングエージェンシーと21の大学が協力して取り組んだ結果、フェーズ1とフェーズ2を合わせた10年間で、先ほどからご説明しております「繰越」、あるいは「ノーコストエクステンション」、「費目間流用」などの柔軟性と、「エクスパンデッドオーソリティー」を実現しているようでございます。

それからフェーズ3は、96年から2002年までで、11のファンディングエージェンシーと68の大学が加わって、ファンディングエージェンシーと大学の連携強化、また事務の電子化に取り組んだということが書いてございます。先ほどご説明したようにアメリカの場合は、ファンディングエージェンシーと大学を結ぶ、特にNSFの場合は、ファストレーンという電子決済システムが完成しているのですが、そのことを多分言っているのではないかと思いますが、それをフェーズ3で実現しているようでございます。

現在はフェーズ4の段階にあるわけですが、2002年から2008年までで10のファンディングエージェンシーで、ファンディングエージェンシーが1つ減っております。ひょっとするとファンディングエージェンシーが一つ廃止されたのかなという気がしておりますが、確認しておりません。いずれにしろ、10のファンディングエージェンシーと98の大学が事務の一層の効率化と電子化に取り組んでいるようです。さらに、既に、フェーズ5の準備も始められているようでございまして、どんな

テーマについて取り組むかとか、いろいろFDPのメンバーの間で電子メールが飛び交っているという状況のようでございます。

FDPの枠組み



[PPT-26]

[PPT-26]

次、お願いします。実はFDPに関しては、まだほとんどインターネットのホームページ上で情報収集している状況でございまして、ぜひ一回、FDPの本部といいますか、それはワシントンにございますし、年会も先ほどご説明したように3回も開いておりまして、直近の年会が、9月10、11日に開かれておりまして、それに行きたかったのですが行けなくて、ただし、JSTにワシントンオフィスがございまして、そこに駐在員がいますので、その駐在員に出席してもらって、大変丁寧なレポートを送ってくれましたので、そういったレポートとホームページ上の内容から習得した情報を皆さんにご紹介しているわけでございます。ですから、ひょっとして不正確な内容が含まれているかもしれませんがその場合はご容赦頂きたいと思います。FDPには、オペレーショナルな常設の委員会とファンクショナルな常設の委員会があって、それぞれこの図(PPT-26)に示します内容について担当していて、かつ個々のトピックスに関しては臨時のタスクフォースをつくって課題を設定して、問題点の洗い出しと解決策の提示、さらにその解決策を実際どこかの大学で試しに実験して効

果を確かめるということをタスクフォースチームがやっているようでございます。

具体的に、例えばどんなことに取り組んでいるか、つまりどんなタスクフォースチームがあるかと言いますと、ホームページに出ている内容なのですが、例えばここに(PPT-26)「Subawards」と書いてありますけれども、これは日本語でいうと、「再委託」に相当するのではないかと思いますが、それから先ほどからご説明しておりますエクスパンデッドオーソリティーをさらに拡張しようという動きもあるようです。つまり、今、ある一定の権限が大学に渡されているわけですけれども、さらに多くの権限を渡そうということが議論されているようでございますし、あと、「Private Foundations」、これは恐らく民間の競争的資金のことだと思いますが、そういったことについても取り組んでいるようでございます。

それから、もう一つ大事なことは、このFDPの活動に対して、アメリカのOSTP(Office of Science and Technology Policy)、これは日本のCSTP(Council for Science and Technology Policy)即ち総合科学技術会議に対応するものですが、このOSTP、それからNational Academy of Sciences、日本では学術会議に対応するのかなと思いますが、Government-University-Industry Research Roundtableという、「産学官円卓会議」とでも訳せばいいのでしょうか、そういったものがNational Academy of Sciencesにあって、それがFDPの活動をバックアップしているという構造があるようでございます。なお、OSTPとCSTP、またNational Academy of Science と日本学術会議は、それぞれ機能は相当異なりますので、比較するのは不適切かもしれません。

FDPの成功を讃える言葉

2002年、OSTP(米国大統領府の科学技術計画局)の局長: Dr. John Marburgerの言葉:

「FDPは政府の仕組みを改善する上で成功した数少ない活動の一つであり、電子政府構築の模範を示し、行政と研究者双方に莫大な事務の効率化をもたらした。それぞれのフェーズの活動によりもたらされた業績は広く認められている。」

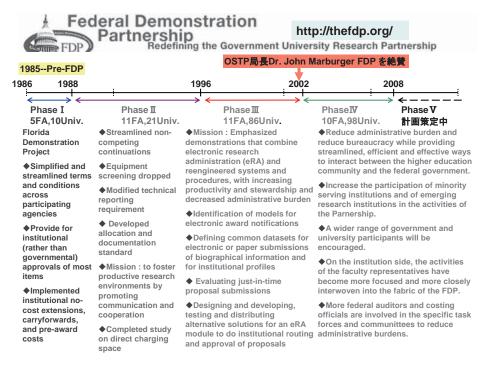
The Federal Demonstration Project is one of a very small number of effective programs to improve government processes. It has produced the defining models for 'e-government,' and saved countless hours of time for us bureaucrats as well as for principal investigators. Each consecutive phase has brought a new set of initiatives and accomplishments that merit much wider recognition.

John Marburger, Director Office of Science and Technology Policy

[PPT-27]

[PPT-27]

次、お願いします。先ほどから、ご説明していますように、FDPの活動は過去20年間続いて、これからも続こうとしているわけですが、2002年、つまりFDPが1986年にスタートしていますので、16年ぐらいたったところで、今ご説明したOSTP、これは「米国大統領府の科学技術計画局」と訳されているのですが、ここの局長のジョン・マーバーガーという人がFDPの活動を絶賛しております。その絶賛した言葉、原文がそのままここに書いてありますが、意訳しますとこんなことが書いてございます。「FDPは、政府の仕組みを改善する上で成功した数少ない活動の1つであり、電子政府構築の模範を示し、行政と研究者双方に莫大な事務の効率化をもたらした。それぞれのフェーズの活動によりもたらされた業績は広く認められている」とこのように絶賛しているわけです。この文書はインターネットで「FDP」と入力するとFDPに関するいろいろな記事が出てくるのですけれども、この文書も付随していろいろなところで出てきます。FDPの関係者はよほど褒められたのが嬉しかったのではないかと思いますし、またそれだけの実績があったのではないかと思います。



[PPT-28]

[PPT-28]

次、お願いします。今ご説明したことと同じ内容なのですが、文字で書かれているよりも目で見ると視覚的に頭に入るかと思いましてFDPの活動を一覧表にまとめました。申しわけないのですが英語を訳しておりません。項目だけですと、中身が解りませんので、なまじ訳すと誤訳する可能性がありあえて日本語に訳さなかったのですが、要は1985年にプレFDP、即ち準備の段階があって、1986年からフェーズ1としては約2年間、これは短かったのですけれども、フェーズ2として約8年ぐらい、フェーズ3として約5年ぐらいですか、フェーズ4としてもざっと5、6年で、フェーズ5の準備が今進められているという時間軸になるわけですが、フェーズ1においては、5つのファンディングエージェンシーと10の大学、フェーズ2においては11のファンディングエージェンシーと21の大学というような構成で、現在は98の大学が加わって活動しています。それぞれのフェーズにおいて、この図に記されているタイトルで表されるような内容に取り組んでいるようでございます。なお、FDPの活動をスタートしたときから16年目ぐらいのところで、OSTP局長のジョン・マーバーガーがFDPを絶賛したということがあるわけでございます。

FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix April 2004

	AFOSR	ARO	AMRMC	DOE	EPA	NASA	NIH	NSF	ONR	USDA	
neral Requirements											
Change in Scope					Prior appn	oval requir	ed				
Absence or Change of PI					Prior appn	oval requir	ed				
Need for Additional Funding					Prior appn	oval requir	ed				
Subaward of "significant part" of programmatic effort	R	R	R	1	R	R	2	R	R	3	
Pre-award oosts (90 days)		- 11				oval waive	ed				
Pre-award costs (more than 90 days)					Prior appr	oval requir	ed				
									R	- 5	
Subsequent no-cost extension or extention of more than 12 months	Prior approval required										
Carry-forward of unexpended balances to subsequent funding periods	w	W	W	w	w	6	7	W	W	W	
st-related Requirements											
Rebudgeting among budget categories	W	W	W	W	W	W	8	W	W	W	
Rebudgeting between direct and F&A costs	w	w	W	w	w	w	- 8	w	w	w	
Rebudgeting of funds allotted for training allowances (direct payment to	w	w	w	w	w	w	9	R	w	w	
trainees) to other categories of expense.		**	**	**	"	""		, n	""		
Equipment not in approved budget	W	R	W	W	W	W	8	W	W	W	
Capital expenditures for improvement of equipment not in the approved					Prior appr	oval waive	ed				
Alterations and Renovations costing less than \$25,000	w	10	W	w	W	w	11	w	W	w	
Foreign Travel	W	R	W	w	R	W	W	W	W	w	
Inclusion of costs requiring prior approval in Cost Principles	W	W	W	W	W	W	12	W	W	W	
Faculty consulting compensation that exceeds base salary						oval waive				_	
Restrictions on costs not explicitly unallowable under Cost Principles	none	none	none	13	none	none	14	15	none	16	
R Prior approval required. "Prior approval" means prior written approval fro								oceptance	e of the pr	posal	
and/or proposal budget and subsequent incorporation into the award, or w	ntten appr	roval of a	separate r	request s	ubmitted I	y the reci	pient.				
W Prior approval requirement waived											
1 Waived except when subaward would be more than 25% of the total dollar	rs of the av	ward									
2 Waived unless change in scope and except when subawardee is foreign											
3 Waived except when subaward(s) would be more than 50% of the total do	liars of the	award;	required fo	r any sub	paward to	federal ag	encies				
4 Waived except for extensions that would result in a project period in exc	ess of five	years									
5 Waired only for first-time requests for extensions of 12 months or less											
6 Uncommitted carryforward funds are to be included in the continuation pr	oposal if t	hey are "	'substantia	L.							
7 Waived except when award indicates prior approval is required											
8 Waived unless change in scope											
9 Waived except for Kirschstein-NSRA grants											
10 Waived, but is required for A&R in excess of \$25K, even if the A&R is ac	oomplishe	d with in	stitutional f	lunds de	signated a	s oost sha	ring				
11 Waived for alterations and renovations costing up to \$300,000, unless ch	ange in so	ope									
12 Waived, but costs not specifically covered in the Circulars are subject to	NIHGPS.										
13 Interest penalties for late payment are not allowable											
14 Prior approval required for patient care costs if change in scope											
15 Prior approval required to modify the amount of cost sharing reflected on	Line M of	the awar	d budget.								
18 Non-working meals and compensation for harm to persons or property are	unallowal	ble; also	unallowabl	e for awa	ards made	under sta	tutory au	thority cits	ed in Articl	a 3 of the	

[PPT-29]

[PPT-29]

次、お願いします。これは皆さんに半分にした図がお手元に配布してあって、虫眼鏡を使わないととても読めないような字になっておりまして、大変申しわけありません(本講演録末尾にPPT-2 9の拡大図を添付)。FDPの活動を今までご説明したのですが、より具体的にご説明したほうがよいかと思いまして具体的なものを持ってきたのですが、この表の横軸といいますか、横方向に書いてありますのがファンディングエージェンシーの略称です。例えば皆さんよくご存じのNSFがございますし、NIHがございますし、それからUSDAは、US Department of Agriculture、米国の農務省のファンディング。それからONRはOffice of Naval Research、海軍の研究所です。それからNASAは皆さんご存じかと思います。EPAは、Environmental Protection Agency、日本でいうと環境省のファンディングということになります。Department of Energy、それからAROが、Army Research Office。それからAFOSRが、Air Force Office of Scientific Researchと言う具合です。縦軸(縦方向)にいろいろな細かい項目が書いてあります。例えば、「プレアワードコスト」、これは、採択が決まった時から3ヶ月遡って、研究費が支出できる制度です。この表はFDPのホームページに出てきますので、皆さんすぐ見つけられると思います。さらに縦軸方向には「フォーリントラベル」とか、皆さんの中に大学の方がおられれば、今現在、日本の競争的資金でいろいろ困っ

ている現象というか、何とかならないかと話題になっている項目がいろいろあるわけですけども、「キャリーフォーワード(繰越)」という言葉も出てきますし、それからノーコストエクステンションとか、 今までご説明したような競争的資金上の解決すべき課題の項目がほとんど載っております。

それに対して、「プリオール・アプルーバル・リクワイヤード」と書いてあるところは、前もってのアプルーバル即ち許可が必要ですということです。それから、ここに「プリオール・アプルーバル・ウエーブド」と書いてあります。「ウエーブド」というのは廃止ですから、前もって許可をとることは必要ありませんということをこの項目について、つまり先ほどの研究開始から90日さかのぼってその費用をファンディングから出すことができるのだというプレアワードコストに関しては、すべてのファンディングエージェンシーにおいて前もって許可をとる必要はありませんということ、即ち、先ほどご説明した大学側のURAに判断を任せているということをこの表が示しているわけです。但し、表の一番上にあるチェンジ・イン・スコープ、これは研究テーマを変えますということだと思いますが、これは勝手に変えられたらそれは困ります。こういう研究をするからということでファンディングしたわけですから、その研究テーマを変えますと言われたら、それは大学側の判断に任せますとは簡単には言えないと思います。そういう意味でプリオール・アプルーバルが必要、つまり前もって相談してくださいと、なっているわけです。PI(研究代表者)が一定期間留守になる場合、またPIを変更する場合、さらに予算額以上に研究費を使いたい場合、などもプリオールアプルーバルが必要と言うようになっております。

それから、ここに「R」とか「W」という文字がございますけども、「R」の定義はここに書いてありまして、プリオール・アプルーバル・リクワイヤード、前もっての許可が必要ですということで、「W」は、プリオール・アプルーバル・リクワイヤメント・ウエーブド、の意味です。ひと目見ただけで「W」が非常に多いことが解ると思います。ですから、ほとんどの項目、ほとんどのファンディングエージェンシーにおいて、以前は前もって事前申請、事前許可が必要だった項目が、FDPの活動によって軒並みといいますか、非常に多くの項目がそういうことは必要ない、大学側で判断してくださいという仕組み、即ち、エクスパンデッドオーソリティーがここで実現しているわけです。

FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix April 2004

	AFUSR	ARO	AMRMC	DOE	EPA	NASA	NIH	NSF	ONR	USL		
st-related Requirements (cont.)												
Inclusion of unrecovered F&A costs as cost sharing	Permitted											
Transfer of funds between construction and non-construction	Prior approval required											
Use of program income earned during the project period	Funds added to the amount available for the project											
Use of program income earned after the project period	No obligation to the federal government											
operty-related requirements												
Title to supplies with value of more than \$5,000 at the end of a project	R	R	R	W	W	W	W	W	R	W		
Acquire real property	Prior approval required											
Encumber real property acquired with federal funds					Prior appro	oval requi	red					
Use real property acquired with federal funds for other non-federal												
projects rather than compensating the federal government for its fair					Prior appro	ovai requii	rea					
Encumber equipment acquired with federal funds			Prior approval required									
Trade in equipment purchased with project funds to buy replacement	Permitted											
Own equipment upon acquisition without conditions or without obligation					0							
to the sponsor at termination of project	Permitted											
Funding agencies' rights in data	Not waived											
Use of valuation methods other than the lesser of book value or fair	D											
market value for contributed capital assets	Permitted alue for contributed capital assets											
Procurement requirements associated with the simplified acquisition	When	ever FDP	Terms ar	nd Condition	ons incorp	orate A-1	10 provisi	ions refer	ring to the	"Sma		
threshold	Purchase Threshold," the term "Simplified Acquisition Threshold" is substituted.											
Equipment threshold	Even if institutions establish a threshold for equipment lower than \$5,000, the FDP provisi											
	relating to equipment apply only to those items costing \$5,000 or more.											
oject Management Requirements												
Monthly submission of Cash Transaction Reports when advances												
exceed \$1 million/year	Not required											
Up-front specification of interrelationship among projects	Not required											
Publication acknowledgment and disclaimers	Required											
Additional requirements for use of human subjects beyond those												
imposed by federal law	none	none	17	none	none	none	none	none	none	no		
Additional requirements for use of anatomical substances beyond those												
imposed by federal law	none	none	17	none	none	none	none	none	none	no		
Use of sponsor budget forms for budget revisions	18	18	18	18	18	18	19	20	18	- 1		

- 17 Army Surgeon General approval also required
 18 Not required, but budget should be in same general format as original
 19 Not required for SNAP awards. but others use "Next Period Budget" form page from PHS2560.
 20 Must be submitted electronically via the NSF FastLane system at https://www.fastlane.nsf.gov

[PPT-30]

【PPT-30】(本講演録末尾にPPT-30の拡大図を添付)

次、お願いします。 前の図(表)の続きですが、横軸は同じでして、縦軸にまたいろいろ細かい 別の項目がございます。こういう1つ1つの項目について、先ほどご説明したように、タスクフォース チームをFDPの中に作って、それぞれファンディングエージェンシー側の議論、大学側の議論を ぶつけ合わせて、解決策を見出して、その解を制度化していくという仕組みに取り組んできたとい うことが伺えるわけでございます。

URA (University Research Administrator) ∠ NCURA (National Council of URA)

- ▶ FDPに大学側代表として参加しているのは主としてURA。
- ▶URAは、大学(研究者)が競争的資金を獲得する支援をすると共に競争的資金の書類に大学側の責任者としてサインし、責任を負い、競争的資金獲得後のマネジメント支援を行い、不正防止の砦となっているとの印象を受ける。
- > Expanded Authority の実現には、大学側に研究と競争的資金のマネジメントを理解し責任のとれる人材が必要。 URAの存在が大きい。
- ▶大学は競争的資金獲得の為に、優秀な研究者を抱えることと同時に優秀な URLを抱えることに熱心なのではないか。
- ▶URAは専門職で、その団体がNCURA。NCURAの会員2200名。
- ➤NCURAはURAの能力向上、育成の為に、セミナー、講演会、通信教育 (TV&ラジオ)の実施など教育プログラムが充実。
- ▶NCURAのホームページは充実しており、上記のように各種活動も充実している。これは、URAという職業(専門職)が、有望な職業であり、多くの需要があり、希望者も多いことを伺わせる。

[PPT-31]

[PPT-31]

次、お願いします。先ほども申し上げたのですが、大学側で判断していいですよと言っても大学側に判断能力がなかったら、国民の税金を研究者に渡すわけですから、それは簡単にはできないわけです。その意味で、エクスパンデッドオーソリティーは大学側にURAという専門職がいて初めて成り立つわけです。それからFDPに大学側代表として参加しているのも、主としてURAでございます。それから、URAは大学が競争的資金を獲得する支援、つまりファンディングに関係した事務的なことをするだけではなくて、大学側にいる専門職で、ファンディングに詳しいわけですから、その大学がより多くのファンディングが獲得できるように研究者、即ち、大学のファカルティーメンバーを支援する機能も持っておりまして、かつファンディングが獲得できた場合には、大学側の責任者として書類にサインをします。日本の場合、制度によって違うと思いますが、多分大学側は学長の印(はんこ)を押しているという制度が多いのではないかと思います。学長の印は最高責任者の印ですから、一見良いように思えますが、形式的な印よりもむしろ実質的に責任のとれる人がサインをするという米国の仕組みは長所が多いと思います。サインをした人が責任を負うことで、また競争資金獲得後のマネジメント支援を行うことで、不正防止のとりでとなっているという印象を受けます。今言ったことは私の個人的見解です。どこかにそのような文章が書いてあった

わけではなくて、こういう仕組みがあるから不正も起き難いんだなと私が理解したということを表現させて頂いております。繰り返しますが、エクスパンデッドオーソリティーの実現には、大学側に研究や競争的資金のマネジメントを理解し、責任をとれる人材が必要で、URAの存在意義は大きいと思います。また、URAは、競争的資金獲得のために研究者を支援しますので、大学は競争的資金獲得のために優秀な研究者を抱えることと同時に、優秀なURAを抱えることに熱心なのではないか、これは私の個人の想像ですけれども、そのように考えております。URAは専門職でございまして、URAの団体としてNCURAがございまして、現在NCURAの会員が2,200名いるとホームページに書いてございます。

NCURAでは、URAの能力向上や、新たなURAの育成のためにセミナー、講演会、通信教育の実施など、テレビ、ラジオと両方でやっているようでございまして、教育プログラムが非常に充実しております。NCURAのホームページは、URLを一度開いて頂くと解かりますが、とても立派です。NCURAのホームページは、私の印象ではいかにも費用がかかっているホームページで、言いかえるとNCURAという団体はかなりお金持ちだという印象を持っております。私の勝手な解釈なのですが、恐らくURAという専門職が有望な職業であって、多くの需要があって、希望者も多いのではないかということが伺われるわけです。ちなみに教育プログラムは無料ではありません。受講費用を払うのですが、高いんです。何十万と取られるものもあります。ですから、個人でそういうお金を払って参加するというのは多分難しいのではないか、きっと大学側が「行って来なさい」と言うのではないか、これは私の想像です。そのぐらい高いのです。高くても受講生が集まるというのは、それだけ魅力のある内容になっているのではないかという気がしているわけでございます。

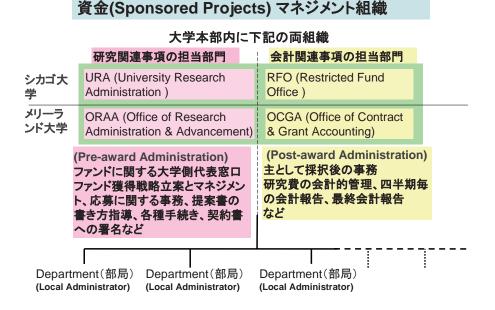
客観的な事実と私の個人的な解釈とまぜて話しておりまして申し訳ありません。私の個人的な解釈は、1つ1つ個人的な解釈ですということを断って申し上げておりますので、そこはご了解頂ければと思います。

(講演者追記:URAは、University Research Administrator であり、大学において、研究と事務手続きの両方を理解し、大学の研究効率を向上する役割を担う人材である。このような、人材は大学だけではなく、企業などにおける研究活動にも重要であり、米国には「Research Administrator」と呼ばれる専門職が多数活躍している。我が国においても、「産学連携コーディネーター」「目利き人材」、「知的財産権(=特許)担当人材」など、米国の「Research Administrator」に相当する。日米の違いは、米国において、このResearcher Administratorが専門職として確立しており、URAの団体としてNCURAがあり、Research Administrator の団体として Society of Research Administrators International がある」。また全米のResearch Administrator の数は15万人との情

報がある²⁾。)

- 1) http://www.iri.titech.ac.jp/innovation/pdf/innovation03.pdf 李京桂 「アメリカの大学における外部資金支援研究のマネジメント」 2007年7月6日
- 2) Research Administration and Management, Elliot C. Ph D. Kulakowski, Lynne U. Chlonister, Jones and Bartlett Publication (2006)

Univ. of Chicago, Univ. of Maryland の競争的



[PPT-32]

[PPT-32]

次、お願いします。アメリカの大学がどうなっているかといいますと、実は私は、プログラムオフィサーセミナー略してPOセミナーというのを主催させて頂いておりまして、6月27日に前回のPOセミナーを開かせて頂きました。そのときにシカゴ大学のURAであるドクターシェリダン、メリーランド大学のジェロニモさんに日本に来て頂き、お二人ともURAとしては30年ぐらいの経験をお持ちの方なのですが、講演して貰ったわけです。その時にもこの図を使って私からご説明させて頂きましたが、アメリカの大学の本部にはグラントオフィスというものがあって、これは大学によって名前は変わっておりますけども、それが大きく2つの機能に分かれております。

つまり、この図の左側のほうは、プレアワードアドミニストレーション、右側がポストアワードアドミニストレーションとなっています。 つまりファンディングを獲得する前の応募書類をどのように書くかと

か、今どこかのファンディングエージェンシーはこういう募集しているので、研究者に対して、あなたはぜひ応募しなさいと助言するとか、ファンドを獲得するためのいろいろな活動をする機能が左側、それから、ファンディングを獲得した後は、お金の管理が1つの非常に重要な仕事になるわけですけども、こういったものについて、研究者にはなるべく負担をかけないで、なるべく多くの時間を研究そのものに割いてもらうために、事務的なアドミニストレーションに関してはURAの人たちが活躍しているという仕組みがアメリカの大学にできているわけでございます。

なお、ただいま説明したのは大学本部の仕組みでございますけども、大学の中には部局といいますか、工学部とか理学部とかの学部がございまして、その部局にもそれぞれの事務部門があるわけですが、アメリカでは各部局の事務部門をローカルアドミニストレーターと呼んでいるようですけれども、そういったところにも本部組織の分身のような機能があって、大学全体を管理しているということがあるようでございます。

National Council of University Research Administrators NCURAの最近の行事(NCURAのHPより)

http://www.ncura.edu/meetings/

- >June 12, NCURA TV/Broadcast Workshop Series (Conflict of Interest :How to Spot and Manage It)
- >June 20-22 Financial Research Administration Workshop
- >June 21 OMB Circular A-133: The Basic Steps of Subrecipient Monitoring
- >June 25-27 Fundamentals of Sponsored Project Administration
- >June 25-27 Sponsored Project Administration : Level II
- ➤8 Week Online Tutorial: A primer on Federal Contracting (Open Enrollment Periods Now Available Through the Fall)
- >June 27 Export Control Considerations at the Proposal Stage
- >June 27 NCURA REGION I RADG MEETING-Grants.gov
- >July 12-14 Pre-Award Research Administration (PRA) II

[PPT-33]

[PPT-33]

次、お願いします。先ほど、NCURAの教育プログラムが非常に充実しているということを申し上げましたが、例えばこれが今年6月の行事でして、1カ月だけでこんなにいろいろなプログラムが

あって、ここに書かれている文字を見て頂ければお解りになると思いますが、要はファンディングをマネージする上で必要な知識、能力に関してテーマが選ばれておりまして、いろいろな教育がなされているわけでございます。なお、米国では、国の競争的資金と企業からの委託研究を会わせて「スポンサード・プロジェクト」という言葉を使うようでございますけれども、要は競争的資金ということでございます。OMBの役割についても先ほどご説明しましたが、OMBサーキュラーA-133というのはどういうことが書かれているかということもこのような講習会で取り上げて教育しているようでございます。



http://www.ncura.edu/content/

Annual Meeting Home | NCURA Home NCURA Year Long & 49th Annual Meeting Sponsors

NCURA's 49th Annual Meeting Washington Hilton Washington, DC November 4 - 7, 2007

Mark your calendar now and join more than 2,000 of your colleagues for the 49th NCURA Annual Meeting. The Annual Meeting offers variety of educational sessions and workshops, as well as networking opportunities, of interest to all levels of Research Administrators.

49th Annual Meeting Program

When and Where

The Annual Meeting will take place November 4-7, 2007 in Washington, DC at the Hilton Washington.

Hilton Washington

1919 Connecticut Ave. NW

Washington, DC 20009 Phone: 202-483-3000

Stay tuned as we expand our Annual Meeting web site in the coming weeks to include: regional activities, great things to do in Washington DC, special activities happening during the meeting and exhibitor/sponsorship opportunities.

[PPT-34]

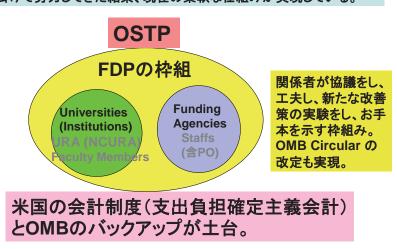
[PPT-34]

次、お願いします。先ほど申し上げたようにFDPには年3回の年会があるのですが、このNCU RAにも年会がございまして、第49回のアニュアルミーティングが来月、もうすぐなのですけども、11月4、5、6、7日と4日間ワシントンで開かれるようでございまして、これもほんとうは行きたかったのですが、諸般の事情で行けなくて残念だなと思っていましたところ、東北大学の方で1人行かれるという方がおりまして、その方にぜひ帰ってきたら報告してくださいとお願いしておりますけれども、この図が年会の案内でございます。今からでも行ける方はぜひ行っていただければと思い

ます。日本人でこういう会議に参加した人は多分あんまりいないんじゃないかと思いまして、1人でも多くの方に参加していただいて、より多くの情報が集まると、それだけ日本が前進できるのではないかと思っております。もし行かれる方があったら教えてください。というのは、ぜひ大勢で情報を共有したほうがいいと思うからでございます。

米国の柔軟な研究費会計制度を実現し、支えている枠組み

米国の会計制度とOMBのバックアップを土台として、FDPの枠組みの基に、ファンディングエージェンシーと大学(URAが主役)が20年掛けて努力してきた結果、現在の柔軟な仕組みが実現している。



[PPT-35]

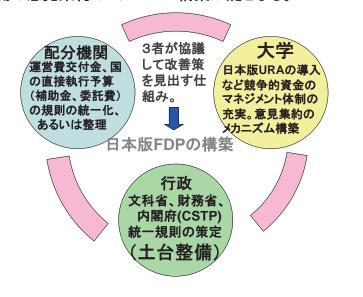
[PPT-35]

次、お願いします。今まで申し上げたことを、1枚の図で表現すると、このようになると思います。 つまり、米国の柔軟な研究費会計制度を実現し支えている枠組みとしてFDPがあるわけですけが、米国の会計制度とOMBのバックアップ、つまり米国の支出負担確定主義会計、これはかなり解り難いのですが、先ほど予算担当の石橋からもご説明してお解り頂けたかと思いますが、この支出負担確定主義会計制度と、それからOMBという政府組織のバックアップがあり、それを土台として、その上にFDPの枠組みがあって、このFDPの枠組みの中で大学の関係者とファンディングエージェンシーの関係者があたかも学会のような活動で協議し、工夫し、新たな改善策の実験をし、問題点の洗い出しと効果の確認をして、各ファンディングエージェンシーがそれを導入していく、さらに場合によってはOMBのサーキュラーの改定まで実現しているということでございま

す。

そういったFDPの活動を過去20年間続け、さらにこれからも続けようとしているわけです。しかも、 そういった枠組みに対してOSTPも、何らかのバックアップをしているようです。OSTPはFDPの 中に入っているわけではないのですけれども、何らかのサポートをしているようです。日本的に言 うと、CSTPがサポートしているという言い方になると思います(但しOSTPとCSTPでは相当機能 が異なります)。

> 我が国競争的資金の資金効率(=研究成果)最大化を目的とした制度改善の為に、下記のような仕組みが作れないか。 大学側の意見集約のメカニズム構築が鍵となる。



24

[PPT36]

[PPT-36]

次、お願いします。私の希望として、我が国の競争的資金の資金効率と研究成果の最大化を目的とした制度改善のために次のような仕組みがつくれないだろうかと思っております。ところで、日本とアメリカでは競争資金配分機関つまりファンディングエージェンシーの位置づけが異なっております。アメリカのファンディングエージェンシーは独立性が高いと思いますが、日本のファンディングエージェンシーは各省庁の附属機関という位置づけになっておりますので、ファンディングエージェンシーの人だけ集まっても、なかなか十分な議論ができないようなところがあって、日本の場合はどうしても行政にも入って頂かないと議論が進まないのではないかという気がしております。

そういう意味で、大学と行政とファンディングエージェンシーの関係者が集まって、3者が協議して改善策を生み出す、つまり日本版FDPというようなものが構築できないだろうかと思っているわけでございます。ただし、日本の場合、難しい面が多多ございます。半年前(3月12日)に私がお話しした内容なのですが、例えば1つ例を挙げても、日本の競争的資金というのは、JSTのような独立行政法人の運営費交付金によって支給されているものもあれば、国の直接執行予算もあり、それがさらに補助金とか委託費に別れておりまして、それぞれルールが違うわけで、これが非常な複雑さをもたらしているわけです。こういったものを統一化するというようなことが日本版FDP的な枠組みの中でできると良いのではないかと思っているわけでございます。

POセミナーのお知らせ

- ▶本年6月27日のPOセミナーでシカゴ大学のURA (Dr. Sheridan)、メリーランド大学のURA (Ms. Geronimo)に 米国の大学における競争的資金マネジメントの実態を報告 して貰った。二人共URAとして約30年の経験を有する。
 - http://www.jst.go.jp/po_seminar/h19semi/semi1.html
- ▶次回のPOセミナーを来年2月22日(金)に開催予定(場所アキバホール)。米国のFDPに設立当初から関わり、現在、FDPの副代表を務めるNSFのMs. Joanna Rom が講演を了承。NSF Tokyo 代表のDr. Machi Dilworth もFDPについて元POの立場から、また、University of Minnesotaの Prof. Joseph A. Konstanは大学のFaculty member の立場からのFDPへの関わりについて講演してくれる予定。
- ▶49th NCURA Annual Meeting(11月4-7日於ワシントン) に東北大学から参加する予定であり、その報告も予定。

[PPT-37]

[PPT-37]

次、お願いします。先ほどもご説明したのですが、今日お話ししております内容の背景として、 実は6月27日のPOセミナーでシカゴ大学のドクター・シェリダンとメリーランド大学のジェロニモさんに来て頂いて、講演をして貰ったわけです。お二人とも約30年間URAとして活躍しているという背景がございます。次のPOセミナーを来年2月22日に開催しようと思っております。場所はアキバホールというところが確保できまして、場所も決定しました。それで、米国のFDPに設立当初か らかかわって、現在FDPの副代表を務めるNSFのジョアンナ・ロムさんという方がおりまして、これは今お手元にFDPのアニュアルレポートのコピー(本講演録の末尾に添付)がお届けしてあるかと思いますが、後ろのほうにFDPの参加機関の一覧表がございまして、それから後ろから多分3ページ目ぐらいのところにFDPの幹部の名簿が載っていると思います。幹部のところの一番上にチェアマンが載っていて、その下にコーチェア、副代表が何人かいると思うのですが、副代表の3人目ぐらいのところにNSFのジョアンナ・ロムさんという方が載っていると思います。その方に来て頂けることになりました。かつNSF東京に現在マチ・ディルワースさんという方が所長として来ておられますが、この方はNSF Tokyo事務所の代表になる前はNSFでプログラムギレクター(PD)(以前はPO:プログラムオフィサー)を務めた方ですので、この方にもFDPについて元PD・POの立場から講演して頂こうと思っております。それからもう一つは大学側の意見も重要だと思いまして、ミネソタ大学のプロフェッサー、ジョセフ・コンスタンさんも来てくれるということが昨夜メールで連絡がありました。大学のファカルティーメンバーの立場からのFDPへのかかわりについて講演してくれる予定でございます。またいずれご案内差し上げたいと思います。

それから、先ほど申し上げたようにNCURAのアニュアルミーティングがもうすぐワシントンで開かれるわけですけれども、東北大学から参加される方がおりますので、この方にも報告して貰おうと思っております。

まとめ

- >米国の競争的資金の会計制度は、繰越、期間延長(no cost extension)、 Pre-award cost、など極めて柔軟であり、これが結果的に研究費の最大効率 化(研究成果の最大化)を実現している。
- ▶これは、米国の会計制度が、支出負担確定主義(Obligation)会計であることに起因しているが、
- ▶同時に、柔軟性のある仕組みをFDP (Federal Demonstration Partnership)の枠組みの下に、10のFunding Agency と98のInstitution が協力して20年前から取り組んで実現してきたという背景がある。
- > かつ、大学側にも、URA (University Research Administration)という Fundingマネジメントの専門家がいて、URAの団体であるNCURAには2200 名の会員がいて、人的リソースも整っている。
- > Funding AgencyのスタッフとPO、大学のURA、FDPの枠組み、OMBのサポート、これらが揃うことで、Expanded AuthorityというFunding Agencyから大学への権限委譲すら実現し、劇的な事務の効率化が図られ、不正を防止しつつ研究者がサイエンスに集中できる環境が整えられている。
- ▶日本版FDP的なものが構築されることを切に望みたい。

[PPT-38]

[PPT-38]

次、お願いします。ということで、まとめでございますけれども、要は米国の競争的資金の会計制度は、繰越ですとか期間延長これはノーコストエクステンションと呼んでいるわけですが、あるいはプレアワードコストなど極めて柔軟であり、これが結果的に研究費の最大効率化、言いかえると研究成果の最大化を実現しているということが言えると思います。

これは米国の会計制度が支出負担確定主義会計、即ち、オブリゲーションアカウンティングであるということに依存しているわけですけれども、それだけではなくて、同時に、柔軟性のある仕組みをFDP(Federal Demonstration Partnership)という枠組みのもとに10のファンディングエージェンシーと98のインスティテューション即ち、大学や研究所が協力して20年間かけて取り組んできて実現してきたという背景があるわけでございます。かつ、大学側にもURA(University Research Administrator)というファインディングマネジメントの専門家がいて、かつURAの団体であるNCU RAというものもあって、会員が2,200名もいて、人的なリソースも整っているという背景もございます。ファンディングエージェンシーのスタッフとプログラムオフィサー、あるいは大学のURA、FDPの枠組み、OMBのサポート、これらが4拍子も5拍子も揃うことで、エクスパンデッドオーソリティー

というファンディングエージェンシーから大学への権限委譲すら実現し、劇的な事務の効率化が 図られ、不正防止をしつつ、研究者がサイエンスに集中できる環境が整えられているということが 言えるかと思います。

日本版のFDP的なものが構築されることを切に望んでいる次第でございます。

以上で、私の話を終わりにして、この後ご質問を受けたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】 どうもありがとうございました。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【質問者】 静岡大学の清水と申します。非常に興味深いお話をありがとうございました。

理解が足りない部分もあるかと思うのですけども、NSFのファンディングの仕組みで、3年分の 予算を前もって単年度でお支払いするというのは、日本の場合ですと単年度でやっていますので、 不景気なことがあったりしたら税収が減って、それでファンディングエージェンシーの方におりるお 金が財務省から厳しく制限されるなど、あるかわからないんですが、アメリカの場合は、1年間の予 算の中で3年分を確保してしまうということで、次年度以降、3年分のやつは予算、税収に左右さ れないということに基づいているという理解でよろしいでしょうか。

【石橋】 予算自体が契約の額という形で規定されている以上、そこで発生した、支払わなければいけない額については、税収いかんではなく支払われる。もうちょっと突っ込んでいくと、アメリカの場合ですと、多少難しい言葉になるかもしれないんですけれども、会計年度の独立の原則がないということがございまして、歳入は歳入で別に法律があって、歳出は歳出で予算が別であって、それが議会では議論されているものの、法的にはリンクしていないという事情がございますので、やはり支払わなければいけないものについては淡々と支払われる、税収いかんにかかわらず払われるような形になってくることだろうと思います。

【質問者】 つまり、おっしゃられたように、現金としての決済ではなく、権限としての決済という理解で承ったのですけども、つまり権限としての決済があったという時点で税収云々というのは関係なくなって、その権限もあとは淡々と執行するだけだということでよろしいんですか。

【石橋】 そういう理解でよろしいかと思います。

【質問者】 ありがとうございます。

【質問者】 URAというのがありましたよね。30年間やっているということは、FDPができる前から URAというシステムはそれぞれの大学にそういう責任者がいたということでいいのですよね。

【高橋】 すいません、そこの説明はちょっと不正確な部分があったかと思います。6月27日にP Oセミナーを開いて、シカゴ大学の方とメリーランド大学の方をご招待して、お話しして貰ったわけですが、それぞれの方が履歴を送ってくれたわけでございます。それを見ると、研究資金のアドミニストレーションをやっているという表現で、URAという言葉は必ずしも使っていなかったと思うのです。ですから、URAという言葉が30年前からあったかどうかということになるとちょっとそこは訂正させていただきたいと思います。

【質問者】 いずれにしろ大学の中でそういうURAに匹敵するような責任者が昔からいて、そういう人たちが集まってFDPというか、要するにもうちょっと改善しようということでいろいろ改善を198 5年ぐらいから図ってきたという理解でよろしいですか。

【高橋】 それでよろしいかと思います。もう少し補足させていただきますと、ジェロニモさんとかシェリダンさんは30年ぐらいファンディングのマネジメントを大学でしてきました。けれども、初期からURAという肩書だったかどうかということについては定かではありません。

一方で、FDPの活動というのは20年前からスタートしました。ということは、シェリダンさんやジェロニモさんが10年アドミニストレーションを経験したところでFDPという活動が始まって、10年間でエクスパンデッドオーソリティーという権限委譲がファンディングエージェンシーからなされたわけですから、最初から、30年前から強力な権限を持っていたのではなくて、エクスパンデッドオーソリティーという強力な権限を持ったのは今から数えると10年ぐらい前からではないかという言い方になると思います。

【質問者】 政策研の木村ですが、私も30年以上公務員をやっているけれども、予算をとること ばっかり一生懸命やっているわけです。そのとった予算をいかに効率的に使うかというところに対する配慮が不十分だったと非常に反省していまして、どうやって効率的に使うかという勉強、アメリ

カの例ですけども非常に参考になりました。ありがとうございました。

【質問者】 文部科学省の基礎基盤研究課の大竹と申します。実は、いろいろ、FDPの活動を 私は知らなかったので、非常にインパクトを持って伺わせていただいたのですが、ぜひPOセミナーに来られる先生方、我々は参加者として聞くと、壇上のお話を聞いて、質問で、なかなかかゆい ところに手が届かないのですが、ぜひ先生に聞いていただきたいことは、先ほどの講師の方が個 人的な考えでと言われたことも含めて、制度的なことなのです。

例えば、先ほどの予算の話でも、どこまでが法律で決まって、どこからが政令で、どこからが告示かというのが結構きついところがあって、もし法律を変えろと言われたら、なかなかつらいのです。ところがサーキュラーというのはOMBの告示ですから、比較的OMBだけの単独決裁でいく。これがもしコードになれば政令ですから、もちろんレジストレーションは要るのだけども、国会の審議が要らない。

その辺が日本の場合は、今、最初のお話の中にあったことをほとんど難しくしているのは、財政 法と会計法と、補助金適正化法なのです。それを変えるとなると、今不正もいっぱい起こっている からもっと不正になるだろうという、金を使うやつは悪いやつだという感覚で見られるので、なかな か難しい。

だけど、そこをやっていくためにFDPみたいな活動が要るのですが、いずれにせよ、アメリカではどのレベルで制度が決まっているのか。そこのところの法律か、政令か、告示かということとか、それから今のURAの制度にしても、私はちょっと違うのじゃないかと思ったのですけど、多分URAのセミナーか何かを受けると、国家資格でないにしろ、何かサーティフィケーションが出るんではないか。そのサーティフィケーションをとった人間はちゃんとランクアップして給料が上がるだろうということがあって、初めて何万円のあれを――私はアメリカの大学がぽんと払ってくれるとは全く思っていなくて、個人が払っているのではないかと。その辺のところのデファクトスタンダードというか、そういうものがちゃんとあるのかどうか、ぜひPOの先生方に聞いていただくと助かります。

その辺の制度的なところがしっかりわからないと、これがいいのだ、いいのだといっても、役所としてはなかなか法律も出せなきゃ、制度も出せない。で、結局、政治家の先生のところに行くと、あればこれだといって、少しだけ融通してもらうというような世界がずっと続くので、ほんとうにできるかどうか、そういう制度的な根幹をどれぐらいしっかりわかっているかということは、それはおまえが調べると言えば、私も時間と旅費をいただければ調べますが、なかなかそうはいかないですし、専門の方のほうが絶対調べられるのはうまいと思うのです。そこをお願いしたいと思います。

あと、最後にもう一つ、日本でFDPをつくる段に非常に重要なのは、ちょっときょうは大学の先生もおられるようなのであんまり言うとあれなのですが、どうも日本では大学のプロフェッサーとアドミニストレーターというのは主人と奴隷の関係だという意識を持っている大学の先生も事務方も多いようであって、そういう意識じゃなくて、やっぱりパートナーだという意識にならない限り、FDPと幾ら叫んでも都合のいいことだけやっている、都合の悪いこと、何を立派な研究をしている我々に物を言うんだというような環境を打破するという動きがなきゃ、せっかくやっても不正もおさまんなきゃ、かいもないのかなと、ちょっと辛口ですがそう思いました。最後は個人的見解です。

【高橋】 貴重なコメントをありがとうございます。二人から少し感想といいますか、ご返事といいますか、コメントさせて頂きたいと思います。

まず、私のほうからコメントさせて頂きますが、アメリカの制度をご紹介させて頂きました。私もこれは日本では簡単にまねできないと思っています。しかしながら、私は日本の状態が今のままでいいとも思っていなくて、何とかしなければいけないのですけれども、そのときにアメリカでこうやっているからまねしようという発想では100%だめだと思います。第三の道を探すしかないと思っております。それで、第三の道を探すときに、日本の仕組み、アメリカの仕組みを十分理解しないと第三の仕組みは出てこないのではないかと思っています。

例え話ですけれども、量子力学、古典力学というのがあって、全然原理原則が違うわけです。それなら、古典力学なんか何にも知らなくても量子力学は突然考えられるかというと、やはり古典力学をほんとうに理解した人にして初めて量子力学というものを思いつくのだろうなという気がしておりまして、日本がこれから何か変えていこうとすると、全く新しい第三の道を探していかなければいけないのですけれども、そのためにもまずアメリカがどうなのかということをよく理解した上でやっていくと参考になるのではないかというスタンスで考えております。

それから、もう一つは、2月22日に先ほど紹介した方々に来てもらって講演して貰うわけですが、今日お話しした内容も非常に幅広い内容で、アメリカ人の誰かをつかまえて、すべて教えて下さい言っても無理なのです。今POというお話もあったのですが、今までも今日お話しした内容についていろいろなアメリカ人に聞きましたが、随分間違った発言をされるアメリカ人も多いのです。特にPOと呼ばれる人は元研究者の方々で、日本でもそうですけど、あまり会計のことは詳しくないのです。例えば先ほどのスタンダードグラント、予算の3年分を最初にオブリゲートするわけです。オブリゲートというのは現金を渡すのではなくて、権利だけを渡すのだとご説明したわけですが、POと呼ばれる人たちのなかで、現金を3年分渡すのだと思っている人が結構いるのです。

初期のころは私もそんなばかなと思いつつも、私のほうも勉強不足で知識がたりないものですから、おかしいと思いながら反論できなくて終わっていたのですが、私の疑問を解決するためには、 結局アメリカのNSFの会計屋さんと意見交換して初めて真相が解ったという経緯があります。

つまりアメリカのファンディングを担当している人でも、今日お話しした内容の全部をご存じの方はあまりいないと思うのです。私はこの年になってこういう仕事に携わったので、これが私の最後の仕事かなという気持ちもあって、また今日はご紹介しなかったのですが、私は大学にもいたし企業にもいて、いろいろ経験してきたのですけれども、企業にいると、会計は大学の人よりは詳しくなる傾向があると思います。特に私の場合、シリコンバレーでベンチャー会社の社長も4年間やった経験もございまして、ベンチャー会社の社長というのは、会計も人事もすべてやらなければなりませんので、今日お話しした内容についてもそういった経験が随分役立っているようなところがございまして、そういった背景で今日お話しした内容にやっとたどり着いたという状況でございます。この後日本はどうするかというのは、次のテーマだと思っております。

【石橋】 私も文部科学省の業務の中で、いろいろ携わっていたところなので、法なのか政令なのか何を変えなければならないのかというところについて非常に関心を持っております。

その点でいきますと、今の日本の法の枠組みで十分対応できることというのはたくさんある。そして、法を変えずに運用をちょっと考えたり、制度の活用例をつくるというか、そういうところで非常に使い勝手が良くなると考えておりますが、そのところについて研究者の皆さんはできないものだと思っているのです。今の枠組みでできないと思っているから、何とか変えていこうと考えていらっしゃる方が非常に多いのですが、実は今の制度の枠組みの中で十分できることがたくさんある。そこを知ることで、柔軟性の実現に向けて何かできる事は非常に多くあるのではないか、そう感じております。

なので、アメリカの場合はどうなのかを調べた上で、では、日本で今の枠組みの中で何ができるのか、それ以上やろうとするときに何を変えなければいけないのかというところについては今後、やはり勉強していかなきゃいけないと感じております。

【質問者】 今日はどうもありがとうございました。永野ですが、エクスパンデッドオーソリティーでおもしろいと思ったのですが、さっきの質問にもちょっと関係しているのですが、これは何で決まっているのか、研究者の研究時間が増えたというような説明ですけれども、これがどんな文章で決まっているのかというのがちょっと知りたいと思ったことと、大学との関係で言えば、全部というか、10

とか11のファンディング機関との関係で全部こういう関係になっているのか、それともNSFとかNI Hとか、1つずつこういうふうに入れていっているのか、ちょっとお聞きしたかったので。

【高橋】 おっしゃるとおりで、エクスパンデッドオーソリティーという仕組みを規定したいわゆるサーキュラーがきっとあるはずだと思っていて、探しているのですけども、まだ見つからなくて、そういう意味では、FDPのアクティビティーの中にこういった文章(PPT-23参照)があって、間接証拠としてこういうことがあるという状況でございます。

それから、すべてのファンディングエージェンシーかというと、細かい字の読めない表 (PPT-29) があったかと思いますけれども、あれにエクスパンデッドオーソリティーもファンディングエージェンシーごとに個別に、つまり、あるファンディングエージェンシーはイエスでも、別のファンディングエージェンシーはノーであるという項目があるわけで、一律ということではございません。

それから、もう一つは、これも明確には書いていないのですけども、エクスパンデッドオーソリティーはファンディングエージェンシーにとって決して義務ではないというか、FDPで決めたことはリコメンデーションであって、どうも義務ではないようなのです。こういうふうにできますよということをFDPが示して、それを採用するかしないかはファンディングエージェンシー側の判断の問題という位置づけになっていると理解しております。

【質問者】 JAXAの富田ですけども、ちょっとお伺いしたいのは、中に研究関連事項の担当分野としての、シカゴ大学で言えばURA、それから会計関連事項の担当分野としてのRFOの2つに分かれていまして、これで見る限り、それこそいつ使うという会計処理的なことは全部会計関連部門のRFOがやるのかなと。研究関連部門のURAというのは、どちらかというとどうやったらファンドを獲得できるかとか、あるいは提案書だとか応募という形になって、あんまりいつ使うとか繰り越しがどうとかには関連しないような気がひとつする。その辺が第1点。

それからもう一つは、日本で言えばファンド獲得とか、あるいは提案書の書き方というのは研究者がやらないと、多分事務屋だと役に立たないのだろうと。事務系統だったら、せいぜい応募の事務だとか各施設費だとか契約書の署名ぐらいになるような気がするのですけど、アメリカの場合、URAというのは事務屋さんじゃなくて、むしろ研究者がメーンになっているのかどうか。その2点をちょっとお伺いしたいのです。

【高橋】 URAとおつき合いしたのは、先ほどから何回か申し上げているシカゴ大学のシェリダン

さんと、メリーランド大学のジェロニモさんという方から情報を収集したのが初めてでございまして、それ以外の方からは情報収集していませんので、今から申し上げることがどのぐらい一般化して言えることかどうかというのは保証の限りではないのですけども、まず前半の部分について言えることは、どこでもそうなのですが、人事という、つまり具体的にいうとシェリダンさんとか、ジェロニモさんという方がいて、こういう組織(PPT-32)があれば当然両方を統括する上の仕組みというのがあるはずなのです。そこにその人が立てば両方見ますし、URAがまだ若い、経験の浅い方だったら、片方だけを担当するということもありますし、その方が経験を積んで偉くなっていくと、この上に立って両方見るということがあり得ることだと思います。そういった人事と絡むような側面があるかと思います。

それから、もう一つは、URAがどこまで応募書類の書き方について面倒を見るかといいますと、 まさにおっしゃるとおりで、サイエンスの部分は研究者でなければ書けません。だから、サイエンス の部分は研究者が書くのですけれども、応募書類は皆さんもお書きになったことがあると思います が、サイエンス以外のところ、予算とか、いろいろ研究者にとってはむしろ面倒くさいところが結構 あるわけです。その部分をURAが全部面倒を見るという位置づけになっているようでございます。 ということで、全部ご質問にはお答えしましたでしょうか。

【質問者】 文部科学省の林でございますけれども、なかなか新しい、我々があんまり考えたことのない切り口で話をされたので、非常におもしろかったと思います。

ただ、こういう、特に競争的資金の話については、ご存じかどうかあれなのですけど、実は相当いろんな議論を積み重ねてきているのです。例えば、私はこの前は内閣府にいたのですが、内閣府の科学技術会議で何度にもわたって競争的資金についての報告書を出しているのです。実際はそれで、さっき大竹君も言いましたけど、じゃ、法律改正が必要かというと、大体みんな必要じゃないのです。で、唯一最大の問題だったのが、財務省と議論したのは、特に繰り越し明許をどうするかという議論をして、なかなか大変だった。それもしかし結局法律改正もなく通っているわけです。ただ、それがうまく動いているかどうかは全く別の話なのですけれども、そういう意味で、そこはもう少しきちんと押さえておく必要があるかなと思っています。

それから、今のはコメントですが、もう一つのやつは、多分聞いても答えが来ないかなと思うのですけど、マーバーガーの話が出てきたんですが、マーバーガーさんは当然、今我々のカウンターパートで非常に偉い人なのですけれども、この言葉を見ますと、どうも気になるのは、ずっと説明された部分と中身が若干違うような気がするのです。つまり、確かに「eガバメント」と書いてあるので

すけど、「電子政府の構築の模範を示した」と書いてあるのですよね。ところが、おっしゃった話の中にそういう中身はほとんど出てこないわけなのです。電子政府の構築についてはまた別途、これも内閣府、あるいは文部科学省でやっていまして、これは若干お金の配るほうの効率化じゃなくて、むしろ極めて日本的なというか、人の関係で出てきているのですけど、つまり、要するに特定の人間に金が集まり過ぎる、したがってそれを何とかつかまえなきゃいかん。同じテーマで何回も応募して、それも金をもらっている。これもいかんということで、日本も幾つか競争的資金があるのですけども、それのダブりを排除しようとして、ようやく今動き始めようとしているのです。そういう話だったらいいのだけど、どうもそういう話じゃないように見えるものですから、このマーバーガーの話と、今おっしゃったFDPと書いてあるんですが、FDPの話の最初だと、何かどこか違うところが、あるいは少し大きい部分が抜けているのか、電子政府という話だったらどうも違うような気がするんです。

それで、今お話を聞いていると、どうも日本の場合には、確かに大学の、特に特定の教授が受けて、その特定の教授が資金管理、あるいは決済を全部やっているという状況があって、それでだめなので、しようがないから、その人の下にそういう管理者、あるいはどうしてもだめだったら、大学のほうにお願いして、その分のお金を出してやっているということだと思う。で、どうもお聞きしていると、そういうのをまとめて、例えば1人か2人、ハーバードだったらもっとたくさんあるかもしれないけど、1人か2人、数人の競争的会計官みたいな者を多分大学に置いて、それに任せる。競争的資金機関側はそれをオーソライズする。おまえがハーバードにおるなら、その人間に権限をやるから、もちろん与えたお金の、科研費なら科研費の権限をやるから、その部分についてよしなにやってくれと。で、あとは責任を持つということなのかなという気もするのです。そうであれば、さっきもだれかが言っていたけれども、要するにそこの部分で何らかのオーソリゼーションの、そこの責任を持つ。単に団体だからという具合じゃなく、多分契約か何かの関係が出てくるはずなのです。それだけの金を任せるわけです。だから、多分これから調べていかれるのだと思うのですけど、その辺をぜひお願いしたいと思います。

我々は、もしこれが非常に意味があるとしたら、やらないかんかもしれません。ただ、私の今までの知っている限りにおいては、さっきもう一人の方がおっしゃったけども、出てこないのです。幾ら我々が何か問題がないか、何か問題がないかと言っても、全然出てこないのです。で、結局、唯一出てきたのが、さっき財務省に対して言った年度の繰り越しは認めてくれと。これも今は認められていないんですけど。例えば厚労科研費なんていうのはだめなのです。補助金でいっていて、年度でやるから、3月31日に契約して、そうして消耗品をまとめてどーんとかなんて今でもやって

います。こんなあほなことをできないのです。それで問題になるのは、アルバイトをずっと雇っているわけです。アルバイトの人がやっている。アルバイトをやっている人に対して、ネズミを飼って世話しているのですけど、1年ネズミを飼わないと死んでしまうわけです。ところが契約は3月31日と1日分しか出ないのです。これをどうしてくれるのかという話をしているわけです。

だから、そういうのを聞いているのですけど、それはさっきおっしゃったように多分厚生省の金を 別の独立法人に渡して、そこで契約すれば多分解決されるような気がするのです。そういったこと も含めて議論しているわけですけども、どうもうまくフェーズが合わないという感じがして。だから、 もう少し、丁寧に調べていただければ、我々の話につながっていくかなという気はしました。

【高橋】 貴重なコメントをありがとうございます。少し補足させて頂きますと、まさにおっしゃるとおり、実はこの図(PPT-36)にも書いたのですが、この仕組みをやろうとするときに一番の問題は大学側の意見集約のメカニズム構築だと思っています。つまり大学側から、おっしゃるとおり今、何も出てこないわけです。個々にはぱらぱら発言される方はいますけれど、例えば大学を法人化するときは大変な議論が巻き起こったわけですが、ああいう勢いの発言が、この競争的資金に関しては、この2月にガイドラインが出されて以降も大学側からほとんど発言が出ていないわけです。

これはご存じの方はご存じだと思いますけれども、大学の先生は今、全く発言できない状況にあります。なぜ発言できないかというのは、こういう場で言うのははばかられると思うのですけども、ご存じの方はご存じだと思います。だから日本の現在のこの状況は非常に不幸な状態にあると思います。本来一番発言しなければならない人たちがほとんど発言していない。これを何とかしなければいけないと思っております。行政、大学、ファンディングエージェンシーの3者が協力するにしても、一番の主役は大学であるべきだという点は全く同感でございます。

それからURA、お答えするかわりに1つのエピソードというか、これもまた聞いた話で申しわけないのですが、アメリカの某大学の医学部でやはり不祥事があったそうです。要するに国の競争的資金で雇ったポスドクが、企業からの委託研究をしていたということです。本来のファンディングのための研究をするのではなくて、企業からの委託研究をしていたということで、結構な騒ぎになったようなのですけれども、まず最初はその先生が悪いということで結構な問題になったようなのですが、結局最後は、途中省略しますが、URAが牢屋に入ったのだそうです。先生(研究者)は全くの無実だったそうです。URAというのはそういう位置づけにあるわけです。それほどの位置づけの人が、ただどこかで講習を受けただけという存在であるとは全く私も思いません。何らかのオーソライゼーションがなされていると思います(講演者追記:上記の例は、極めて稀な現象で、URA

が牢屋に入るなどと言うことも決して何度もあったことではないと認識している)。

【質問者】 やっぱり契約関係がありますね。

【高橋】 あると思います。

【質問者】 契約関係がないととても訴えられて、しかも裁判、牢屋にまで入らないですね。だから……。

【高橋】 そうだと思います。それからもう一つは、これは途中でお話ししたのですが、そもそもアメリカのファンディングというのは大学に与えられるものであって、研究者に与えられるものではないのです。これは具体的に表現するとどうなるかというと、A大学にいたA先生が、何らかの理由でB大学に異動したとします。日本の場合はほとんどの場合、A先生はB大学にファンディングのお金を持っていくと思うのです。しかし、アメリカでは大学が獲得したお金という意識がありますから、その大学は別の研究者を採用してでも研究を続行する傾向があるとのことです。いつもでは無いかもしれませんが、ここがまた大きな違いだと思います。

それから、もう一つは……。

【質問者】eガバメントの話は。

【高橋】 eガバメントの話については、確かに今日のご説明ではほとんど触れていないのですが、ファストレーンという仕組みがNSFにあって、その仕組みによって毎週のように大学へのお金の送金業務をやっているというお話しをしました。これは伝票を書いていたのではとても無理だと思います。それが実現しているのはまさに電子政府的仕組みの構築があって可能なのだと思います。そのことが、FDPのフェーズ1からフェーズ5までの一覧表(PPT-25)のところのフェーズ3のところに書いてあった「事務の電子化」の中味だと理解しています。今日のお話の中ではここについてはあまり触れなかったのですが、これは非常に大きかったのではないかと思っております。

今日は事務の電子化よりも、FDPの活動に関してはむしろ初期の段階の成果であるエクスパン デッドオーソリティーのところに重点を置いてお話ししましたので、事務の電子化の印象が薄かっ たのだと思います。事務の電子化に関して、現在、総合科学技術会議を中心にある一定のレベ ルのものをつくりつつあるということも知っておりますが、アメリカの仕組みは送金事務まで全部電子化されておりまして、1週間ごとの送金に対応できるというのはすごい仕組みだと私は思っております。そういったものもFDPの活動の中から出てきているというのは、率直に言って、アメリカ人ってすごいなと思ったわけでございます。

【質問者】 先ほど何度か名前が出てきましたが、CSTPの今村です。きょうはいろいろ参考になる話を聞かせていただきましてありがとうございます。

大分発言がおありになったので、いろいろお話ししたいことが増えたのでちょっと長くなりますが、まずきょうのお話は、全く私も同感な点が非常に多くありました。まず予算ですけれども、国の財政 状況を考えればそんなにこれから研究開発の予算が増えるとは思いませんから、いかに効率化し て成果を上げるかということをしっかり考えるのが重要かと思っています。

今日のお話で、いろんな仕組み自体がよくなってきたアメリカの例、よくなってきたということもあると思いますけれども、やはり20年間、こういう人たちが本気で取り組んできたということも大きなことじゃないかと思います。

その中で、こういう改革をおやりになるに当たっては、2つ重要なことがあると思います。1つはボトムアップです。きょうお話があったようなこと、ボトムアップでの活動がどういうふうに行われてきたかということがあるのではないかと思います。それとともに、ほんとうに物事を動かそうと思うとトップダウンの両方の動きが重要と思いまして、きょうのお話ではちょっとその辺がなかなか解明できていないのではないかと思いました。OSTP、ダイレクターの発言とか、どの辺のランクの人か知りませんが、日本で局長クラスぐらいの人だと思いますけれども……。

【高橋】 大臣です。

【質問者】 大臣ですか。

【会場から】 大統領顧問。直接に話ができる人です。

【質問者】 そうですか。大統領顧問とか、大臣なのですか。

【会場から】 うん、閣僚。

【質問者】 そうですか。じゃ、それなりのランクの人だと思いますけれども、OSTPとCSTPが同じような感じで言われていましたが、根本的に違うのは、OSTPは役所です。CSTPの事務局は内閣府の事務局ですけれども、トップに総理大臣がなっています。アメリカで言えば大統領ですから、直接意思決定ができるということがありますから、その辺は一番トップダウンとしてのあれを使ってもいいあれだと思いますから、そういう点ではCSTP等を使っていただくというのも1つのやり方と思います。

それから、eガバメントのお話が先ほどありましたけれども、今内閣府は文科省がつくっているシステムを指導する立場にありますので、そういう点からお話しさせていただきますが、不正がいろいろ起こってきたということで、今のシステムの重複チェック、先ほどお話のあったというのに焦点が当たっておりますけれども、もともとは最適化計画ということで、いろんな調査、研究の効率化を進めると、制度として全体の経費も削減し、研究効率の向上というのが本来的な目的としてあります。ですから、そういうことにも取り組んで今のシステムということになります。

長くなりましたけれども、最後ですが、こういう改革の取り組みを進めていくには何が重要かというのも今研究しておりまして、そういう中では、やはりリーダーとなる人が継続的にやる気を持ってやっていくことが非常に重要だということがあります。そういう中では、残念ながら役人というのは2年、3年のローテーションで変わっていくという場合が多くありますから、そういう点では、高橋先生のような方が長い年月をかけてしっかり取り組んでいかれるということが、ほんとうにこういう改革を実現していくのに必要なことと思っています。以上です。

【高橋】 コメントをありがとうございます。1つ1つ全くおっしゃるとおりだと思います。先ほども申し上げたとおり、アメリカの仕組みがそのまま日本に導入できる、まねできるとは私も全く思っておりません。いろいろなところの背景が違いますし、CSTPとOSTPも違いますし、ファンディングエージェンシーの位置づけも違いますし、会計制度も違いますし、まさに今おっしゃったように人事制度も違って、だから最後の図(PPT-36)も具体的に何か申し上げたくてもここまでしか言えないのです。これは抽象的なことで、何も具体的に表現していないではないかと言われたら全くそのとおりでして、だからここから先、具体的に表現しようとしても、さて、どうすればいいんだろうという状況です。まさにおっしゃるとおり、行政、大学、ファンディングエージェンシーの各3組織から誰か出てきて頂いても、2年ごとに変わっていたのでは20年間の活動なんてまずできませんし、そんな中で、例えば私1人だけがずっと継続してやったとしても日本全体を動かせるものでもありません。さて、ここから先、どうするのだろうということに関しては、むしろ皆様方と一緒に考えさせて頂ければ

と思っております。

【司会】 今日は本当にありがとうございました。

— 了 —

(講演者追記)

- 1. 米国のFDPの活動は、基本的に競争的資金にかかわるAdministrative Burden 即ち事務上の負荷を軽減し、研究者の研究時間を増やそうとしていることである。即ち、FDPの活動以前は、繰越、費目間流用、No Cost Extension, Pre-award Cost などいずれも可能ではあったが、事前に許可を受けなければならず、その手続きのために、研究者の事務的負担が大きかったのを、Expanded Authority によって大学側に判断権限を委譲し、さらに各種手続きも電子化して、事務を大幅に合理化したということである。
- 2. 翻って、現在の日本の状況は、例えば繰越に関して言えば、これまで出来なかったことが、「繰越明許」制度の導入により、可能にはなったが、煩雑な手続きが必要で、かつ、繰越とは言っても一旦国庫に返却し、繰り越した研究費は、7月ぐらいにならなければ使えない状況である。即ち、柔軟性を確保するために、Administrative Burden はむしろ増えている状況である。
- 3. 上記のように彼我の違いは、あまりに大きいが、一歩一歩、改善していく努力を、長年にわたって継続していくことこそが重要だと考えている。

PPT-29 4.

USDA

ONR

NSF

Ĭ

NASA

EPA

AMRMC DOE

ARO

AFOSR

FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix **April 2004**

Gene	General Requirements										
	Change in Scope					Prior approval required	val requir	pa			
	Absence or Change of PI					Prior approval required	oval requir	pa			
	Need for Additional Funding					Prior approval required	oval requir	pa.			
	Subaward of "significant part" of programmatic effort	æ	ď	œ	-	æ	œ	2	œ	ĸ	6
	Pre-award costs (90 days)					Prior approval waived	oval waiv	pa			
	Pre-award costs (more than 90 days)					Prior approval required	val requir	pa			
	Initial no-cost extension of up to 12 months (per competitive segment)	œ	œ	W	Μ	4	Μ	M	W	ď	5
	Subsequent no-cost extension or extention of more than 12 months					Prior approval required	val requir	pa			
	Carry-forward of unexpended balances to subsequent funding periods	W	W	W	W	W	9	7	W	M	W
Cost	Cost-related Requirements										
	Rebudgeting among budget categories	W	W	W	Μ	Μ	Μ	8	Μ	M	Μ
	Rebudgeting between direct and F&A costs	W	W	W	Μ	Μ	Μ	8	Μ	M	W
	Rebudgeting of funds allotted for training allowances (direct payment to	W	W	W	Α	W	Μ	6	œ	M	Α
	trainees) to other categories of expense.	:	:	:	:	:		,	:	:	:
	Equipment not in approved budget	Μ	œ	W	Μ	Μ	Μ	8	Μ	M	Μ
	Capital expenditures for improvement of equipment not in the approved					Prior approval waived	oval waiv	pa			
	Alterations and Renovations costing less than \$25,000	W	10	W	Μ	Μ	Μ	11	Μ	Μ	W
	Foreign Travel	W	ч	W	W	ч	Μ	M	W	M	W
	Inclusion of costs requiring prior approval in Cost Principles	W	W	W	Μ	W	Μ	12	W	M	Μ
	Faculty consulting compensation that exceeds base salary					Prior approval waived	oval waiv	pa			
	Restrictions on costs not explicitly unallowable under Cost Principles	none	none	none	13	none	none	14	15	none	16

R Prior approval required. "Prior approval" means prior written approval from the sponsor. Prior approval can take the form of the sponsor's acceptance of the proposal and/or proposal budget and subsequent incorporation into the award, or written approval of a separate request submitted by the recipient.

- W Prior approval requirement waived
- 1 Waived except when subaward would be more than 25% of the total dollars of the award
- 3 Waived except when subaward(s) would be more than 50% of the total dollars of the award; required for any subaward to federal agencies

2 Waived unless change in scope and except when subawardee is foreign

- 8 Uncommitted carryforward funds are to be included in the continuation proposal if they are "substantial."
- 5 Waived only for first-time requests for extensions of 12 months or less

4 Waived except for extensions that would result in a project period in excess of five years

- 7 Waived except when award indicates prior approval is required
- 8 Waived unless change in scope
- 9 Waived except for Kirschstein-NSRA grants
- 11 Waived for alterations and renovations costing up to \$300,000, unless change in scope 12 Waived, but costs not specifically covered in the Circulars are subject to NIHGPS.

10 Waived, but is required for A&R in excess of \$25K, even if the A&R is accomplished with institutional funds designated as cost sharing

- 13 Interest penalties for late payment are not allowable
- 14 Prior approval required for patient care costs if change in scope
- 16 Non-working meals and compensation for harm to persons or property are unallowable; also unallowable for awards made under statutory authority cited in Article 3 of the 15 Prior approval required to modify the amount of cost sharing reflected on Line M of the award budget.

	FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix April 2004	Appro	oval a	ind Other April 2004	ner Re 004	quire	ments	Matri	×		
		AFOSR	ARO	AMRMC	DOE	EPA	NASA	Ħ	NSF	ONR	USDA
Cost	Cost-related Requirements (cont.)										
	Inclusion of unrecovered F&A costs as cost sharing					Perm	Permitted				
	Transfer of funds between construction and non-construction				۵.	Prior approval required	val require	pa			
	Use of program income earned during the project period			Funds	added to	the amou	nt availab	Funds added to the amount available for the project	project		
	Use of program income earned after the project period			Z	lo obligat	ion to the	federal go	No obligation to the federal government			
Prop	Property-related requirements										
	Title to supplies with value of more than \$5,000 at the end of a project	œ	æ	œ	W	W	W	W	W	œ	W
	Acquire real property				-	Prior approval required	val require	Pa .			
	Encumber real property acquired with federal funds				4	Prior approval required	val require	Pa			
	Use real property acquired with federal funds for other non-federal projects rather than compensating the federal government for its fair				۵.	Prior approval required	val require	pa			
	Encumber equipment acquired with federal funds				۵	Prior approval required	val require	Pa			
	Trade in equipment purchased with project funds to buy replacement					Perm	Permitted				
	Own equipment upon acquisition without conditions or without obligation										
	to the sponsor at termination of project					Perm	Permitted				
	Funding agencies' rights in data					Not w	Not waived				
	Use of valuation methods other than the lesser of book value or fair					Parm	Permitted				
	market value for contributed capital assets										
	Procurement requirements associated with the simplified acquisition	Wherev	er FDP	Wherever FDP Terms and Conditions incorporate A-110 provisions referring to the "Small	Conditio	ns incorpo	orate A-11	10 provisio	ins referri	ng to the	Small
	threshold	Ą	urchase	Purchase Threshold," the term "Simplified Acquisition Threshold" is substituted	" the term	"Simplifie	ed Acquisi	ition Thres	s si "blodi	ubstituted	
	Equipment threshold	Even if in	stitutions	Even if institutions establish a threshold for equipment lower than \$5,000, the FDP provisions relating to equipment apply only to those items costing \$5,000 or more.	a thresho nent appl	old for equ	uipment lo those iterr	ower than ns costing	\$5,000, th \$5,000 oo	he FDP pr r more.	ovisions
Proje	Project Management Requirements										
	Monthly submission of Cash Transaction Reports when advances					Not so	Not required				
	exceed \$1 million/year					101	dalled				
	Up-front specification of interrelationship among projects					Not re	Not required				
	Publication acknowledgment and disclaimers					Req	Required				
	Additional requirements for use of human subjects beyond those imposed by federal law	none	none	17	none	none	none	none	none	none	none
	Additional requirements for use of anatomical substances beyond those imposed by federal law	none	none	17	none	none	none	none	none	none	none
	Use of sponsor budget forms for budget revisions	18	18	18	18	18	18	19	20	18	18
	Use of electronic records to meet record retention requirements					Perm	Permitted				

¹⁷ Army Surgeon General approval also required
18 Not required, but budget should be in same general format as original
19 Not required for SNAP awards; but others use "Next Period Budget" form page from PHS2590.
20 Must be submitted electronically via the NSF FastLane system at https://www.fastlane.nsf.gov

研究費会計制度の 日米比較

於:内閣府・総合科学技術会議・研究資金WG 3月7日 文部科学省・大型放射光施設利用推進室 3月20日 科学技術振興機構 プログラム調整室 4月3日 文部科学省・科学技術政策研究所 4月12日 科学技術振興機構 川口本部 4月13日

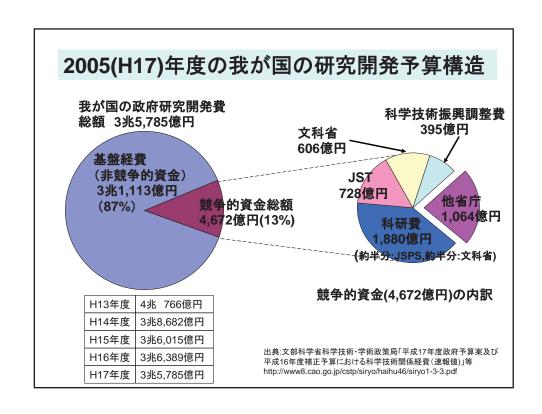
> (独)科学技術振興機構 高橋 宏 堰喜八郎

目 次

- 1. 研究費の種類、競争的研究費の種類
 - (種類によって会計上の仕組みは異なるはず)
- 2. 競争的(研究)資金会計の日米比較
- 3. 日米の国家会計制度比較
- 4. 会計制度の影響をうけるファンディングの仕組み
 - ・採択審査にかける時間 ⇒ 審査の質
 - •年複数回公募設定の利便性

研究費の効率最大化こそが重要

- ▶本講演は競争的(研究)資金を対象とする
- ▶競争的資金は「審査」があるために下期にならなければ使えない。それが、研究の主要資金になっている。
- ▶競争的資金には種類があり、種類によって扱いが異なる。
- ▶不正対策と使用効率最大化の両立を図ることが重要。
- ▶本講演は、使用効率の最大化がテーマ。



H17年度競争的資金37制度の予算の種類分類

H17年度競	争的資金一覧			
省庁名	担当機関	制度名	予算(百万円)	予算の種類
	本府	食品健康影響評価技術研究に必要な経費	123	
内閣府	本府	沖縄産学官共同研究の推進	401	補助金
		小計	524	
	(独)情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進制度		運営費交付金
	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	3,181	委託費
総務省	(独)情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援		運営費交付金
	消防庁	消防防災科学技術研究開発制度	370	委託費
	(独)情報通信研究機構	情報通信分野における基礎研究推進制度		運営費交付金
		小計	14,697	
	本省 (独)日本学術振興会	科学研究費補助金	188,000	補助金
	(独)科学技術新興機構	戦略的創造研究推進事業	47,595	運営費交付金
	内閣府·本省·JST	科学技術振興調整費	39,500	
	本省	21世紀COEプログラム	38,171	補助金
	本省・JST	原子カシステム研究開発委託費		委託費
	(独)科学技術新興機構	独創的シーズ展開事業	9,674	運営費交付金
文部科学省	本省·JST	キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会の ニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT)	7,874	委託費
	(独)科学技術新興機構	重点地域研究開発推進事業	4,980	運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	地域結集型共同研究事業	4,775	運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	先端計測分析技術·機器開発		運営費交付金
	(独)科学技術新興機構	革新技術開発研究事業		運営費交付金
	本省	独創的革新技術開発研究提案公募制度	1,318	補助金
	本省	地球観測システム構築推進プラン		委託費
	本省	大学発ベンチャー創出支援制度		補助金
		小計	360,964	

H17年度競争的資金37制度の予算の種類分類

続き

	本省	厚生労働科学研究費補助金		38,187	補助金
厚生労働省	(独)医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業			運営費交付金
			小計	40,411	
	(独)農業·生物系特定産業 技術研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業			運営費交付金
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業		3,846	委託費
	(独)農業·生物系特定産業 技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業		2,670	運営費交付金
	本省	農林水産・食品分野における民間研究助成			補助金
			小計	12,404	
	本省	地域新生コンソーシアム研究開発事業		13,720	委託費
	(独)新エネルギー・産業技術 総合開発機構	産業技術研究助成事業		6,164	運営費交付金
経済産業省	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業		4,659	運営費交付金
	(独)新エネルギー・産業技術 総合開発機構	大学発事業創出実用化研究開発事業		3,162	運営費交付金
	本省	革新的実用原子力技術開発事業		2,183	補助金
			小計	29,888	
国土交通省	(独)鉄道建設·運輸施設整備 支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度		444	委託費
	本省	建設技術研究開発助成制度		350	補助金
			小計	794	
		地球環境研究総合推進費		3,015	委託費
	本省	地球温暖化対策技術開発事業			補助金
環境省	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金			補助金
	本省	環境技術開発等推進費			委託費
			小計	7,656	
	合計			467,338	

我が国の予算の種類別競争的資金の分類

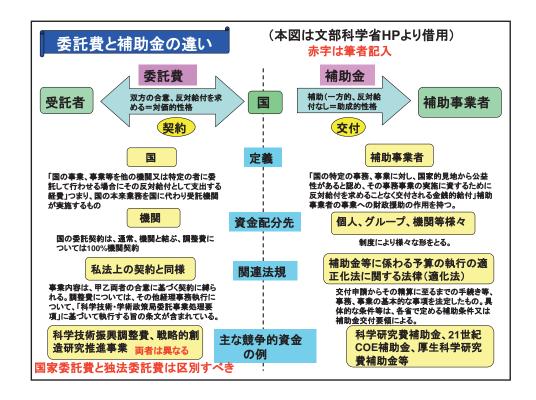
平成17年度において我が国は37制度の競争的研究資金プログラムがあるが、それらは、予算の種類によって3分類できる。予算の種類によって法的枠組みが異なり、「繰越」「期間延長」「費目間流用」等の扱いも異なる。

下記3種類の違いを認識している研究者は殆んどいない。

- (1)補助金:「補助金適正化法」により規定される国庫資金:科研費がその代表。科研費の約半分はJSPSによりマネジメントされているが、お金は国庫資金。
- (2)委託費:民法に基づく委託契約概念が適用される国庫資金(一部の委託費は 「補助金適正化法」の対象予算となっている)。科学技術振興調整費が 代表。ビジネス委託契約をお手本としており、研究費としては使いづらい 米国は、「ビジネス委託契約」と「R&D委託契約」を法的に区別 しているとの話があり、是非詳しく調べたい
- (3) 運営費交付金:独立行政法人に交付され国庫から離れる。理論的には民間資金的要素を持つ。JSTの戦略的創造事業予算が代表。JSTはこの予算を「委託契約」により研究者に提供するので「委託費」と呼ばれることがあるが、「(2)の委託費」とは異なる。

今後「独法委託費」と「国家委託費」を区別することを提案したい

#助金 2,734億円 59% #加金 2,734億円 23% 委託契約(独法委託費) (国家委託費と区別すべき)

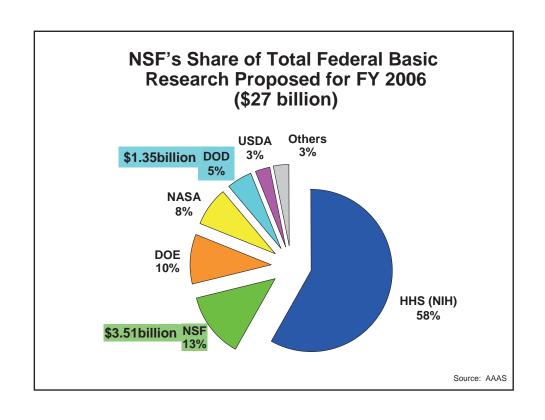


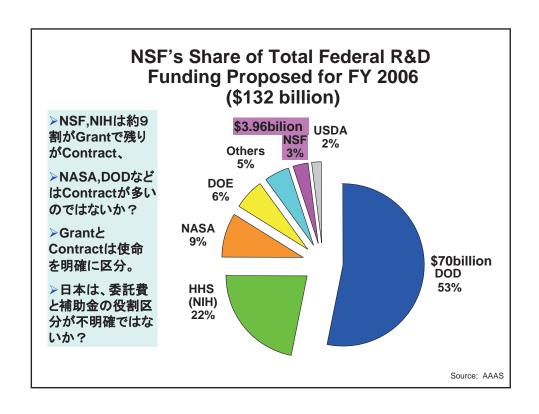
米国の競争的資金(ファンド)には3種類がある

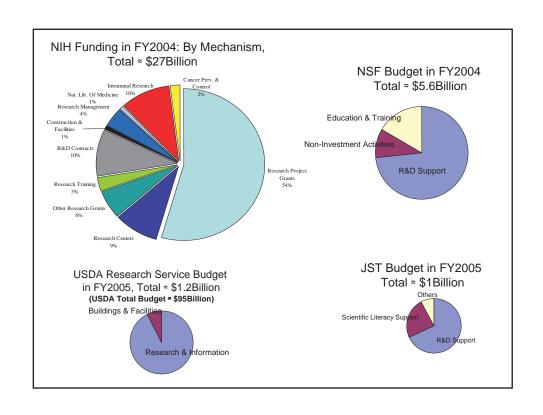
- ★Grants:ボトムアップ研究:基礎研究(日本の科研費:補助金研究に相当)
 - · an "assistance mechanism"
 - ·who initiates the research? Investigator-initiated vs.

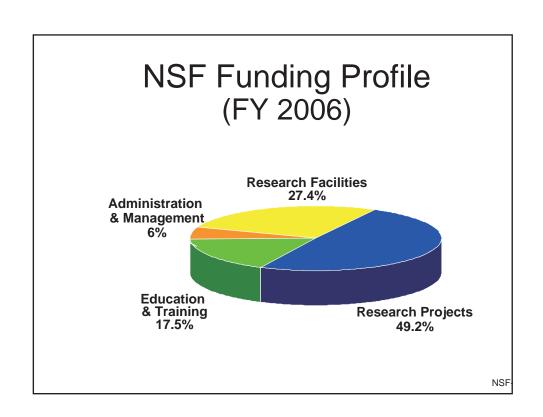
Institute-initiated

- ★Cooperative Agreements:FAと研究者との共同研究
 - · substantial FA staff involvement
 - ·often FA initiated
 - grantee primary responsibility for research
- ★Contracts:目的達成型研究(日本の委託費研究に相当)
 - "service" for the government
 - program official monitors product delivery and quality
- ★上記ファンドの種類によって会計上の扱いが異なる可能性あり
 本講演の米国の情況はGrantに関するもの。NSF、NIHのファンドの8~9割は
 Grant。但し、DOD、DOEなどの競争的資金はContractの可能性あり
- ★米国は「R&D Contract」と「Business Contract」で法的枠組みが異なるとの話があり、是非確認したい









本講演の留意点

- ▶競争的資金は種類によってまた制度によって情況が異なる
- ▶日本の情況:モデル化した平均的情況
- ▶米国の情況: Grantに関するものである
- ▶米国は、高価な研究設備は、通常のGrantには含めず、研究 設備のみのファンディングプログラムがあり、研究設備は機関 が申請し共通設備にする場合が多い。
 - 一方、我が国は、通常のファンディングプログラムに設備を含める場合が多い。
 - この相違は、「費目間流用」や異なるプログラム間での「予算の 合算」の議論など、制度比較の議論において留意すべき重要 な要素である。



年度について

- ▶暦年(Calendar year)に対し、会計年度(Fiscal year)、学校年度(School year=Academic year)、Award year(研究年度あるいは競争的資金支給年度)がある。
- ▶ Award year は米国において、Grant(補助金)支給が開始された時からの1年間を呼び、Grant支給開始※は、Fiscal yearともCalendar year とも無関係に設定される。即ち、Award yearは会計年度を跨いで設定され、Grantは Award year で管理される。
- ▶なお、我が国は、Award year は会計年度(4月~3月)と一致させているとも言えるし、我が国にAward year の概念は無いともいえる。

※ Awardee(採択課題研究者)はGrant支給開始(研究開始)時期を、POと相談し、採択決定から数ヶ月先に延ばすことができる。

学校年度(School year)と会計年度(Fiscal year)

于权中及(School year)(云前中及(Fiscal year)						
学校	年度(School year)	会	計年度(Fiscal year)			
4月~3月	日本、インドネシア、ペルー、	4月~3月	日本、英国、カナダ、インド、 パキスタン、デンマーク、シン ガポール、			
9月~8月	米国、英国、仏、独、カナダ、 中国、イタリア、オランダ、香 港、台湾、サウジアラビア、	10月~9月	米国、ミャンマー、ハイチ、			
1月~12月	シンガポール	1月~12月	独、仏、イタリア、中国、韓国、 台湾、オランダ、ベルギー、 スイス、インドネシア、ペルー、 ロシア、タイ			
3月~2月	韓国、アルゼンチン、アフガ ニスタン、	7月~6月	オーストラリア、ノルウェー、 スウェーデン、ギリシャ、フィ リピン、パキスタン、			
4月1日	学校 会計 会計 Award year (競争 交年度と会計年度が一致す	年度 中的資金支給	3日31日			

米国と日本の競争的資金における 「繰越:Carry over」概念の相違

▶日本の「繰越」

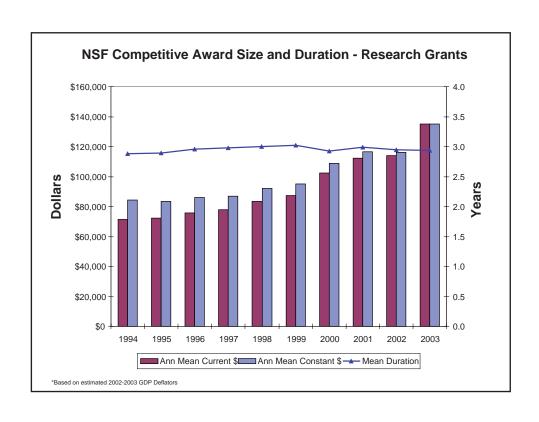
会計年度を跨いでの「繰越」であり、国家の会計原則に関わる問題、即ち日本の「繰越」は単年度会計という国家原則に対する例外規定。かつ、日本は「会計年度」と「Award year」を一致させている。

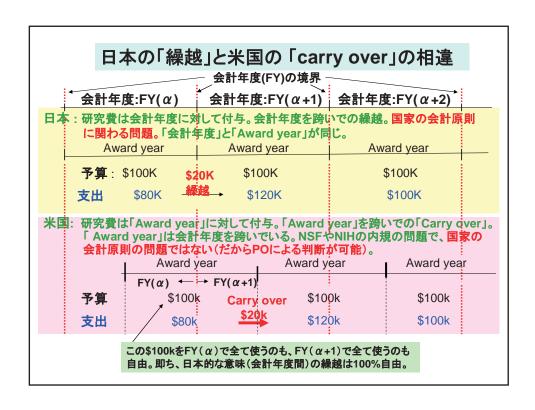
▶米国の「Carry over[※]:繰越」

NSFやNIHが定める「Award year」を跨いでの「Carry over =繰越」であり、NSFやNIHの内規(管理規定)の問題。だからPOが判断できる。

Award year 自体が会計年度を跨いでおり、多年度会計国家である米国において会計年度を跨いでの予算執行は何の問題もない(国家原則に対する例外ではない)。

※ NIHではCarry forward と呼ぶ

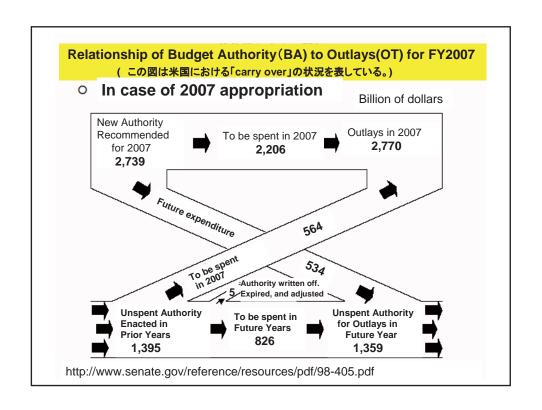




米国の多年度会計予算の仕組(実に難しい!) (予算権限と現金を別々に管理している点がポイント) FY • (X+2) FY(Fiscal year) · X FY•(X+1) FY • (X+3) Q1 Q2 Q3 Q4 Q2 Q3 Q4 Q1 Q2 Q3 Q1 Q2 Q3 Q4 Appropriation · X Appropriation - X+1 Appropriation - X+2 Appropriation - X+3 BA-A = a1BA-B = b1 BA-C = c1 b2 b3 BA-D = d1d2 BA-(A+B+C)がFA・X BA-E = e1e2 е3 **O**Appropriation BA-F = f2 (a1+b1+c1)がFA・Xの BA·G g1 Outlays 米国の連邦政府予算は、複数年度にまたがる事業に対し、事業期間と事業予算を定め法律として制定、これを"Appropriation(歳出予算法)"と呼ぶ。Appropriationは毎年制定され、年度末までの執行終了が求められるが、「執行」とは個々の事業にBudget Authority (BA=予算権限)を付与することでこれをObligate (用途確定)と表現する。上図において、BA-(A+B+C)がX年度のAppropriationである。一年毎の現金支出はOutlay (OT)と呼ぶ。BAは予算権限概念であり、OTは現金管理概念、BAとOTが米国予算の管理運営の2大概念である。(BA & OT are two major animals to run budget in USA.):NIHの会計担当の言葉 小文字(a1、b1、など)を夫々のBAのOutlayと呼ぶが、(a1+b1+c1)をX年度のOutlaysと呼ぶ ようである。 BAは日本の「国庫債務負担行為=マル債」に類似。但し、「マル債」の個々の年度予算は単年 度会計予算で繰越できない。一方、BA-A=a1+a2+a3であり、a1,a2,a3は合計(BA-A)が変わらなければ自由に設定できる、即ち繰越自由。 「年」を「四半期」と呼び換えれば、日本の年間予算の四半期管理に似ていると言えなくもない。



- ▶1年毎の現金(Cash)管理は"Outlay(OT)"として管理される
- ▶NSFは会計年度毎にAppropriation(歳出予算)を設定し、その「歳出予算」を年度末までに"Finish"しなければならない。"Finish"するとは、研究者に予算権限(Budget Authority:BA)を"Obligate"すればよく、現金(Cash)を使い切ることではない。
 Appropriationとは「権限概念」であり「現金(Cash)概念」ではない
- ▶上図のMulti year award の3年分のBA(予算権限)が初年度のAppropriationから Obligateされる
- ▶こうしたことがNSFで可能なのは、NSFの予算が連邦政府の多年度予算の枠組みの中で管理されていること、またBA(予算権限)という概念があり、「権限」と「現金」を別けて管理しているからである。 BA & OT are two animals to run USA budget.



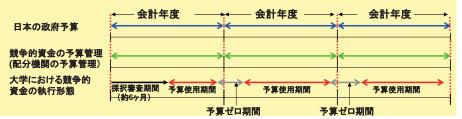
米国の会計年度は州によって異なる

連邦政府の会計年度は10月-9月であるが、州政府の会計年度は46州が7月-6月でありアラバマ州・ミシガン州10月-9月、ニューヨーク州が4月-3月、テキサス州は9月-10月である。

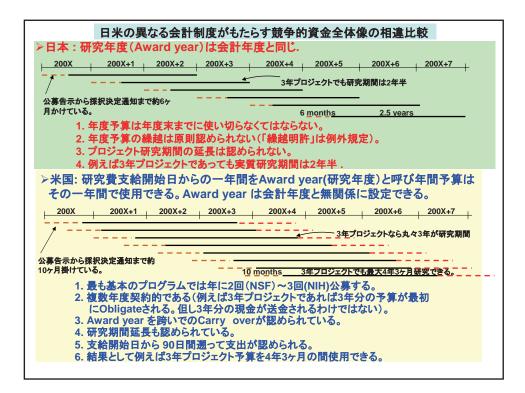
また会計年度の期間が1年の単年度予算を採用している州は30州、2年度予算を採用している州は20州である。

連邦の会計年度は10月から翌年9月までで年度期間は1年である(注:予算は多年度予算)。

単年度会計制度における日本の競争的研究予算管理



- ▶日本は先進国で唯一単年度会計を国家会計として採用している国である(確認要) かつ日本の学校年度も会計年度と同じ4月~3月である。日本の単年度会計の定 義は『その年の支出はその年の収入で賄わなければならない』ということである
- ▶日本の予算は毎年国会で承認されて執行が可能となり、通常の予算は年度始め (4月)からの執行が可能。しかし競争的資金は採択審査が必要。採択審査に約6ヶ 月掛ければ研究者に予算が支給されるのは年度後半になる。米国は採択審査に約 10ヶ月掛けている。競争的資金の単年度会計は、「繰越」「延長」などが原則禁止、 かつ、採択審査期間を短くし、審査の質の低下をもたらしている可能性はないか
- ▶日本は単年度会計であり、次年度以降の予算を保証することは出来ない。そのため、複数年の研究プロジェクトであっても、予算は一年毎に設定される。このため、複数年プロジェクトであっても手続き上、会計年度の始めには予算ゼロの期間が数ヶ月発生する



「繰越」の議論と、用途確定未使用金と用途不定未使用金の区別

年度末の「残高」に関し、「余った予算」と言う表現は不適切 また、「繰越」だけ主張するのも不適切、「前倒し」も主張すべき

- ▶未使用金(unspent money)は2種類ある。
 - { 用途確定未使用金(obligated unspent money)

用途不定未使用金(unobligated unspent money)

- ▶NSFでは、obligated unspent moneyはcarry over 可能だが、 unobligated unspent money は国家(NSFではない)に返納する。
- ▶年度末のobligated unspent moneyは計画の遅れ、計画変更、あるいは状況変化により発生
- ➤unobligated unspent moneyの典型例は利息
- ▶競争的研究資金は、「採択審査」のプロセス(日本約6ヶ月、米国約10ヶ月)があるため、資金提供が半年以上遅くなる。1年目の予算を下期に渡されて、3月末までに使いきること自体に無理があり、これを「余った予算」と表現するのは不適切。「未使用金」であり「余った予算」ではない。
- 米国は、研究(Award year)開始を採択決定から数ヶ月遅らすことが可能。
- ➤研究者への資金提供を早めるため、CSTPは審査を早めるべしとの「勧告」 を出したが、これが審査期間の短縮、審査の質の低下を招いていないか。

各国におけるFunding制度比較

(下記の情報は確認する必要があるが、それほど不正確なものではないと思われる。)

	日本	米国	英国	ドイツ	カナダ	豪州
Reviewerが審査 する応募書類の数	数十~ 百数十	10以下	10以下	10以下	約 30	10-20
繰越は可能か	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
年間の公募回数	殆んどの制度(プログラム)は 年に 1回、2年に 1回は無い。	年に1回、 プログラム による	∽2年に1			年に4回〜 2年に1回、 プログラム による ★

★ 確認が必要

コメント:他国は、大型プロジェクトはプログラム設計にも審査にも十分時間を掛けて 2年に1回募集採択しているのに対し、日本は毎年募集採択することでプロ グラムの設計と審査の質に不十分な面が出ている可能性は無いであろうか。 これも単年度会計が影響しているのであろうか。

改善案1. 国家委託費と独法委託費の区分の明確化と 独法のR&D委託契約規定する規則の制定

委託費には、国が直接予算執行するものと、独法が運営費交付金を委託契約で執行するものと二つある。これを「国家委託費」と「独法委託費」と区別すべき。

国家委託費:国が直接予算執行するもので単年度会計の枠組みから逃れられない。

独法委託費:運営費交付金は理論的には国家会計の枠組みから外れている ものである。現行規則を部分的に改善することで、米国に近いこ とができるのではないか。

- 1. Obligateすることで予算執行済みという概念は取り入れられないか。
- 2. 米国は「ビジネス委託契約」と「R&D委託契約」を異なる法律で 規定しているとの話を聞いている。米国の「R&D委託契約」を 規定している法律を捜し出したい。見つかったらそれを参考に 我が国にも類似の法令を制定すべく関係者に働きかけたい。
- 3. 独法中期計画はなんとかならないか

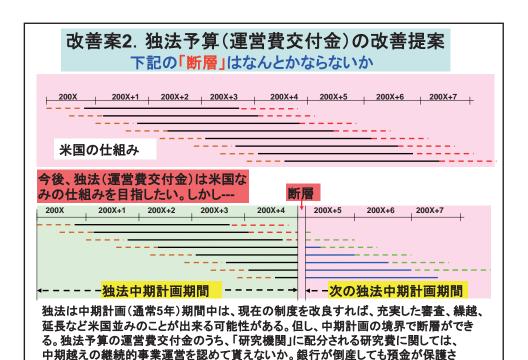
研究費の特殊性

- ➤研究は未知の探求であり、その進捗を予測することは極めて困難。予 定以上に研究費が必要になることもあれば、研究費を支出せず、考察に 没頭すべき時期もある。即ち、予算を繰り越したいときもあれば、前倒しで 使いたいときもある。 これは研究者のわがままであろうか?
- >個々の課題には、繰越、前倒しを認めても、制度(プログラム)あるいは 資金配分機関は、多くの課題の土が平均化されて、年度末に土ほぼゼロ にする仕組みは、コンピューターシステムの発達した今日、技術的には可 能ではないか。独立行政法人(運営費交付金)はこれが出来るのではな いか。
- ▶米国は、多年度会計国家であり、年度末に±ゼロにする必要はないが、 Funding Agencyから大学(Awardees)へは四半期ごとなど、かなりこ まめに送金しているらしい(要確認)。(日本は多分、年に一回の送金が 多いのではないか)。
- ▶米国のFunding Agency の送金マネジメントとキャッシュフローマネジメント、及びそのコンピューターシステムを今後調べたい。

JST戦略創造プログラムの研究期間設定と予算執行形態 (研究期間3年、全予算300単位を仮定した場合の実施形態) 5年目 会計年度 初年度 2年目 3年目 <u>4年目</u> 最終年度 研究期間 塞杏期間 5% 5% 5% この期間は実質的に 繰越 繰越 繰越 No Cost Extension 期間となっている。 予算給付 50 → 4 -100 **←**50→ この50の予算は 建前は半年分の 予算だが実際は 年間を通して使 繰越は5%以上でも相談にのる。計画変 更手続きにより、次年度予算の繰上げ執 行も可能。

JSTの戦略創造プログラムは、ERATO、CREST、さきがけ、などプログラムによって研究期間、予算規模が異なるが、煩雑さを避けるため3年間で予算300単位と仮定。また、「直接執行」「全面委託」によってマネジメントは異なるが、この図の議論では、両者ともにほとんど相違はない。

- 1. 初年度の研究開始は、下期からであり、研究終了は最終年度の期末である。実質3年半の研究期間を認め、設定している。
- 2. 初年度、及び最終年度の予算給付は半年分である。上記の50,100,100,50という予算配分はモデル化したもので、実際の配分は研究者の希望により柔軟に設定している。
- 3. 各年度末に年間予算の5%までの繰越を認め5%以上であっても相談に応じる。
- 4. 最終年度(4年目)は仮に前年度(3年目)から10%の繰越があったとしても予算60単位で1年間の研究をすることになる。これは、NSFの"No Cost Extension"と類似のことをしているとも言える。なお、NSFでも"No Cost Extension"は原則として年間予算の20%まで(POの了解あればそれ以上も可)。



改善案3. 補助金、国家委託費など国が直接執行 する予算の改善

れるように、独法がつぶれても研究費は継続的に支給することを保証できないか。

国家予算が議会で認められてから、採択審査を経て執行する競争的研究資金や競争入札を経て予算執行するものに関しては、新たな法律を制定する必要があるのではないか。

- 1. Obligate したら予算執行済みとみなす概念の導入
- 2. 出来れば単年度会計の枠組みから解放する立法措置は出来ないか。この時、採択審査、競争入札などにおいて十分な設計・審査が実施できるようにするという論理は理解して貰えるのではないか。「繰越問題」がとかく注目されるが、単年度会計のもたらす競争的資金の「不十分な審査期間」も極めて重要な問題である。
- 3. 欧米は高額の設備購入費を個人研究者を対象とする ファンディングプログラムには含めず高額設備専用の ファンディングプログラムがある。参考にならないか。

まとめ

- ▶米国は、「繰越」「延長」は日本より格段に自由であるが、個々の支出(伝票処理)に関しては、大学の事務部門がしっかり管理しており、日本より厳しい。仮に研究者が不正をしても事務部門が発見し、伝票を差し戻すので大学の外に対しては不正を未然に防いだことになる。
- ▶大学の会計は、市中の会計事務所が監査をし、NSF、NIHは 抜き取り監査であり、日本のように競争的資金配分機関や会計 検査院が直接、監査や額の確定をする仕組みはない。
- ▶但し、米国には日本の10倍の会計士がいるとのことで、直ちに日本が真似の出来ることではない。
- ▶いずれにしろ、日本の大学の事務部門の競争的資金マネジメント機能の充実は不可欠である。

以下参考資料

我が国PO制度の考察とPO育成制度、Rotator 制度導入の提案

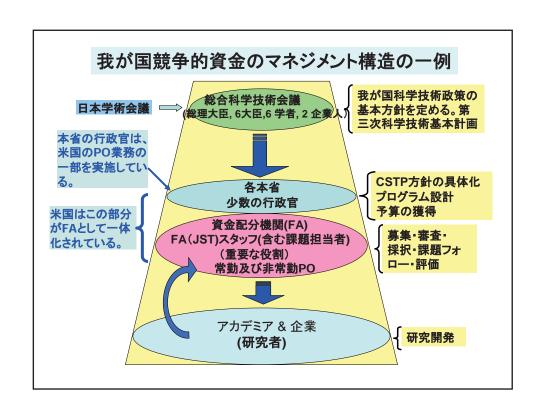
- ▶我が国のPO制度が総合科学技術会議で議論されてから5年が経過する。これまでは試行錯誤の段階であった。
- ▶過去5年間の経験により、現在の仕組みの優れた 点、改善すべき点、など見えてきたのではないか。
- ▶我が国の研究開発体制を真に効率的なものとし、 科学技術による国家発展のために、今後を見据え た本格的制度の構築を目指すべき時ではないか。

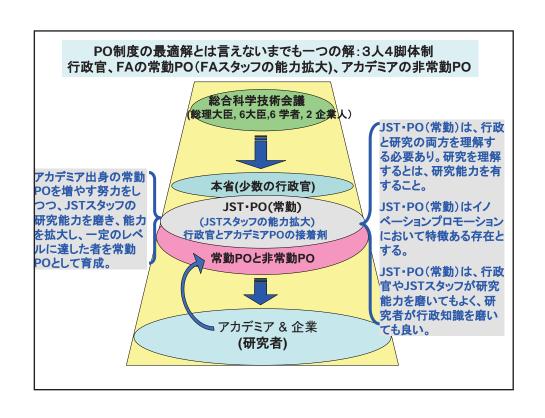
NSF Personnel(FY2004)

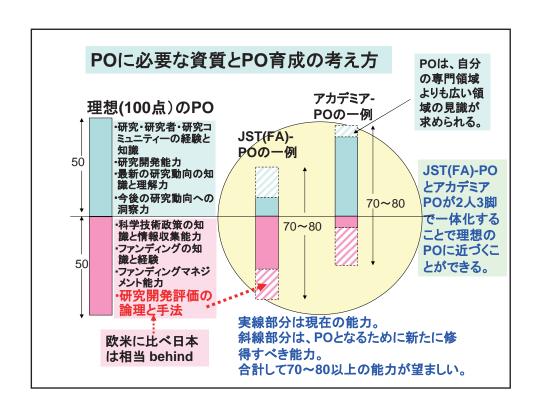
Employment Type (雇用形態)	Permanent (終身雇用) Full time	雇用) ←(Rotators		manent(非終身雇用) ← 非常勤 → Part time		Operational Category Total	Contractors
Operational Category	(常勤)	VSEE 1~2年	IPA 2~3年	Intermittent (間歇勤務)	Temporary (off site)	業務分類別 合計	
Scientists & Engineers (PD•PO)	371 常勤	34 J (548	143 (人)	65 非常勤(*	87 152人)	700	0
Program Support	249	0	0	0	33	282	0
Business Operations	484	0	0	0	11	495	0
Commercial Operations	0	0	0	0	0	0	200 (on site)
Employment Type Total (雇用形態別合計)	1,104	34	143	65	131	1,477	200

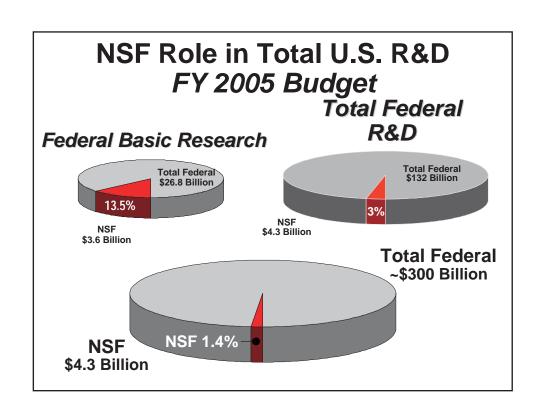
VSEE:Visiting Scientist, Engineers, Educators(給与NSF負担) IPA: Intergovernmental Personnel Act(給与NSFから母体へ送金)

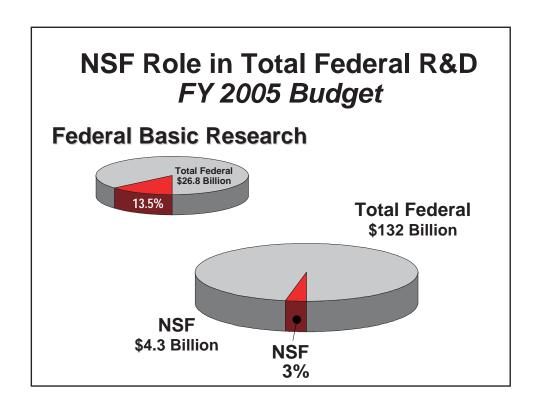
総合科技会資料:POの数 NSF:約400(548)人、NIH:約1100人、DARPA:約140人



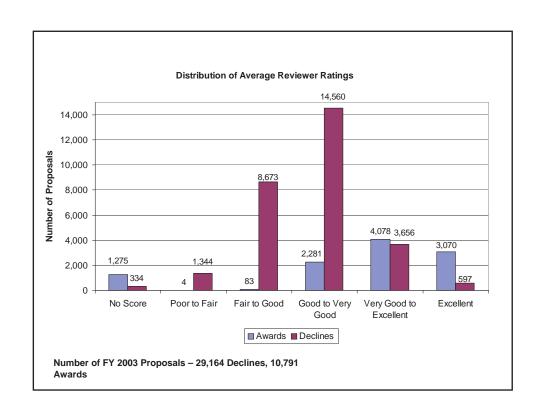


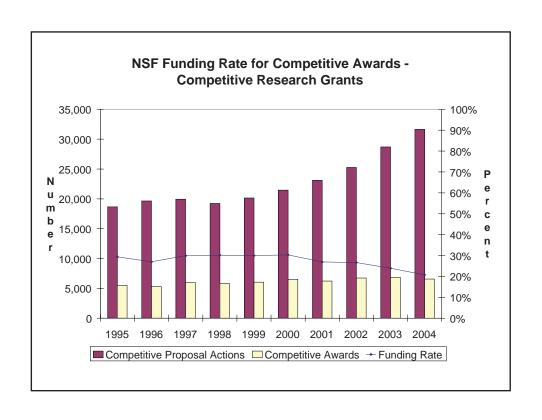


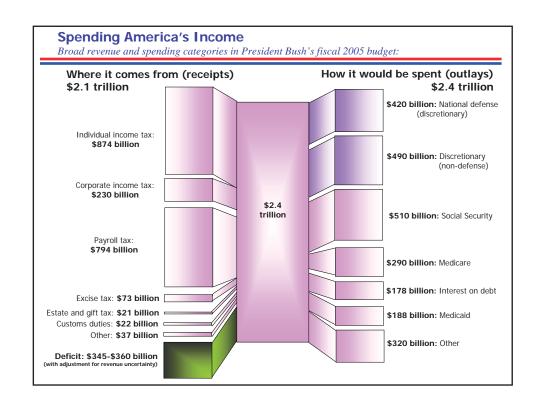




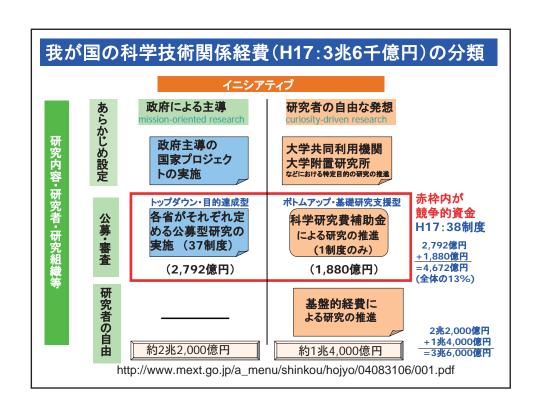
NSF FY 200	6 Requ	est by	Accou	unt
(Dol	lars in M	lillions)		
•	FY 2005 Current		Amount	
	Current	Request	Change	Change
Research & Related Activities	\$4,220.55	\$4,333.49	\$112.94	2.7%
Major Research Equipment & Facilities Construction	173.65	250.01	76.36	44.0%
Education & Human Resources	841.42	737	-104.42	-12.4%
Salaries & Expenses	223.20	269.00	45.8	20.5%
National Science Board	3.97	4	0.03	0.8%
Office of Inspector General	10.03	11.5	1.47	14.7%
Total, NSF	\$5,472.82	\$5,605.00	\$132.18	2.4%







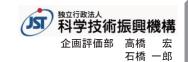
NSF Recent Trends - FY 2000 to FY								
2004								
	FY00	FY01	FY02	FY03	FY04	from FY00 to FY04		
Budget Obligations (Millions of Dollars)	\$3,948	\$4,532	\$4,774	\$5,369	\$5,656	43%		
Admin & Mgmt	\$189	\$214	\$231	\$251	\$291	54%		
# of Employees	1,200	1,220	1,242	1,244	1,301	8%		
# of Competitive Proposals	29,508	31,942	35,164	40,075	43,759	48%		
# of Competitive Awards	9,850	9,925	10,406	10,844	10,380	5%		
Aver. Annual Res. Grant Size	\$105,800	\$113,601	\$115,666	\$135,609	\$139,000	31%		
Aver. Research Grant Duration (years)	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	4%		



平成19年10月23日 科学技術政策研究所 所 内 講 演 会

研究費会計制度の日米比較(続編)

柔軟な研究費会計制度を可能にしている米国の予算制度と その実現を達成してきた米国の取組



本日のプログラム

- ①柔軟な研究費会計制度を可能にしている米国 の予算制度(支出負担確定主義予算とNSFのFunding)
 - ···石橋一郎(科学技術振興機構企画評価部主査(予算担当))
- ②柔軟な研究費会計制度を実現してきた米国の 取組(URAとFDPの取組)
 - ···高橋 宏(科学技術振興機構企画評価部主監(PD))

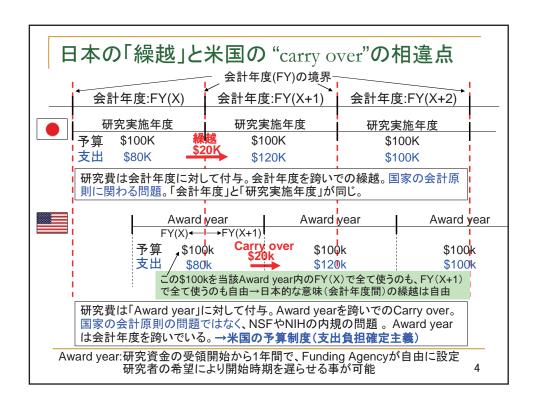
今回の講演の背景

- 前回(4月)の講演では米国の競争的資金の柔軟性について紹介
- →米国の会計制度など、競争的研究資金の柔軟性を可能 としているメカニズムについて明らかになっていない部 分があった
- 平成19年6月4日~8日に以下の各所を訪問し調査
 - □ 大学2カ所(シカゴ大学(私立)、メリーランド大学(州立))
 - □ Funding Agency 2カ所(NSF,NIH)
- 上記調査により明らかになった米国会計制度と柔軟な研究費会計制度を実現してきた米国の仕組みを紹介

2

前回(平成19年4月)の講演の概要

- 研究費の種類、競争的研究費の種類
 - □ 研究開発費の規模の違い
 - 日本の研究費(補助金と委託費)と米国のファンド(Grant, Cooperative Agreement, Contract)
- 競争的(研究)資金会計の日米比較
 - □ 日本の「繰越」と米国の"Carry over"
- 日米の国家会計制度比較
 - □ 単年度会計と多年度会計(米国の予算の仕組み)
- 会計制度の影響を受けるファンディングの仕組み
 - □ 米国におけるAward yearの設定と効率的な研究費の執行



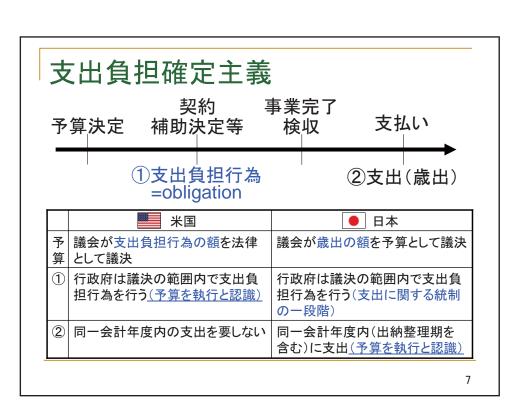
競争的資金の柔軟性を支えている米国 の予算制度

◎支出負担確定主義

- →裁量的経費に係る歳出予算法(appropriation) は支出負担行為(obligation)の額を定める
- →支出負担行為により予算執行済となり、支出 負担行為の同一年度内に支出を行う必要はな い
- 年限による3つの予算区分(one-year, multiple-year, no-year)
 - →支出負担行為を行う権限を与える期間(年度)による区分

支出負担行為とは 契約 事業完了 予算決定 補助決定等 支払い ①支出負担行為
=obligation ②支出(歳出)

- 支出負担行為とは、「国の支出の原因となる契約 その他の行為をいう」(財政法第34条の2第1項)
- 昭和24年に財政法及び会計法の一部を改正し導入された米国のobligation制度に倣ったもの
- →日本の「支出負担行為」と米国の"obligation"は ほぼ同一概念



年限による3つの予算区分

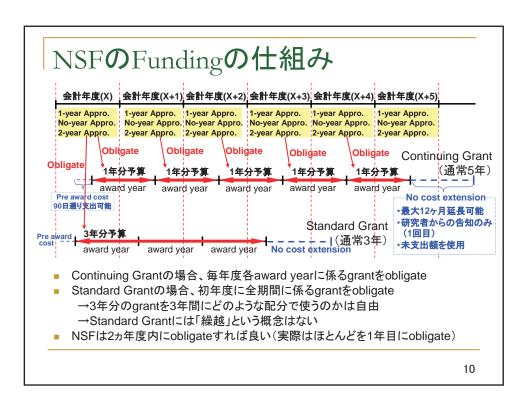
- One-year (Annual) appropriation
 - →当該一会計年度内に支出負担行為(obligate)を完了しなければ議会から付与された権限は消滅
- Multiple-year appropriation
 - →複数の会計年度内に亘り支出負担行為(obligate)を行う権限が付与されているが、議決に定められた期間内に完了する必要がある
- ○上記2類型は、期限内に執行(=obligate)しなければ権限は消滅する(議会の議決による延長は可能)ため、予算を「使いきる(obligateしきる)」ための努力が行われる可能性(使いきらない場合、予算規模が適正かという議論)
- No-year appropriation
 - →権限の終期が定められていない(事業完了or使いきりで権限が消滅)

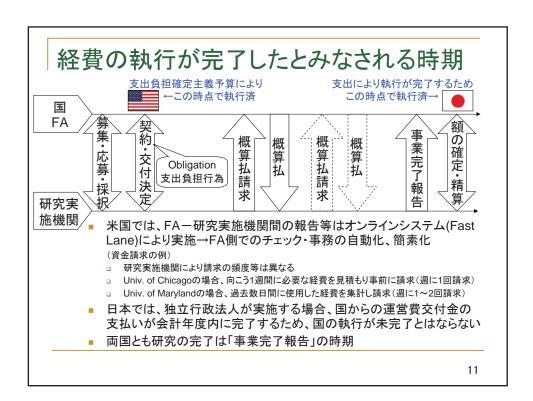
8

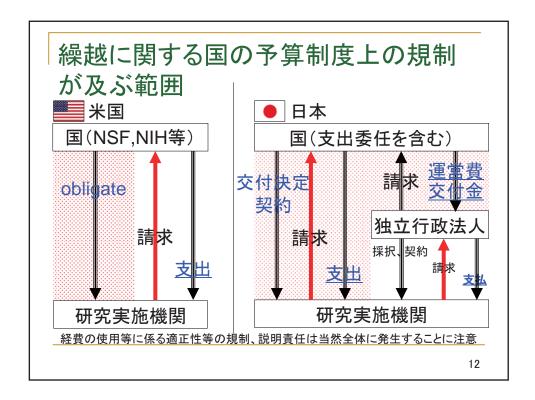
NSFの予算(2007年度)

NSF 2007 budget authority from appropriations.

FYI	FY2	Account #	Treasury Account Title	2007 Appropriation	from FY 2006	Reimbursable	Total l
Availal	bility						
2007	2008	0100	Research and related activities	4,226.40	3.40	120.00	4,349.
	x	0100	Research and related activities Major research and equipment and facilities	439.50	0.36	-	439.86
	х	0551	construction	190.88	2.77	-	193.6
	2007	0180	Agency operation and award management	248.25	•	10.00	258.25
	2007	0350	Office of the National Science Board	3.97	-	-	3.97
2007	2008	0300	Office of the Inspector General	11.43	1.01	-	12.44
2007	2008	0106	Education and human resources	796.69	0.13	15.00	811.82
		Multiple opropriation		、2カ年。Fui Lされている			







前半のまとめ

- 米国の研究費の柔軟性は、会計制度面においては支出負担確定主義予算により実現されている点が大きい
- 支出負担確定主義予算の導入は難しいが、日本においても独立行政法人がFundingを行うこと等である程度の柔軟性が実現できる可能性

予算制度の他に柔軟な研究費会計制度を実現してきた日本にはない取組の存在

参考資料

日本の「繰越」と米国の "carry over"の相違点②

	日本の	の「繰越」	米国の"carry over"
国家会計	■会計年度を越えての執行(=歳 出)		会計年度を越えての執行 (=obligation)
会	■会計年度独立)原則の例外	■会計年度独立の原則がない?
計	→法に基づく	財政当局の承認	→年度を越えた歳出が可能
研	++ <- / 111)		Award yearを越えての研究費の 執行(=obligation)
究費	■国とほぼ同一 の扱い(国の直 執行)	■独立行政法人 の裁量の余地	■ 研究費の適正な執行のための Funding Agency側の内規での 統制

会計年度独立の原則:その年度の歳出は、その年度の歳入で賄う原則。(米国の場合、歳入は個別の租税法等、歳出は歳出予算法(appropriation)で別に定められており、歳入、歳出は直接結びつけられていない。

予算単年度主義:予算は毎年作成する(日本の場合、憲法上の要請)

年度を越える予算執行に係る諸問題 (予算及び評価等の問題点①)

- ◎運営費交付金は中期目標を達成するために当該年度に必要な経費として国から交付(財源は税金)
- 使い残しがある(運営費交付金債務が年度を越えて残っている)ということは当該年度に必要な事業を行わなかった(事業が必要なかった)と捉えることも可能
- 使用しても、前払金等が多額であるということは、 その支出規模の適正性に疑問が生じる恐れ

年度を越える予算執行に係る諸問題 (予算及び評価等の問題点②)

- 評価の点においては、当該年度に完了すべき事業が未完了であるという評価を受ける恐れ
- 予算の点においては、事業の必要性等の観点 から当該年度の運営費交付金の規模の適正性 への疑問が生じ、次年度以降の予算への影響 が考えられる
- ○これらの点において「国費の適正な執行」という 観点から問題点を指摘される恐れ
- →いかに必要性等について説明責任を果たすか

年度を越える予算執行に係る諸問題 (決算時の問題点)

- 未執行の運営費交付金は決算時「運営費交付金債務」、 支出済であるが研究に使用されていない経費は「前払金」等として処理
- 作成された財務諸表等は主務大臣の承認を経る
- 主務大臣の承認後、財務諸表に記載された運営費交付 金債務や前払金等の額を修正(次年度以降に修正損益 等を計上)することは困難なため、決算時にそれぞれの 額を後年度に変動がないよう確定する必要がある
 - →企業会計では修正損益の計上は通常行われる
- 毎年度の使用額及び繰越額を会計年度終了時に特定 する必要がある→予算の使い切りと同様の問題

中期目標期間の最終年度の問題点

- 中期目標期間の最終年度に事業の必要性も含めて事業の見直しを行うことから、「事業が継続しない」という前提で運営費交付金を精算(積立金の国庫納付)
- 前期から実施されている事業(個別の契約に基づく実施中の研究等)を次期中期目標期間へ繰越すことは制度上可能であるが、前例がない(財源の裏付けがなくなる恐れ)
- 前述の評価上及び決算上の問題

年度の違い(会計年度と研究年度)

- ◎ FA側の予算執行認識の違い
- 日本:歳出(支出)主義? 各研究機関に研究費予算を概算払いし、各研究機関で、具体的な経費 として支出されなければ、執行済とはならない。
- 米国:支出負担確定主義 各研究機関に対する研究費予算の交付決定(Obligation)がなされた時 点でFA側としては執行済となる。
- ※米国では、FA側と大学側での2階層の予算執行構造を持ち、FA側で研究機関毎にObligationし、大学側は、与えられた予算権限を具体的な経費毎にObligationしていく。
- ※ 米国の場合、FA側では、研究費交付決定時点で、既に予算執行済となるため、各課題の繰越額の管理は、研究進捗状況の把握など、統制上の必要性からくるもの。

NSFとNIHの代表的Grantプログラムに おける予算繰り越しの実体

ONSF

◆SGの場合(通常3年) 複数年の研究期間と研究費総額がobligateされる
審査期間 1年目 : 3年目 : 「No.cost extension」: NCE 約10ヶ月 (90日遡り) 3年分の予算を3年間にどのような配分で使うのも自由。
→SG には「繰越」という概念が無い。

◇CGの場合(通常5年) ルール上は途中で切られる可能性あるが実際には稀(皆無)とのこと <u>審査期間 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 1107月 4年目 5年目 1107月 4年目 1107日 11</u>

(90日遡り) 20%までは繰越自由(POが了解すれば20%以上も可能)。20%の制限が2007年6月より撤廃された。但し、繰越額が多いと次年度予算が調整される可能性あり。

ONIH 複数年の研究期間と研究費総額が約束されるが予算は毎年管理(NSFのSGとCGの中間?)

審査期間 1年目 2年目 3年目 4~5年目 NCEの原則はNSFと同じ 約10ヶ月 (90日遡り) 研究期間3~5年、各研究年度で25%までは繰越自由、25% 以上でもGMO※の判断で繰越可能。 に、延長可否はPO判断。

%GMO (\underline{G} rant \underline{M} anagement \underline{O} fficer): NIHの研究費の業務管理やその他研究計画以外の側面について責任を負う職員

繰越額の算定方法の違い

〇研究機関における年度末時点での執行ステータス

契約完了〇	契約完了〇	契約完了〇	契約未了×
検収完了〇	検収完了〇	検収未了×	検収未了×
支払完了〇	支払未了×	支払未了×	支払未了×

● 日本の研究費

当該年度執行済	当該年度未払い	契約済み繰越	未契約繰越
---------	---------	--------	-------

米国の研究費

当該年度執行済	当該年度執行済	当該年度執行済	繰越
---------	---------	---------	----

Obligated Balance

Unobligated Balance

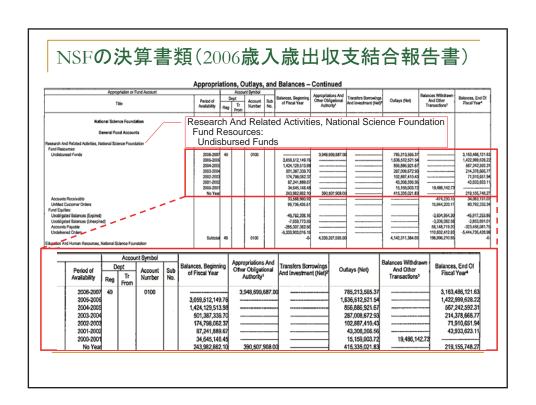
現金主義と発生主義

	米国	●日本
予算	現金主義(一部発生主義)	現金主義
経費の年度区分	発生主義?	発生主義
決算	現金主義·発生主義	現金主義

- アメリカの予算は現金の動きに着目しているため、現金主義。発生主義予算は、将来の年金支出、資産の減価償却等についても着目し予算化する必要があり、オーストラリア等一部の国で採用されているものの、少ない。
- ■日本の経費の年度区分の大半は発生主義的である。例えば、ある年度に契約をした場合、その年度の執行とみなされ、現金支出を当該年度に行わなければ繰越となり、翌年度の予算からは執行されない。
- 米国の決算は現金主義の決算書(歳入歳出収支結合報告書)及び財務諸表を作成することから現金主義、発生主義双方の決算書類を作成している。 一方、日本においても国家の財務諸表を近年作成しているが、正式な決算書としては、現金の出納に着目した決算書であり、現金主義である。

米国の決算制度

- 連邦政府が作成する決算関係書類
 - □連邦連結財務諸表
 - 1997年以降発生主義に基づき作成
 - GAO (会計検査院: General Accounting Office)の監査対象→「意見差し控え」(disclaimer)
 - □ 歳入歳出収支結合報告書
 - 現金主義に基づき作成
 - GAOの監査対象外
- 日本のような決算の議会承認はない
 - □ GAOは立法府に属する調査機関だからか?



NSFの決算書類(2006省庁別財表)



National Science Foundation

FINANCIAL STATEMENTS as of and for the years ended September 30, 2006 and 2005

National Science Foundation Balance Sheet As of September 30, 2006 and 2005 (Amounts in Thousands)

ASSETS		2006	2005
		2000	4002
Intragovernmental			
Fund Balance With Treasury (Note 2)	\$	7,823,954	\$ 7,674,185
Accounts Receivable (Note 4)		37,530	35,825
Advances (Note 5)		35,189	26,531
Total Intragovernmental Assets	- 9	7,896,673	7,736,541
Cash and Other Monetary Assets (Note 3)		12,941	11,196
Accounts Receivable, Net (Note 4)		139	97
Advances (Note 5)		76,511	69,661
General Property, Plant and Equipment, Net (Note 6)	_	261,347	257,564
Total Access		0 247 611	0.075.050

	Intragovernmental Liabilities	-		-	
	Advances From Others Employer Contributions & Other (Note 9)	2	1,593	2	15,171
П	FECA Employee Benefits (Note 8)		712 284		281
	Other Intragovernmental Liabilities (Notes 11 and 12)		3,050		3,000
	Total Intragovernmental Liabilities	_	5,639	_	19,123
	Accounts Payable		43,932	(4S)	44,019
	FECA Employee Benefits (Note 8)		1,287		1,381
L	Estimated Clean Up Cost Liability (Note 11)		-		116
L	Accrued Liabilities - Grants, Payroll & Other (Note 9)		376,970		299,953
	Accrued Annual Leave (Note 8)		13,892		12,951
ं	Total Liabilities (Note 8)	s _	441,720	\$_	377,543
	Commitments and Contingencies (Notes 11 and 12)				
1	NET POSITION				
	Unexpended Appropriations	\$	7,255,489	5	7,198,420
1	Cumulative Results of Operations - Earmarked Funds (No	te 13)	279,282		
	Cumulative Results of Operations	_	271,120	-	499,096
	Total Net Position		7,805,891	_	7,697,516
	Total Liabilities and Net Position	s_	8,247,611	5_	8,075,059

柔軟な研究費会計制度を実現してき た米国の仕組み

目次

- > Expanded Authority
- University Research Administrator (URA)
- ➤ National Council of University Research Administrator (NCURA)
- > Federal Demonstration Partnership (FDP)

平成19年10月23日 科学技術振興機構 主監 高橋 宏

競争的資金配分業務とは

- ▶国の科学技術政策を実現するために、優れた研究者による優れた研究に研究費を配分する業務。
- ▶下記2点は車の両輪の如く極めて重要
 - 1. どの分野、どの研究----領域設定、採択課題の選定
 - 2. どのような予算をどれだけ----会計的側面
- ▶1. に関し、研究開発評価の論理と方法論が必要かつ重要。
- ▶2. に関し、"どれだけ"、即ち金額だけが議論される。しかし、 予算には、使い易い予算、使い難い予算がある。使い難い予 算は予算効率が悪く、投入金額に見合った効果は上がらず、 場合によっては有意な研究者を破滅の淵に追い込む。
- ▶我が国の競争的資金は使い難い。
- ▶研究費を使い易くするだけで、予算金額が増えない場合でも、 莫大な効果が期待できる。

連邦政府⇒NSF⇒大学⇒業者 の予算と資金の流れ

連邦政府(Appropriation歳出予算法)

Budget Authority(予算権限)の付与

NSF(予算: Appropriation)

米国のファンディングは研究者ではなく研究機関にObligate される。Obligate (支出負担確定)は一種の契約。採択課題に対し、予算の執行権限を与える行為。これによりNSFの予算としては執行済みとなる。

大学(研究者)

業者

大学における現金執行状況は四半期毎に NSFに報告される。

Disbursement (Obligateされた予算の現金執行) これに執行期限が無いために繰越自由となる。

現金はobligateされた予算の範囲内で、大学の請求により毎週にでも送金される。

Obligate総額とDisbursement総額は、プロジェクト終了時点で、一致していれば良い。

米国の競争的資金会計制度を理解する便法

(米国の1年を日本の四半期に置き換えるととりあえずの理解になる)

米国 NSFのStandard Grant(通常3年+1年のno cost extension)

最初に3年分の予算執行権限がObligateされる。3年分の予算を3年間(or4年間)でどのような配分で使うのも自由。繰越と言う概念がない。現金は必要に応じて毎週でも政府から大学に送金される。大学側の現金の支出状況は4半期ごとにNSFに報告されるが、最終的なプロジェクト収支はプロジェクト終了時点で確認(決算)がなされる。

日本

第 I 四半期 第 I 四半期 第 I 四半期 第 I 四半期 1 年間(会計年度)

最初に1年分の予算が交付される。1年分の予算を1年間でどのような配分で使うのも自由。四半期末において繰越とか赤字と言う概念はない。即ち、予算と支出の対比は四半期末の時点ではなされず、年度末に確認(決算)がなされる。

世界の会計年度と学校年度

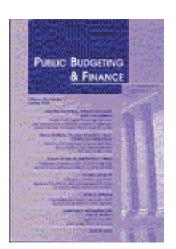
(両者が完全に一致しているのは日本だけ。日本以外の国では会計年度を跨いで学校(大学)運営するのは日常のこと)

国名	会計年度	学校年度
日本	4月~3月	4月~3月
英国	4月~3月	9月~8月
カナダ	4月~3月	9月~8月
香港	4月~3月	9月~8月
デンマーク	4月~3月	8月~7月
シンガポール	4月~3月	1月~12月
インド	4月~3月	7月~8月
オーストラリア	7月~6月	1月~12月
ノルウェー	7月~6月	8月~7月
スウェーデン	7月~6月	9月~8月
ギリシャ	7月~6月	9月~8月
フィリピン	7月~6月	6月~5月
パキスタン	7月~6月	4月~3月
米国	10月~9月	9月~8月
ハイチ	10月~9月	9月~8月
ミャンマー	10月~9月	6月~5月

国名	会計年度	学校年度
ドイツ	1月~12月	9月~8月
フランス	1月~12月	9月~8月
イタリア	1月~12月	9月~8月
中国	1月~12月	9月~8月
台湾	1月~12月	9月~8月
オランダ	1月~12月	9月~8月
ロシア	1月~12月	9月~8月
ベルギー	1月~12月	9月~8月
サウジアラビア	1月~12月	9月~8月
タイ	1月~12月	4月~3月
ペルー	1月~12月	4月~3月
インドネシア	1月~12月	4月~3月
アルゼンチン	1月~12月	3月~2月
韓国	1月~12月	3月~2月
スイス	1月~12月	
ブラジル	1月~12月	2月~1月

Obligation Accounting(支出負担確定主義会計)に関する参考文献(1)

http://www.blackwell-synergy.com/doi/abs/10.1111/0275-1100.00025



Public Budgeting & Finance

Volume 20 Issue 4 Page 1-10, Winter 2000

To cite this article: Robert N Anthony (2000)

The Fatal Defect in the Federal Accounting System Public Budgeting & Finance 20 (4), 1–10. doi:10.1111/0275-1100.00025

For many years, the federal accounting system has focused on obligations. Beginning in 1949, several blueribbon committees recommended changing the focus to expenses. Focusing on expenses provides more useful information than focusing on obligations for both planning and control purposes. Unfortunately, the House Appropriations Committee continues to make appropriations on an obligation basis. The Federal Accounting Standards Advisory Board (FASAB) has developed a system that focuses on both expenses and obligations that was supposed to be operational in 1997 but in fact will not be operational until 2003 at the earliest. Even then, users will not pay much attention to the expense focus if funds continue to be appropriated on an obligation basis

Obligation Accounting(支出負担確定主義会計)の参考文献(2)

Module III Federal Accounting

TOPIC 3.3: Linking Accounting Events to the Budget Topic Updated

Linking the Appropriation Accounting Event to the Budget

Linking the Obligation Accounting Event to the Budget
Linking the Obligation by Budget Activity Accounting Event to the Budget

Linking the Outlay Accounting Event to the Budget

http://72.14.235.104/search?q=cache:syVFpd2OAYJ:www.knownet.hhs.gov/finance/budexecDR/LAI/ModuleIII/lin king_budget_and_accounting.htm+%22obligation+accounting%22&hl=ja&ct=clnk&cd=14&gl=jp

Linking the Obligation Accounting Event to the Budget
 The steps required for linking the obligation accounting event to the budget are as follows:
 The Federal Agency obligates funds (e.g., by signing contracts, issuing grants, incurring salary

An obligation is an accounting event that has to be recorded in an accounting system. The Agency records transactions establishing a balance in SGL account 4801/4802 "Undelivered Orders-Obligations (unpaid or paid)" or 4901/4902 "Delivered Orders-Obligations (unpaid or paid)."

Quarterly, the balances in accounts 4801/4802 and 4901/4902 are reported in FACTS II by the Federal Agency. A quarterly report called the "Report on Budget Execution and Budgetary Resources" (SF 133) is created from the FACTS II submission containing the USSGL account balance in accounts 4801/4802 and 4901/4902 on line 8 as "obligations." Note that we are only interested in the total amount obligated in this summation and it is irrelevant whether we have received delivery or paid for anything.

At year-end, SGL account balances for 4801/4802 and 4901/4902 are uploaded from FACTS II to OMB's MAX (budget preparation) system.

MAX reflects the SGL account balances for 4801/4802 and 4901/4902 on line 10 titled "total new obligations" of the Program & Financing Schedule (P&F) in the President's Budget.

ここから先の話の要点

- ▶米国の競争的資金の会計制度の柔軟性は高く研究費の効率的 運用を可能にしている。
- ▶これは、支出負担確定主義会計(Obligation Accounting)に 依存する部分が大きい。
- ▶しかし、それに加えて、Fundingの会計面に対する統一的ルー ルをCircularという形でOMBが整備していること、
- ▶また不正を起き難くし、かつ事務を合理化する仕組みとして Expanded Authorityの制度が導入されていることも重要。
- ▶Expanded Authorityの実現は、研究を理解し、かつFunding の事務に通じたUniversity Research Administrator (URA) の存在が鍵となっている。
- ▶こうした仕組みは、Federal Demonstration Partnership (FDP)の枠組みの下で関係者が20年間活動を続けてきた成果で ある。

http://www.whitehouse.gov/omb/

White House Website

OMB (Office of Management and Budget)の役割

- ▶OMB:行政管理予算局---大統領府に属する予算管理の元締め
- ▶NSF、NIHなど国家機関のファンディングの会計面のルールの 基本はOMBがCircular(通達 or 配布文書)として定めている。
- ▶OMB Circular A21----間接経費と直接経費の定義など
- ▶OMB Circular A110----競争的資金の会計処理など。
- ▶OMB Circular A133----監査の実施基準など
- ▶このOMBが次に述べるExpanded Authorityの後ろ盾になっているらしい。

Expanded Authority

- →大学の競争的資金管理能力を審査(この審査はOMBが行っているとの情報があるが確認要)し、一定レベル以上の管理能力のある大学には、繰越、費目間流用、研究期間延長、など Funding Agencyが判断し許認可してきた事項を大学に権限委譲して大学の Grant Office のUniversity Research Administrator (URA)に判断を任せている。これを Expanded Authorityという。
- ▶初期にはExpanded Authorityを有する大学は限られていたが、 今ではFundingを獲得する殆どの大学が有するとのこと。
- ▶ひとたび、大学が、競争的資金の運用に関して不正があれば、 Expanded Authority は剥奪され、数年間競争的資金の応募も 禁止される。
- ➤このExpanded Authorityの仕組みを構築したのが次に述べる Federal Demonstration Partnership (FDP)の枠組みである。

Expanded AuthorityはFDPの成果、 これにより研究者は研究時間が増えた

http://thefdp.org/FDP_Update_SRA_Oct2005.pdf

In 1990 the FDP surveyed faculty to evaluate the worth of the "expanded authorities" that had recently been negotiated between the FDP universities, participating federal agencies and the OMB. The principal focus of the survey was to determine whether changes in the regulations affecting prior approvals, preaward costs, no-cost extensions, and the carryover of unexpended funds had saved faculty time and whether such a time savings had been re-invested in research activities.

Respondents to the survey indicating that the new, more flexible policies saved researchers significant time, of which about 90% was refocused at scholarly activity and of that, 73% of the liberated time was spent directly on research. These observations implied that the research productivity of FDP faculty would be increased by such changes in federal grant policies. However, anecdotal comments from some of the surveyed faculty indicated that much of the freed-up time that resulted from the implementation of the "expanded authorities" was likely to be reallocated to other research administrative tasks, like IRB, IACUC and research safety issues to mention just a few.

FDPホームページのトップ画面

http://thefdp.org/



FDP 2003-2004 Report

FDPは10の競争的資金配分機関(FA)と98の競争的資 金受託機関(大学等)が協力して競争的資金に付随する 事務上の負荷・障害を軽減する取り組み。

FAや大学に所属する約300名のメンバーが、1年に3回 の年会、また多くのワーキンググループ、タスクフォース などを組織して、競争的資金の制度的問題解決に取り組 んでいる。

新たな改善策が見出された場合には、まず、一部の競争 的資金制度において試験的に実施し、問題点を洗い出し たうえで、実行に移される。

The Federal Demonstration Partnership is a cooperative initiative among 10 federal agencies and 98 institutional recipients of federal funds; its purpose is to reduce the administrative burdens associated with research grants and contracts. The interaction between FDP's 300 or so university and federal members takes place in FDP's 3 annual meetings and, more extensively, in the many collaborative working groups and task forces that meet often by conference calls in order to develop specific work products. The FDP is a unique forum for individuals from universities and nonprofits to work collaboratively with federal agency officials to improve the national research enterprise. At its regular meetings, FDP members hold spirited, frank discussions, identify problems, and develop action plans for change. Then these new ways of doing business are tested in the real world before putting them into effect. [more]

★ Federal Demonstration Partnership Redefining the Government University Research Partnership

FDP: http://thefdp.org/

- >米国の競争的資金会計制度の柔軟性は高く、競争的資金の高い効率性 が実現しているが、この制度を20年掛けて構築してきた枠組みがFDP。
- ▶FDPの目的:競争的資金のAdministrative Burden(事務上の負荷)を 軽減し、研究者にScienceをさせること。裏返せばFDPの発足する20年前 は米国の競争的資金にも事務的な煩雑さや不自由があり研究活動が阻害 されていたことを伺わせる。
- ▶FDPの歴史:1986年スタート(1985—Pre-FDP)
 Phase I ---1986~1988、NSF,NIHなど5つのFAと10の大学が参加。

Phase II ---1988~1996、11のFAと21大学
Phase I, II の10年間で、繰越、No Cost Extension、
費目間流用などの柔軟性とExpanded Authorityを実現

Phase II---1996~2002、11のFAと68大学

FAと大学の連携強化、事務の電子化など

PhaseIV---2002~2008、10のFAと98の大学

事務の一層の効率化と電子化

Phase V---2008~ 現在既にテーマの検討が開始されている。

FDPの枠組み

OSTP

National Academy of Science's Government-**University-Industry Research Roundtable**



Operational Standing Committee

- 1. Membership
- 2. Terms and Conditions
- 3. Finance

Functional Standing Committee

- 1. Faculty
- 2. Administrative Process
- 3. Electronic Research Administration

Task Forces

- 1. Contracts
- 2. Basic Assistance Task Force
- 3. Subawards
- 4. Expanding the Expanded Authorities
- 5. Private Foundations and Public Charities

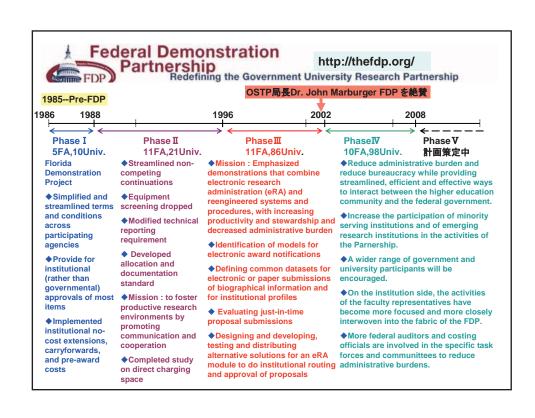
FDPの成功を讃える言葉

2002年、OSTP(米国大統領府の科学技術計画局)の局長: Dr. John Marburgerの言葉:

「FDPは政府の仕組みを改善する上で成功した数少ない活動の一つであり、電子政府構築の模範を示し、行政と研究者双方に莫大な事務の効率化をもたらした。それぞれのフェーズの活動によりもたらされた業績は広く認められている。」

The Federal Demonstration Project is one of a very small number of effective programs to improve government processes. It has produced the defining models for 'e-government,' and saved countless hours of time for us bureaucrats as well as for principal investigators. Each consecutive phase has brought a new set of initiatives and accomplishments that merit much wider recognition.

John Marburger, Director Office of Science and Technology Policy



AFSOR:AIR FORCE OFFICE OF SCIENTIFIC RESEARCH, ARO :Army Research Office, ONR :Office of Naval Research FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix April 2004 EPA :Environment Protection Agency AFOSR ARO AMRMG DOE EPA NASA NIH NSF ONR USDA Need for Additional Funding
Subaward of "significant pant" of programmatic effort
Pre-award costs (90 days) ore than 60 days) Pre-searcd costs (more than 80 days)

Initial no-cost extension of up to 12 months (per competitive segment)

R R W W 4 W W R 5

Subsequent no-cost extension or extension or extension of more than 12 months

Prior approval required Cost-whate Augurements
Rebudgeting among budget categories
Rebudgeting between direct and FAA costs
Rebudgeting between direct and FAA costs
Rebudgeting of tunds allowed for training allowances (direct payment to recougeting of funds altofied for training allos trainees) to other categories of expense. Equipment not in approved budget Capital expenditures for improvement of equip Capital experioruses for improvement of equipment not in the approvi Attentions and Renovations costing less than \$25,000 Foreign Travet inclusion of costs requiring prior approval in Cost Principles Faculty consulting compensation that exceeds base salary ns on costs not explicitly unallowable under Cost Principles none none none 13 none none 14 15 none 16 R Prior approval required. "Prior approval" means prior written approval from the sponsor. Prior approval can take the form of the sponsor's acceptance of the proposal anoticy proposal budget and subsequent incorporation into the award, or written approval of a separate request submitted by the recipient.

Waved except when subheaver would be more than 25% of the total olders of the award, required for any subseared by the recipient.

Waved except when subheaver would be more than 10% of the total olders of the award, required for any subseared to federal agencies.

Waved except when subseared is the subseared to the sould result in a project period in excess of the years.

Waved except when subseared in the subseared to the sould result in a project period in excess of the years.

Waved except the realersisms that would result in a project period in excess of the years.

Uniform the subseared to the subseared to the sould result in a project period in excess of the years.

Waved except when award indicates prior approval is required.

Waved unless change in scope.

Waved unless change in scope. 10 waived, but is required for fact, in excess of 2-bit, even in the Abs. is accompanied with institutional studies designated as costs sharing.

11 Waived for allerations and removations costing us to \$300,000, where charge in scope.

12 Waived, but costs not specifically covered in the Circulars are subject to NIHOPS.

13 Inferrest permitters for the payments are not allevable.

14 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

15 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

16 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

16 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

16 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

17 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

18 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

19 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

19 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

19 Prior approval required for patient care costs if change in scope.

FDP Prior Approval and Other Requirements Matrix April 2004 AFOSR ARO AMRMC DOE EPA NASA NIH NSF ONR USDA Cost-related Requirements (cont.) | Inclusion of unrecovered F&A costs as cost sharing Permitted Prior approval required Funds added to the amount available for the particular in the federal government Property-related requirements Title to supplies with value of more than \$5,000 at the end of a project R R R W W W W R W Aquire real property Property-related requirements R R R W W W W R W Prior approval required Acquire real property Enoumber real property acquired with federal funds Use real property acquired with federal funds Use real property acquired with federal funds for other non-federal projects rather than compensating the federal government for its fair Enoumber equipment acquired with federal funds Trade in equipment purchased with project funds to buy replacement Own equipment upon acquisition without conditions or without obligation to the sponsor at termination of project Funding agencies' rights in data Use of valuation methods other than the lesser of book value or fair market value for contributed capital assets Procurement requirements associated with the simplified acquisition threshold Permitted Even if institutions establish a threshold for equipment lower than \$5,000, the FDP provision relating to equipment apply only to those items costing \$5,000 or more. Monthly submission of Cash Transaction Reports when advances Not required Up-front specification of interrelationship among projects Publication acknowledgment and disclaimers Additional requirements for use of human subjects beyond those imposed by federal law none none 17 none none none none none none none 17 none none none none none 18 18 18 18 18 18 19 20 18 18 Use of sponsor budget forms for budget revisions 17 Army Surgeon General approval also required 18 Not required, but budget should be in same general format as original 19 Not required for SNAP awards to others use "Next Period Budget" form page from PHS2590. 20 Must be submitted electronically via the NSF FastLane system at https://www.fastlane.nsf.gov

URA (University Research Administrator) ∠ NCURA (National Council of URA)

- ▶ FDPに大学側代表として参加しているのは主としてURA。
- ▶URAは、大学(研究者)が競争的資金を獲得する支援をすると共に競争的資金の書類に大学側の責任者としてサインし、責任を負い、競争的資金獲得後のマネジメント支援を行い、不正防止の砦となっているとの印象を受ける。
- ▶ Expanded Authority の実現には、大学側に研究と競争的資金のマネジメントを理解し責任のとれる人材が必要。URAの存在が大きい。
- ▶大学は競争的資金獲得の為に、優秀な研究者を抱えることと同時に優秀な URLを抱えることに熱心なのではないか。
- ▶URAは専門職で、その団体がNCURA。NCURAの会員2200名。
- ➤NCURAはURAの能力向上、育成の為に、セミナー、講演会、通信教育 (TV&ラジオ)の実施など教育プログラムが充実。
- ▶NCURAのホームページは充実しており、上記のように各種活動も充実している。これは、URAという職業(専門職)が、有望な職業であり、多くの需要があり、希望者も多いことを伺わせる。

Univ. of Chicago, Univ. of Maryland の競争的 資金(Sponsored Projects) マネジメント組織 大学本部内に下記の両組織 研究関連事項の担当部門 会計関連事項の担当部門 URA (University Research RFO (Restricted Fund シカゴ大 Administration) Office) メリーラ ORAA (Office of Research OCGA (Office of Contract ンド大学 Administration & Advancement) & Grant Accounting) (Pre-award Administration) (Post-award Administration) 主として採択後の事務 ファンドに関する大学側代表窓口 研究費の会計的管理、四半期毎 ファンド獲得戦略立案とマネジメン の会計報告、最終会計報告 ト、応募に関する事務、提案書の など 書き方指導、各種手続き、契約書 への署名など Department(部局) Department(部局) Department(部局) (Local Administrator) (Local Administrator) (Local Administrator)

National Council of University Research Administrators NCURA の最近の行事(NCURAのHPより)

http://www.ncura.edu/meetings/

- > June 12, NCURA TV/Broadcast Workshop Series (Conflict of Interest :How to Spot and Manage It)
- >June 20-22 Financial Research Administration Workshop
- >June 21 OMB Circular A-133: The Basic Steps of Subrecipient Monitoring
- > June 25-27 Fundamentals of Sponsored Project Administration
- ► June 25-27 Sponsored Project Administration : Level II
- ➤ 8 Week Online Tutorial: A primer on Federal Contracting (Open Enrollment Periods Now Available Through the Fall)
- >June 27 Export Control Considerations at the Proposal Stage
- >June 27 NCURA REGION I RADG MEETING-Grants.gov
- >July 12-14 Pre-Award Research Administration (PRA) II



http://www.ncura.edu/content/

Annual Meeting Home | NCURA Home

NCURA Year Long & 49th Annual Meeting Sponsors

NCURA's 49th Annual Meeting Washington Hilton Washington, DC

November 4 - 7, 2007

Mark your calendar now and join more than 2,000 of your colleagues for the 49th NCURA Annual Meeting. The Annual Meeting offers variety of educational sessions and workshops, as well as networking opportunities, of interest to all levels of Research Administrators.

49th Annual Meeting Program

When and Where

The Annual Meeting will take place November 4-7, 2007 in Washington, DC at the Hilton Washington.

Hilton Washington

1919 Connecticut Ave. NW

Washington, DC 20009

Phone: 202-483-3000

Stay tuned as we expand our Annual Meeting web site in the coming weeks to include: regional activities, great things to do in Washington DC, special activities happening during the meeting and exhibitor/sponsorship opportunities.

米国の柔軟な研究費会計制度を実現し、支えている枠組み

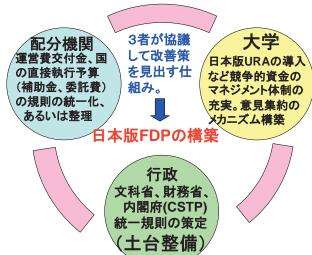
米国の会計制度とOMBのバックアップを土台として、FDPの枠組みの基に、ファンディングエージェンシーと大学(URAが主役)が20年掛けて努力してきた結果、現在の柔軟な仕組みが実現している。

STP FDPの枠組 Universities (Institutions) URA (NCURA) Paculty Members Funding Agencies Staffs (含PO)

関係者が協議をし、 工夫し、新たな改善 策の実験をし、お手 本を示す枠組み。 OMB Circular の 改定も実現。

米国の会計制度(支出負担確定主義会計) とOMBのバックアップが土台。

我が国競争的資金の資金効率(=研究成果)最大化を目的とした制度改善の為に、下記のような仕組みが作れないか。 大学側の意見集約のメカニズム構築が鍵となる。



POセミナーのお知らせ

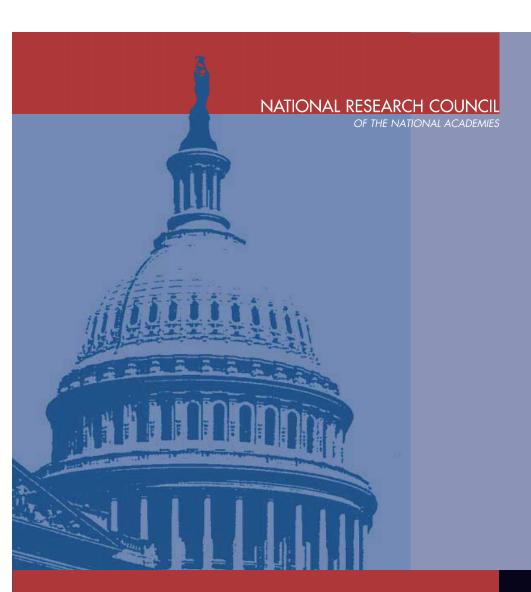
▶本年6月27日のPOセミナーでシカゴ大学のURA (Dr. Sheridan)、メリーランド大学のURA (Ms. Geronimo)に 米国の大学における競争的資金マネジメントの実態を報告 して貰った。二人共URAとして約30年の経験を有する。

http://www.jst.go.jp/po_seminar/h19semi/semi1.html

- ▶次回のPOセミナーを来年2月22日(金)に開催予定(場所アキバホール)。米国のFDPに設立当初から関わり、現在、FDPの副代表を務めるNSFのMs. Joanna Rom が講演を了承。NSF Tokyo 代表のDr. Machi Dilworth もFDPについて元POの立場から、また、University of Minnesotaの Prof. Joseph A. Konstanは大学のFaculty member の立場からのFDPへの関わりについて講演してくれる予定。
- ▶49th NCURA Annual Meeting(11月4-7日於ワシントン) に東北大学から参加する予定であり、その報告も予定。

まとめ

- >米国の競争的資金の会計制度は、繰越、期間延長(no cost extension)、 Pre-award cost、など極めて柔軟であり、これが結果的に研究費の最大効率 化(研究成果の最大化)を実現している。
- ▶これは、米国の会計制度が、支出負担確定主義(Obligation)会計であることに起因しているが、
- ▶同時に、柔軟性のある仕組みをFDP (Federal Demonstration Partnership)の枠組みの下に、10のFunding Agency と98のInstitution が協力して20年前から取り組んで実現してきたという背景がある。
- ▶かつ、大学側にも、URA (University Research Administration)という Fundingマネジメントの専門家がいて、URAの団体であるNCURAには2200 名の会員がいて、人的リソースも整っている。
- ➤ Funding AgencyのスタッフとPO、大学のURA、FDPの枠組み、OMBのサポート、これらが揃うことで、Expanded AuthorityというFunding Agencyから大学への権限委譲すら実現し、劇的な事務の効率化が図られ、不正を防止しつつ研究者がサイエンスに集中できる環境が整えられている。
- ▶日本版FDP的なものが構築されることを切に望みたい。



THE FEDERAL DEMONSTRATION PARTNERSHIP

REPORT

2003-2004



MESSAGE FROM THE FDP CHAIR

Julie Norris, FDP Chair

n September 2002, as the Federal Demonstration Partnership entered its Phase IV, John Marburger, Director, Office of Science and Technology Policy, spoke to the membership. His comments about the university/government partnership were particularly appropriate as the FDP looked forward to embarking on Phase IV of the relationship. Marburger commented that "The partnership between universities and the federal government is a complicated one and sometimes subject to suspicion and bitter disagreements" but added that on the whole the relationship has been a positive one because all parties acknowledge the contributions not only that universities make to the nation, but also the essential role of federal support in maintaining national leadership in education and research. Begun as an experiment in 1986 between five federal agencies (NSF, NIH, ONR, DOE, and USDA) and the Florida State University System and the University of Miami to test and evaluate a grant mechanism utilizing a standardized and simplified set of terms and conditions across all participating agencies, the FDP has evolved into an organization of 10 federal agencies and more than 90 universities dedicated to finding efficient and effective ways to support research by maximizing resources available for research and minimizing administration costs.

Over the past two years, the FDP has continued the mission of streamlining the administration of grants by:

- Illustrating the relationship and trade-offs among regulatory burden, research productivity, and administrative support.
- Monitoring compliance issues including visa processing for foreign scholars and students, "sensitive but unclassified" information dissemination, and streamlining processes involving select agents.
- Supporting the goals of the National Science and Technology Council's (NSTC) Research Business
 Models (RBM) Subcommittee activities to address important policy implications arising from the
 changing nature of scientific research, and examine the effects of these changes on business
 models for the conduct of scientific research sponsored by the Federal government.
- · Supporting the President's Management Agenda, specifically e-Government initiatives.
- Identifying ways to broaden participation of underrepresented populations in sponsored research, including outreach to minority serving institutions.
- Recommending ways to streamline the audit requirements for universities working with other universities as subrecipients.

As the FDP continues into the next years of Phase IV, the FDP will continue to be a place where federal agencies and research institutions can evaluate new ideas, discuss and evaluate options and provide a test bed for demonstrations.

I would like to add a personal note. I have been fortunate to be affiliated with the FDP from its initial phase as the Federal Demonstration Project to its current Phase IV activities. Although I am retiring at the end of September 2004, I will remember fondly the work that we did, the colleagues who provided so much leadership and enthusiasm for the FDP, and the friendships that I made.

Julie Norris, FDP Chair



he Federal Demonstration Partnership is a unique cooperative initiative among 10 federal agencies and 94 institutional recipients of federal funds; its purpose is to reduce the administrative burdens associated with research grants and contracts. The interaction between FDP's 300 or so university and federal members takes place in FDP's three annual meetings and, more extensively, in the many collaborative working groups and task forces that meet often by conference calls in order to develop specific work products. The FDP is a unique forum for individuals from universities and nonprofits to work collaboratively with federal agency officials to improve the national research enterprise. At its regular meetings, FDP members hold spirited and frank discussions, identify problems, and develop action plans for change. Then these new ways of doing business are tested in the real world before putting them into effect.

FDP SUCCESS STORIES

- During its initial phase (as the Florida Demonstration Project, from 1986-1988), the FDP tested automatic carryover of unexpended funds from one budget period to the next, institutionally authorized 90-day pre-spending, and no-cost extensions. These successful demonstrations resulted in the use of these "expanded authorities" by most federal grant-making agencies and were incorporated into OMB Circular A-110 in 1993.
- One of the FDP's first great achievements was to work out a uniform set of terms and conditions for federal research grants, replacing the existing multitude of agency-specific guidelines. This radical innovation was a celebrated success and formed the foundation for all FDP activities since.
- During FDP Phase III (1996-2002) the FDP broadened its scope to emphasize demonstrations that combined elec-



tronic research administration (eRA) and reengineered systems and procedures. The FDP spent considerable effort on the huge and complex task of coordinating federal initiatives to shift research administration into the age of electronic commerce. The FDP developed standards for organizational and professional profiles, electronic notification of awards and funding opportunity announcements. Working with federal agencies, the FDP pioneered the concept of a single face for grant applications called the Federal Commons, supported by a national standard for grant application information. Much of this work has been incorporated into the current electronic government initiative Grants.gov.

FDP'S CURRENT FOCUS

- Exploring ways to change the focus from accounting processes to accountability by making administrative requirements simpler and less costly.
- Bringing research grants into the age of electronic commerce by providing input and supporting the development of a single electronic interface between government and the research community.
- · Increasing the focus on faculty-initiated initiatives, primarily Principal Investigator administrative burden issues.

BENEFITS OF FDP PARTICIPATION

- Academic Researchers. An opportunity to inject the faculty perspective into research administration issues.
- Research Administrators. An opportunity to identify administrative burdens and change federal policies and practices.
- · Federal Agencies. An opportunity to use a real-world laboratory to develop and test innovations.

ORGANIZATION AND STRUCTURE

FDP members include representatives of the administration and faculty of over 90 institutions and all of the federal agencies that fund significant amounts of academic research. The FDP Executive Committee provides overall direction of the FDP. The Government-University-Industry-Research Roundtable (GUIRR) of the National Academies is the neutral convener of the FDP. GUIRR currently provides all permanent staff support for FDP activities and committees, as well as logistical support for FDP's three annual meetings.

FINANCIAL SUPPORT OF THE FEDERAL DEMONSTRATION PARTNERSHIP

The FDP relies on the participation and contributions of the federal R&D agencies and the member research institutions. The member research institutions contribute to the operations of the FDP through annual membership dues. The FDP also receives funding from the following federal R&D agencies:

National Science Foundation National Institutes of Health Department of Defense U.S. Department of Agriculture Environmental Protection Agency

FDP ACTIVITIES

The FDP works through a variety of standing committees and task forces. Each is co-chaired by a representative of a federal agency and an institution. The standing committees are concerned with issues that require continued advice and focus. Operational standing committees provide ongoing direction of FDP operations and functional standing committees provide direction for FDP focus areas. A task force is a committee that is created in response to a proposal from one or more members and approved by the FDP. Task forces disband when the defined objectives are completed. FDP activities are classified as surveys (generally for collecting data on topics of interest), pilot projects (to explore the feasibility of new demonstration projects) and full-scale demonstration projects.

OPERATIONAL STANDING COMMITTEES

MEMBERSHIP

Co-Chairs: Joanna Rom, National Science Foundation, and Donna Helm, Johns Hopkins University

In Phase IV the traditional responsibilities of the Membership committee have expanded to cover membership practices and policies that support membership and participation of emerging research institutions; clarifying membership policies and expanding Federal Agency membership. In Phase IV, the FDP created a new category of membership called Emerging Research Institutions (those institutions with less than \$15M in research expenditures). With sponsorship from the Executive Committee, the Membership committee has actively sought and engaged new Emerging Research Institutions (ERI) members and taken steps to strengthen participation by minority serving institutions. At the FDP meetings, the Membership committee has hosted special discussions and focus groups to support increasing minority serving institution participation. Ideas from these sessions have been used to help improve outreach and plan future activities. Another outcome has been the development of a list of "hot issues" with the goal of developing demonstrations that are of interest to smaller institutions. The committee continues to work with interested Federal agencies to encourage FDP membership.

TERMS AND CONDITIONS

Co-Chairs: Richard Seligman, California Institute of Technology (formerly Sarah Wasserman, University of Illinois, Urbana-Champaign), and Jean Feldman, National Science Foundation

Since the start of the FDP, the primary benefit to member institutions has been the simplified and streamlined terms and conditions across FDP member federal agencies. The Terms and Conditions Standing Committee monitors new and changed statutes and OMB Circulars to determine whether changes to the FDP General Terms and Conditions or Agency-Specific Requirements are needed. When changes are necessary, the committee recommends how they should be implemented. The committee also interacts with the Office of Science and Technology Policy and others to encourage adoption of FDP terms and conditions for all Federal granting agencies. Most recently, the committee completed significant work in updating FDP Operating Procedures, Appendix B, National Policy Requirements Matrix, to incorporate coverage on select agents. The committee updated the FDP Prior Approval Matrix that provides by-agency guidance on required post award prior approval requirements. This document is heavily used by FDP participants and consolidates relevant administrative requirements in a single document.

FINANCE

Co-Chairs: Lambert McCullough, Office of Naval Research, and Kim Moreland, Fred Hutchinson Cancer Research Center

During Phase IV, the FDP instituted an annual membership fee for each member institution. The Finance Standing Committee was formed to provide oversight of the FDP finances by reviewing annual budgets, setting financial related policies and procedures, and monitoring the payment of dues.

FUNCTIONAL STAN







Breakout session: eRA Standing Committee Co-Chair: David Wright, NIH, and Steve Dowd

FACULTY

Co-Chairs: Marv Paule, Colorado State University, and Carole Liedtke, Case Western Reserve University

The FDP is committed to experimenting with new, streamlined processes and procedures to reduce the burden on principal investigators. By giving faculty members a voice in the administration of research, the FDP continues to be a powerful force for streamlining operations while providing necessary stewardship of federal funds. The past decade has seen a substantial growth in federal regulations governing the conduct of sponsored research. Compliance with these new requirements has required a substantial commitment of institutional resources and has greatly increased the burden on administrators and faculty. The impact of the increased regulatory burden has been particularly profound for faculty, since the increased time that has to be devoted to administrative requirements has reduced the time available for research and teaching. Though expanded authorities and NIH modular grants have helped to reduce faculty time spent on grant administration, the administrative load borne by faculty members doing research funded by federal agencies continues to grow. In order to make the case for change, the Faculty Standing Committee has developed a quantitative survey mechanism to survey a cross-section of the research community to ascertain the magnitude and impact of these increased administrative burdens. In addition to this effort, the faculty continues to work on other activities including: monitoring Homeland Security issues including visa processing for foreign scholars and students and "sensitive but unclassified" research; coordinating with HHS and USDA on streamlining processes on select agents; and encouraging widespread use of on-line proposal review in order to speed and improve the review process.

ADMINISTRATIVE PROCESS

Co-Chairs: Elizabeth Mora, Harvard University, and Debbie Rafi, Office of Naval Research

Building on FDP III's contributions to the NSTC Presidential Review Directive 4 (Renewing the Federal Government-University Research Partnership) and to interface more effectively with government grants streamlining efforts (Public Law 106-107), the task force on Initiatives to Reduce Administration Burden (IRAB) was formed in Phase IV. This task force has been reorganized into a standing committee named the Administrative Process Standing Committee. The committee is charged to explore ways to change the focus of accountability from accounting processes to the impact on research and to identify opportunities to make administrative requirements simpler and less costly without compromising accountability. Working groups will develop simpler, less burdensome methods for complying with the regulations, demonstrate the feasibility of the new methods, evaluate the outcome and if successful, recommend change. Current activities regarding simplification of regulations include:

DING COMMITTEES





Terms and Conditions Standing Committee breakout session

e dy, MIT

- Payroll Certification—OMB Circular A-21 requires institutions to confirm, after the fact, that payroll charges
 to sponsored programs are commensurate with the effort provided. The A-21 requirements are overly complicated, burdensome and out of date. This working group is examining ways to simplify the regulations and
 find an effective and efficient means to assure that the distribution of salaries and wages to sponsored
 agreements is appropriate.
- Allocation of Space Costs—The allocation of facilities (space) costs is one of the most complicated and
 contentious issues in the calculation and negotiation of indirect cost rates. The goal of this working group is
 to identify allocation method(s) that are simpler to administer, more equitable, more efficient and budget
 neutral. The result will be simplified methodologies to assign facilities costs which will greatly reduce the
 burden of the space survey and provide an equitable allocation to research.
- Sub-Recipient Monitoring—The working group presented a proposed pilot to the Office of Management and Budget (OMB) that would enable pass-through entities and subrecipients to eliminate the paper exchange of Single Audit Reports, when there were no audit findings, by using the Federal Audit Clearinghouse web site database. OMB agreed and revised the Single Audit Compliance Supplement for 2004 thus implementing the streamlining recommendation.
- Financial Reporting—This working group will identify the financial reporting requirements of various federal agencies. Working with federal agencies, the goal will be to standardize the reporting frequency and reporting formats to reduce the burden of disparate reporting requirements.

ELECTRONIC RESEARCH ADMINISTRATION

Co-Chairs: Steve Dowdy, Massachusetts Institute of Technology, and David Wright, National Institutes of Health (formerly Brad Stanford, Office of Naval Research)

An ongoing focus for FDP IV is electronic research administration (eRA). While the Administrative Process Standing Committee addresses policy and simplification of regulations, the eRA committee informs the federal e-grants activities by providing institutional input and support to the development of a single electronic interface between the government and the research community. The vision that drives the eRA activity is a common set of electronic procedures, processes, principles and data elements for research grants across all federal granting agencies. Much of the early work by the FDP in Phase III can now be seen in the federal government electronic grants initiative called Grants.gov that allows organizations to electronically find and apply for competitive grant opportunities from all federal grant-making agencies. In addition to participating in federal e-grants efforts, the ERA Standing Committee has explored the development of a standard data set for Institutional Review Boards (IRB); and establishment of benchmarks on the impact of ERA applications on sponsored programs administration productivity.

TASK FORCES

CONTRACTS

Co-Chairs: Samuela Evans, University of California System, Rosemary Hamill, National Institutes of Health, and Paul Powell, Massachusetts Institute of Technology

The Contracts Task Force identifies common practices in contracts processing that can be expedited by uniform procedures within FDP IV; designs, monitors, and evaluates more efficient procedures and concepts that respond to the legal requirements of the contracts process; studies the similarities and differences between the grant and contract process to see if gains in costs and efficiency can be generated by adapting some of the FDP grant procedures for use with contracts; and provides a forum for discussion of and possible resolutions for contracting issues as they arise for member institutions and agencies. In September 2002, the Task Force finalized a model subcontract for FDP institutions to use in subcontracts with other higher education institutions. Three FDP federal agency members (NASA, DoD, and NIH) maintain a current list of federal acquisition regulation flowdown clauses with links from the Contracts Task Force web page. The Department of Energy (DOE) approved a standard subcontract for DOE Management & Operations (M&O) laboratories to use when contracting with educational institutions and non-profit organizations. One of the Task Force's newest focus areas is to be a discussion forum for contract issues, particularly related to security contract clauses.



Joe Ellis, NIH, at Basic Assistance breakdout session.

BASIC ASSISTANCE TASK FORCE

Co-Chairs: Tom Weber, National Science Foundation, Katalin Csiszar, University of Hawaii, and Jim Tracy, University of Wisconsin-Madison; Facilitators: Nancy Wray, Dartmouth College, and Jim Randolph, University of Michigan

This task force is examining new award mechanisms to support basic research laboratories through research program funding vs. specific research projects. The task force will examine the viability of a program of research and the impact on the dollars available for individual projects. To further streamline basic research proposals, the task force will test the expansion of the NIH Modular Concept to additional federal agencies. The task force will also review the relatedness concept and its implementation at universities.



Breakout session at recent FDP meeting

SUBAWARDS

Co-Chairs: Bob Killoren, Pennsylvania State University, and Susan Sutherland, Office of Naval Research

The FDP Subaward Agreement is now widely used and is becoming the model nationally for all institutions. The Research Business Models Subcommittee of the National Science and Technology Council (NSTC) in the Office of Science and Technology Policy (OSTP) has recommended developing a model national subaward agreement based on the FDP form that would be useable by all institutions. The task force has prepared a composite subaward agreement that would work for FDP and non-FDP institutions under A-110.

EXPANDING THE EXPANDED AUTHORITIES

Co-Chairs: Gunta Liders, University of Rochester, and Mary Ellen Sheridan, University of Chicago

The Expanded Authorities have been incorporated for several years into OMB Circular A-110, but only as the default for research. Even with research programs, there are program-specific and agency restrictions on adoption of the Expanded Authorities for all activities subject to A-110. This task force works with federal agencies to identify impediments to adoption across all projects and programs and to evaluate the feasibility of extending Expanded Authorities to all awards subject to A-110. In 2003, the task force conducted a survey to determine the extent of agency disapprovals on routine administrative requests. Based on the survey results, the task force is working with federal agencies to determine the impact of extending the Expanded Authorities.

PRIVATE FOUNDATIONS AND PUBLIC CHARITIES

Co-Chair: Jay Walton, Johns Hopkins University

The FDP and the National Council of University Research Administrators (NCURA) are engaged in a joint effort to research the current and projected future state of private foundations and other non-profit grant-making organizations with respect to the development and roll out of electronic research administration (eRA) systems. The task force has been active in fulfilling the role of representing the national research community (institutional faculty, administrators and IT professionals) with respect to establishing and promoting best practices among eRA systems developments. The task force continues to be active in assisting faculty applicants and reviewers, administrators and sponsor staff to use and embrace technology in order to employ best practices for greater efficiencies throughout the entire application and grants management process. The task force has presented to and interacted with over 80 foundations and charities and all the major eRA and grants management software vendors.

THE FEDERAL DEMONSTRATION PARTNERSHIP EXECUTIVE COMMITTEE (MAY 2005)

Nancy Wray, Chair Dartmouth College

Joseph Konstan, Vice-Chair and Faculty Representative University of Minnesota

Gilda Barabino,

Co-Chair Faculty Standing Committee

Northeastern University

Joanna Rom,

Co-Chair Membership Standing Committee

National Science Foundation

Richard Seligman,

Co-Chair Terms and Conditions Standing Committee

California Institute of Technology

Lambert McCullough,

Co-Chair Finance Standing Committee

Office of Naval Research

Elizabeth Mora,

Co-Chair Administrative Process Standing Committee

Harvard University

Stephen Dowdy,

Co-Chair Electronic Research Administration

Standing Committee

Massachusetts Institute of Technology

Joe Ellis, Federal Administrative Representative

National Institutes of Health

Jack Puzak, Federal Program Representative

Environmental Protection Agency

Nat Pitts, Senior Federal Scientific Official

(designated by OSTP)

National Science Foundation

Merrilea Mayo, Director GUIRR

Ex-officio

The National Academies

Jerry Stuck, Executive Director

Federal Demonstration Partnership

FDP STAFF

Jerry Stuck, Executive Director, Federal Demonstration Partnership
Denise Greene, Executive Assistant, Federal Demonstration Partnership

Merrilea Mayo, Director, Government-University-Industry Research Roundtable

FDP PHASE IV MEMBERS (MAY 2005)

INSTITUTIONS

Brown University

California Institute of Technology

Case Western Reserve University

Colorado State University

Columbia University

Cornell University

Dana-Farber Cancer Institute

Dartmouth College

Duke University

Emory University

Florida Atlantic University

Florida International University

Florida State University

Fred Hutchinson Cancer Research Center

Georgetown University

Georgia Institute of Technology

Harvard University

Indiana University

Johns Hopkins University

Kent State University

Massachusetts General Hospital

Massachusetts Institute of Technology

Medical University of South Carolina

New Mexico State University

North Carolina State University

Northeastern University

Northwestern University

Oregon Health and Science University

Pennsylvania State University

Purdue University

Research Foundation for the State University of

New York -Systemwide

SUNY - Albany

■ SUNY - Binghamton

SUNY - College at Brockport

SUNY - Health Science Center - Brooklyn

SUNY - Buffalo

■ SUNY - College at Buffalo

■ SUNY - Stony Brook

SUNY Upstate Medical University (Syracuse)

San Diego State University Research Foundation

St. Jude Children's Research Hospital

Texas A&M Research Foundation

Texas A&M University

Texas Agricultural Experiment Station Texas Engineering Experiment Station Texas State University – San Marcos

Texas Tech University Tulane University University of Arizona

University of Arkansas for Medical Sciences

University of Arkansas, Little Rock University of California, Los Angeles University of California-Systemwide

University of California at Berkeley

University of California at Davis

University of California at Irvine

University of California at Los Angeles

University of California at Merced

University of California at Riverside

University of California at San Diego

University of California at Santa Barbara

University of California at San Francisco

University of California at Santa Cruz

University of Chicago University of Cincinnati University of Florida

University of Georgia, Athens

University of Hawaii University of Houston

University of Illinois, Chicago

University of Illinois, Urbana-Champaign

University of Kansas/KU Center for Research

University of Maryland, College Park

University of Massachusetts, Amherst

University of Massachusetts, Boston

University of Massachusetts, Lowell

University of Massachusetts, Medical School

University of Miami

University of Michigan

University of Minnesota

University of Missouri, Columbia

University of Nebraska-Systemwide

- University of Nebraska at Lincoln
- University of Nebraska at Kearney
- University of Nebraska at Omaha
- University of Nebraska Medical Center

University of Nevada, Las Vegas

University of North Carolina, Chapel Hill

University of North Carolina, Wilmington

University of North Florida

University of North Texas

University of North Texas Health Science Center

University of Notre Dame

University of Oklahoma

University of Pennsylvania

University of Rochester

University of South Florida

University of Southern California

University of Texas Health Science Center at Houston

University of Texas Health Science Center at San Antonio

University of Texas Medical Branch

University of Texas, Austin

University of Texas, Arlington

University of Texas, Dallas

University of Virginia

University of Washington

University of West Florida

University of Wisconsin, Madison

Washington State University

Washington University

Wayne State University

Yale University

EMERGING RESEARCH INSTITUTIONS

Bradley University

Florida A&M University

Morgan State University

Rhode Island College

Rowan University

Southern Illinois University Edwardsville

University of the District of Columbia

University of Maryland Center for Environmental Science

FEDERAL AGENCIES

National Science Foundation (NSF)

National Institutes of Health (NIH)

Office of Naval Research (ONR)

Department of Energy (DOE)

Department of Agriculture (USDA)

Air Force Office of Scientific Research (AFOSR)

Army Research Office (ARO)

Army Medical Research and Material Command (AMRMC)

National Aeronautics & Space Administration (NASA)

Environmental Protection Agency (EPA)

AFFILIATE MEMBERS

National Council of University Research Administrators (NCURA)

Council on Governmental Relations (COGR)

Society of Research Administrators International (SRA)

Association of Independent Research Institutes (AIRI)



EVOLUTION OF THE FDP

1985—Pre-FDF

Hearings convened by the Government-University-Industry Research Roundtable (GUIRR) on "Reducing Bureaucratic Accretion" in government and university sponsored research systems.

1986—FDF

Creation of the *Florida Demonstration Project* to develop and test new grants management procedures. Founding members are five major federal research and development agencies (DOE, NSF, NIH, ONR, USDA), the Florida State University System, and the University of Miami.

1988—FDP II

Expansion through a competitive process to include 45 institutions in 14 states and 10 federal agencies; renamed the *Federal Demonstration Project, Phase II*.

1996—FDP III

Designated the *Federal Demonstration Partnership, Phase III*, membership broadens to include an additional 20 institutions, one federal agency, and seven professional associations. Increased faculty participation is realized, bringing an exciting new dimension to the partnership.

2002—FDP IV

Federal Demonstration Partnership, Phase IV, target efforts are being undertaken to increase the participation of minority serving institutions and emerging research institutions. On the institutional side, the activities of the faculty representatives have become more focused and more closely interwoven into the fabric of the FDP. On the federal side, more federal auditors and costing officials are involved in task forces and committees working to reduce administrative burden.

For more information about the FDP, please visit our website at http://www.thefdp.org

500 Fifth Street, NW, Washington DC 20001 Email: fdp@nas.edu (202) 334-1399

THE NATIONAL ACADEMIES

Advisers to the Nation on Science, Engineering, and Medicine

講演番号 2D23

米国における競争的資金の会計制度とマネジメントの柔軟性

- 調査と考察-

○高橋 宏、星 潤一、渡辺信彦、石橋一郎、堰喜八郎 (独立行政法人 科学技術振興機構(JST))

はじめに

競争的資金のマネジメントは、いかなる研究に資金提供するか、即ちプログラム設計と課題採択プロセスが第一義的に重要であるが、同時に、どれだけの資金をどのように提供すれば、最大の資金効率(研究成果)があげられるかという会計的側面の設計とマネジメントも極めて重要である。本年(2007)2月に文部科学省よりガイドラインが出され、我が国の競争的資金制度の会計的側面に関し大きな改革がなされる状況にある。例えば、これまでは研究者に支給する形態をとっていた競争的資金が、今後は大学等研究機関に支給され、研究機関の責任において管理される方向にある。

これは従来に比べ厳しい管理形態であるが米国では以前より行われている方式である。但し、米国は、Award Yearの設定、繰越、研究期間の延長、費目間流用など、競争的資金の運用の柔軟性は極めて高く、この柔軟性と一体化された位置づけで厳しい管理がなされ、競争的資金の高い効率性が実現していると言える。

こうした背景に鑑み、米国の競争的資金の柔軟 な運用を我が国に導入する方策を探索する目的 で、柔軟性の実態と、それを可能とするメカニズ ムの調査を行った。

端的に言えば、米国の競争的資金の柔軟性は、 国家会計が「多年度会計」かつ「支出負担確定主 義会計」であることに基づいているが、同時に、 大統領直属の国家予算管理組織である Office of Management and Budget (OMB))の支持を受け た Federal Demonstration Partnership(FDP)の 枠組みのもとで 20 年前から競争的資金の制度的 隘路の解消に取り組み、管理能力のある大学に、 競争的資金の一部の管理権限を委譲する 「Expanded Authority」の仕組みを導入するなど、Funding Agency (競争的資金配分機関、以下FA)と大学側とが協力して、競争的資金の事務上の負荷 (Administrative Burden) を軽減し、競争的資金の成果の最大化に取組んできた活動が本質的な役割を果たしているようにも思われる。

§1. 米国の競争的資金の柔軟性の事例

1-1 繰越

競争的資金の柔軟性に関する日米の相違の象徴的な課題が繰越である。米国の競争的資金は基本的に年度間の繰越が自由であるのに対し、我が国では厳しい制約があるとされているが、両者の間には本質的な相違がある。その相違は「年度」概念に根ざしている。

「年度」には「会計年度=Fiscal Year」、「学校年度=School Year」などがあるが、米国には「Award Year」がある。「Award Year」は日本に無い概念であり、競争的資金の受託を開始したときからの1年間を言い、会計年度とは無関係に、また個々の課題毎にFAが設定している。日本の競争的資金は会計年度に連動して管理されており、会計年度が即ち「Award Year」であるが、これが、我が国の競争的資金制度全体の大きな隘路の元になっている。日米の繰越の相違を図1に示す。

日本の繰越は会計年度を跨いでの繰越であり、 単年度会計国家である日本の会計原則に関わる ため、国が執行する予算の場合「繰越明許」制度 により例外的に繰越は可能であるが国会承認を 必要とする。なお、独立行政法人(以下独法)で ある日本の FA では状況が異なる。

一方、米国の Carry Over(繰越) は「Award Year」を跨いでの繰越であり、FA の内規の問題 であり、FA の判断で許認可できる。図1に示されているように、米国では「Award Year」そのものが会計年度を跨いでおり、「Award Year」内での予算執行は自由であることから、予算執行が会計年度を跨ぐことに関しては全く自由である。



図1. 日本の繰越と米国の Carry Over の相違

なお、日米の繰越概念のもう一つの相違として、 日本では現金の繰越を議論するが、米国では予算 権限の Carry Over(繰越)を議論することである。 1-2 具体例: National Science Foundation (以 下 NSF) の Grant の種類と繰越¹⁾

米国の Carry Over の実態は、FA によって、また制度によって多少異なるが、一例として NSF の Grant の事例を紹介する。なお、ここで「年」は「Award Year」である。

NSFには Standard Grant(SG)と Continuing Grant(CG)という二つのタイプの Grant がある。 SG は、通常 3 年であり、例えば 3 年間の予算が 30 万ドルだとすると、その 30 万ドルの予算は研究開始時点で約束(Obligate、§ 2 参照)され 3 年間にどのような割り振りで予算執行するのも自由である。即ち、この場合、年間予算という概念はなく、従って年度間の繰越と言う概念もない。 CG は通常 5 年間のものが多いが、一年ごとに予算が約束(Obligate)される。この場合、年間予算の 20%までは自由に繰越可能で、20%以上でもProgram Officer(以下 PO)の了解があれば、繰越せるというのがこれまでの規則であった。しかし、本年 6 月改訂の NSF の GPG(Grant Proposal Guide)10では、20%の制限は撤廃されており、繰

越額の制限は無くなっている。但し、繰越額が多い場合、翌年の予算が調整される可能性はある。 なお、SG と CG は応募段階では区別されず、 採択審査の過程で NSF が割り振りを行う。

1-3 No Cost Extension¹⁾

繰越の拡張概念として「No Cost Extension」がある。研究期間の最終年度(Award Year)の研究予算の一部を翌年度に繰越して研究を続けるもので、新たな予算措置を伴わない研究期間の延長であり、Carry Over と区別されている。これは、研究が未知を探索する行為であり、予定どおりに進捗を図ることが難しく、限られた競争的資金による研究成果の最大化を図るうえでの必要措置と位置づけられており、米国の多くの競争的資金においては、最大 12 ヶ月の「No Cost Extension」は、許認可事項ではなく、研究者が FA に対して告知するのみで幅広く認められている 1)。

1-4 Pre-award Cost

競争的資金の受託開始前の研究費用を受託時から 90 日遡ってコストとして認める制度であり、 米国の多くの競争的資金で採用されている。

§ 2. 米国の会計制度の仕組み

§1 にその一部を紹介した米国の競争的資金の柔軟性は、基本的には米国の国家会計制度に基づいている。以下に米国の会計制度を概略する。

米国の国家予算は Appropriation (歳出予算法、以下 Appro.) と呼ばれ、毎年法律として制定される。 Appro.に関しては、Principles of Federal Appropriations Law²⁾に詳述されているが、本稿に関係する部分の概略を以下に記す。

Appro. は予算項目に対して予算権限(Budget Authority、以下 BA)を付与するものであり One Year Appro. (OYA), Multi Year Appro. (MYA), No Year Appro. (NYA) の3種類の Appro. で構成され、OYA は1年以内の予算執行を、MYA は定められた複数年以内の予算執行を求められ、NYA は無期限の予算執行が許される。NSF の場合、OYA は NSF 職員の給与等管理費用であり、MYA は NSF の場合 2 Year Appro. であり、これがファ

ンディングの予算である。NYAは、大型研究設備 や極地研究費として位置づけられている。

なお、ここで予算執行とは、現金を支出するこ とではなく、研究機関に予算を執行する権利を付 与すること、即ち Obligate (支出負担行為) する ことであり、Obligate された予算は、執行済みと なる。Obligate された予算を現金執行すること を Disbursement と呼ぶ。競争的資金に関し具体 的に言えば、例えば NSF が、研究期間 3 年の SG に対し3年分の予算と研究機関(研究者)と研究 課題を決定すれば、Obligate は完了し NSF とし ては予算執行済みとなる。研究者側では、 Obligate された3年分の予算を、必要に応じて大 学の事務部門から (例えば毎週) NSF に送金依頼 をして大学の口座に送金して貰いそれを現金執 行(Disbursement)して研究を行うが、この現 金執行に対して期間的な制約は無く、このことが、 §1 で述べた米国の競争的資金の柔軟性を可能と している最大要因である。なお、NSF は国家機関 であり、現金は FRB (連邦銀行) の口座から大学 の口座に送金される(清算、概算いずれも可)が、 大学側で年間250ドル以上の利息が生ずると返還 しなければならず、これが、毎週のように、FRB から大学に送金する背景となっている。

NSFのSGとCGを事例として上記メカニズムを図2に示す。CGの場合は、毎年の研究予算がそれぞれの年の2 Year Appro.から付与(Obligate)される。

NSF予算とファンディングの仕組み

国家機関であるNSFの予算は連邦政府予算(Appropriation)の一部として毎年設 定される。 NSFのAppropriationは、1-year Appro. 2-year Appro. No-year Appro.の3種 のAppro.で構成される。

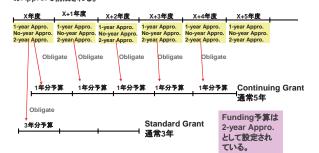


図2. NSF 予算とファンディングの仕組み

§ 3. FDP (Federal Demonstration Partnership³⁾

§1 で述べた米国の競争的資金の柔軟性は、一 朝一夕にできたものではない。FDPは競争的資金 の事務上の負荷(Administrative Burden)の軽 減のために、大学と FA が協力して、1986 年以降 20 年に渡って取り組んでいる活動である。1986 年に NSF や National Institute of Health (以下 NIH) など 5 つの FA と 10 の大学が Phase I と して、また 1988 年以降は 11 の FA と 21 の大学 が参加しPhase Ⅱとして活動し、合計約10年掛 けて§1で述べた競争的資金の柔軟性を実現し、 1996年以降 2002 年までは Phase Ⅲとして 11 の FA と 68 の大学が参加して政府と大学の連携、事 務の電子化、コストシェア、エフォート管理などに 取り組み、さらに 2002 年から 2008 年までを Phase IVとして、マイノリティーを含む研究機関 など、より多くの政府機関や大学を対象として98 の大学が参加し、事務の一層の効率化や電子化に 取組んでいる。

§ 4 で述べる Expanded Authority の仕組みも FDP の活動の成果であり、また、FDP の活動の結果、OMB(§ 6 参照) が連邦政府のファンディング規則(Circular)を改定するという実績も生まれている。2002 年に OSTP (米国大統領府の科学技術計画局) の局長である Dr. John Marburger が、「FDP は政府の仕組みを改善する上で成功した数少ない活動の一つであり、電子政府構築の模範を示し、行政と研究者双方に莫大な事務の効率化をもたらしている」、と述べている。

FDP の活動目標は、研究者に Science することを可能ならしめることとされており、FDP の活動を開始した 20 年前には、米国の競争的資金制度も、煩雑な事務上の負荷で研究者の研究活動が阻害されていたことを伺わせる。

§ 4. Expanded Authority⁴⁾

FDP の成果で注目されるのは Expanded Authority の制度である。

繰越や研究期間の延長(No Cost Extension)など本来は、FA側の許認可事項である。しかし、個々の研究事情が異なり、また FAと大学等研究

機関との地理的距離など考えると、許認可の判断は煩雑かつ時間と労力を要する作業となる。そこで、研究経験を有し競争的資金のマネジメント能力を有する専門職:URA(University Research Administrator § 5 参照)を配置する大学側に一定のマネジメント能力があると認定された場合には、上記判断権限を大学側に委譲する制度があり、これを Expanded Authority と呼んでいる。当初は一部の大学のみであったが現在は競争的資金を獲得する殆どの大学に Expanded Authorityが適用されているとのことである。

§ 5. URA (University Research Administrator) NCURA (National Council of URA)⁵⁾

競争的資金の配分業務(ファンディング)は優れた研究および研究者に選択的に研究費を配分する業務であり、研究を理解しかつマネジメント能力のある人材として米国の FA では PO が活躍しており、我が国にも 4 年前に PO 制度が導入された。この事情は大学においても同様であり、研究を理解しかつ事務能力のある人材として、米国の大学には URA という専門職がある。米国の競争的資金は大学等研究機関に提供されるが、競争的資金に関し大学側の代表として書類にサインをし、責任を負い、また研究者にファンド獲得のアドバイスや支援をするのが URA である。

URA は専門職として確立しており、URAの団体である NCURA は現在 2200 名の会員を擁し、毎月、講習会、勉強会など企画し会員の能力向上と新たな URA の育成に取り組んでいる。前節で述べた Expanded Authority が実現できたのも大学側に URA の存在があったからとも言えるが、Expanded Authority の制度が URA の普及を促した面もあるのではないか。

§ 6. 米国の OMB (Office of Management and Budget 行政管理予算局) の役割

OMB は行政府に属し、予算執行に関する各種指示書 (Circular) を発行するなど、予算執行の元締めである。NSF や NIH など米国の FA にはGrant Policy Manual (GPM)、Grant Proposal

Guide (GPG)などの各種規則書が充実しているが、 その内容の会計的側面の多くは、OMB の Circular A-21 (間接経費と直接経費の定義)、 Circular A-110 (競争的資金の会計処理について)、 Circular A-133(監査の実施基準)に基づいている。 また、§ 4 で述べた Expanded Authority を適用 するに当たり大学の管理体制を審査するのは OMB とのことである。

おわりに

ファンディングは科学技術政策上重要な役割を 担っているが、その有効性を大きく左右するのが 会計的側面の柔軟性である。

米国の競争的資金の柔軟性は、「多年度会計」 かつ「支出負担確定主義(Obligate)会計」という 国家の会計制度に基づいているが、同時に、OMB の支持のもとに FDP の枠組みの下で、競争的資 金の供給者である FA と受託者である大学側とが 20年掛けて協議して構築してきたこと、さらに大 学側の PO とも言える URA の存在とが相俟って 機能しているとも言える。我が国においても FDP に類似の枠組みを構築し、関係者が一堂に会して 協力し努力を続けることで、5~10年後を目標に、 我が国に最適な競争的資金の会計制度を構築す ることが望まれる。運営費交付金は国が独立行政 法人に Obligate した予算という面があり、関係 者が協議し努力することで、ファンディングの制 度趣旨に則った、米国並みの柔軟性を実現できる 可能性があるのではないか。

謝辞

本調査にあたり NSF および NIH の多くの関係 者に多大な情報提供を頂いた。謝意を表する。

<参考文献>

- http://www.nsf.gov/publications/pub_summ. jsp?ods_key=gpg
- 2) http://www.gao.gov/new.items/d05354sp.pdf
- 3) http://thefdp.org/
- 4) http://www7.nationalacademies.org/
 FDP/Expand Auth.html
- 5) http://www.ncura.edu/content/